

219.3

219.3-N21ウ



1200500730511



始



9 119

2555



211
H2
117

219.3

N21

長崎市史

地誌編

神社教會部 下



補遺と正誤

一、例言末尾四頁五行「際しては」の次に左記を加ふ。
 或は訪問により或は書信により資料供給、質疑應答、實地指導、調査等に關し便宜を與へられたる人士全國各地に亘り幾百人を算する内特に京都官幣大社八坂神社宮司江見清風、京都帝國大學、同圖書館司書山鹿誠之助、同館囑託鈴鹿三七、伊勢宮司應彌宣加藤才次郎、官幣大社諏訪神社宮司古川左京、門司市清瀨町吉永卯太郎、長崎諏訪神社宮司故立花照夫、皇典講究所講師故三宅古城、浦上神學校教師司祭浦川和三郎、伊勢宮社掌故島七人、鳴瀧町住海軍大佐米原林藏、大浦町住同中佐小川水路、本下町阪田七三郎、福濟寺住職三浦實道、縣立圖書館司書増田廉吉等の諸氏の援助及び

一、三五四頁五行欄外に 繪旨、辭令、古文書、記録の文字を入れる。
 一、六四六頁四行に左記を加ふ。

一、當社祭神勸請に際し伊勢神宮史上に有名なる飛神明事件を生じ、幕府、長崎奉行所、當社及び伊勢神宮との間に紛議を生じ一時の大問題を起したが、史料不十分の爲め茲には記載を差控へた。
 一、七四四頁表の末項に左記を加ふ。

社名	寛政年間	明治八年	昭和三年
鷲神社	方四尺五寸		五尺貳寸に壹尺八寸
稻荷神社		壹尺四寸に壹尺壹寸に	同上
補稻荷神社		方參尺	同上

卷	頁	行	正	誤
上	四九	一	一行の全文は三行目に入る、こと	同年同月
上	一九八	一〇	大正三年十二月八日	同年同月
上	二一八	一四	あまの	あまつ
上	二二一	一五	取拂ひ夫々他に移轉した	取拂ひ盡した
下	二四三	關	梅園神社	伊良林神社
下	二四四	關	繞蝦宮出入	繞蝦宮出薬
下	二五四	關	繞蝦宮出入	繞蝦宮出薬
下	二六〇	關	西山神社	神崎神社
下	二七九	關	土産天神	土産天神
下	四一八	關	西山郷鎮守社	西山郷鎮守社
下	五三〇	表中一行	長崎市本大工町	同本大工町

右の外活字の誤謬若干あれども今一々之を列舉せず

長崎市史

地誌篇神社教會部

下卷

目次

第五章	村社	一
第七節	淵	社	一
第八節	大崎	社	三
第九節	愛宕	社	元
第十節	稻荷	社	四
第十一節	八幡	社	四
第十二節	八幡	社	四
第十三節	水神	社	六
第十四節	八	社	二
第十五節	楠稻荷	社	三
第十六節	梅香崎	社	三

新編五

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

第 六 章 無 格 社

附 明 細 帳 脫 漏 神 社

第十七節	伊良林稻荷神	社	一四七
第十八節	神崎	社	一五九
第十九節	住ノ江	社	一五三
第二十節	伊都岐島	社	二〇〇
第二十一節	諏訪	社	二二一
第二十二節	梅園	社	二三五
第二十三節	西山	社	二四六
第二十四節	坂上	社	二七六
第一節	稻荷	社	水ノ浦町	二九八
第二節	天満	社	今福町	三〇〇
第三節	松島	社	三二一
第四節	天満	社	十人町	三三〇
第五節	天満	社	西泊町	三三五

第六節	八幡	社	三三九
第七節	稻荷嶽	社	三三一
第八節	伊勢宮	社	飽ノ浦町	三三六
第九節	飯盛	社	三五八
第十節	鳥岩	社	三五〇
第十一節	天満	社	今博多町	三五三
第十二節	矢ノ平稻荷	社	三五八
第十三節	天満	社	新大工町	三五三
第十四節	稻荷	社	本古川町	三五四
第十五節	立岩	社	三六七
第十六節	天満	社	錢座町	三九一
第十七節	事代主	社	三九七
第十八節	櫻谷	社	四〇〇
第十九節	稻荷	社	銀屋町	四〇三
第二十節	稻荷	社	豊後町	四〇七

明細帳脱漏神社

第一	太神宮	社	四一〇
第二	笠頭稻荷	社	四一四
第三	左近	社	四一七
第四	岩杉稻荷	社	四二三
第五	岩倉稻荷	社	四二四
第六	大山祇	社	四二六
第七	五社稻荷	社	四二八
第八	長野稻荷	社	四三〇
第七	招魂社		四三二
第一節	梅香崎招魂社		四三三
第二節	佐古招魂社		四三五
第八	神道教會		四九〇

第九章 聖堂

附 長崎市現在神道各教會一覽表

第一節	黒住教長崎教會所	四九〇
第二節	神宮奉齋會長崎本部	四九六
第三節	出雲大社教長崎分院	五一二
第四節	天理教肥長分教會	五一五
第五節	金光教長崎東部教會所	五二六
第九章	聖堂	五三四
第一節	中島聖堂	五三四
第十章	基督教教會	五九一
第一節	大浦天主堂	五九一
第二節	浦上天主堂	六二三
第三節	西中町天主堂	六五〇
第四節	長崎聖三一教會	六六七
第五節	ウエスレー教會	六七四

第六節 長崎日本基督教會……………七七八

第七節 日本メソヂスト長崎中央教會……………七八二

第八節 長崎バプテスマ教會……………七八六

附 長崎市現在基督教各教會一覽表

第十一章 舊長崎七ヶ村神社……………七九九

第一節 裳着神社 社 村社 茂木町……………七九九

附屬社

一、日吉神 社 雜社 茂木町……………七九九

二、飯岩神 社 同……………七〇〇

三、高島神 社 同……………七〇一

四、稻荷神 社 同……………七〇二

五、稻荷神 社 同……………七〇三

六、大山祇神 社 同……………七〇四

七、大山祇神 社 同……………七〇四

八、伊都藝島神 社 同……………七〇六

九、竈神 社 同……………七〇六

一〇、加茂神 社 同……………七〇八

一一、鹽竈神 社 同……………七〇九

一二、森山神 社 同……………七一〇

一三、大山祇神 社 同……………七一一

第二節 熊野神 社 村社 野母村……………七一二

攝社

一、日山神 社 無格社 野母村……………七二三

末社

一、稻倉魂神 社 雜社 同……………七二三

二、琴平神 社 雜社 同……………七二三

第三節 住吉神 社 村社 川原村……………七三四

附屬社

一、八坂神 社……………七三五

二、池之御神 社 雜社 川原村……………七三五

三、池之御前神	社同	七五
四、秋葉神	社同	七五
五、金刀比羅神	社同	七六
六、菅原神	社同	七六
七、事代主神	社同	七六
八、菅原神	社同	七六
九、八幡神	社同	七六
一〇、淡島神	社同	七六
第四節 八幡神	社村社 古賀村	七四
第五節 天満神	社村社 日見村	七四
第六節 熊野神	社村社 榑島村	七四
附屬社			
一、住吉神	社 無格社 榑島村	七九
二、金刀比羅神	社同	七九
第七節 八幡神	社村社 高濱村	七五〇

附屬社			
一、龍田神	社 無格社 高濱村	七五
二、御食都神	社同	七五
三、龍田神	社同	七五
四、八幡神	社同	七五
補遺 (長崎市)			
一、水口天満宮	七六

挿入寫真目錄

下卷

- 二五、寶珠山上の虚空藏祠と淵神社參道古圖原圖長崎市役所藏
- 二六、淵神社拜殿と同社舊萬福寺古圖原圖長崎市役所藏
- 二七、寄合町稻荷神社と大崎神社
- 二八、愛宕神社と八劍神社
- 二九、中川八幡神社正殿と拜殿
- 三〇、八幡町八幡神社拜殿と神佛混淆禁止令に依る社人還俗申渡狀原書八幡神社藏
- 三一、水神社正殿と川立神
- 三二、楠稻荷神社と其の古文書原書伊勢宮藏
- 三三、伊良林稻荷神社と同社境内古圖原圖伊良林神社藏
- 三四、神崎神社古圖と倭奴國王印及び鎮懷石原圖長崎市役所藏
- 三五、大浦諏訪神社と伊都岐島神社の各拜殿
- 三六、梅園神社縁起と安田治右衛門肖像原圖梅園神社藏
- 三七、梅園神社と住ノ江神社全景

- 三八、太上秘法鎮字靈符原圖西山神社藏
- 三九、文昌帝君像と武當山圖原圖西山神社藏
- 四〇、松島稻荷神社と十人町天満神社
- 四一、英彦山神祠と飯盛神社
- 四二、中島天満神社社殿と中島天満宮之記原書中島天満神社藏
- 四三、中島天満神社祭神像と聖廟記原圖、原書中島天満神社藏
- 四四、鎮撫總督澤宣嘉と振遠隊教練圖原圖澤伯世家藏
- 四五、振遠隊出征者幹部原圖福田忠昭藏及び威狀原書諏訪神社藏
- 四六、梅香崎招魂場振遠隊墓地と朝陽艦沈沒圖原圖福田忠昭藏
- 四七、佐古招魂場と祭典圖原圖長崎市役所藏
- 四八、肥長分教會と參道
- 四九、孔子像と大學門像は中島聖堂藏
- 五〇、大浦天主堂とブチジャン肖像公教會の復括より轉載
- 五一、浦上天主堂とフレノー肖像
- 五二、西中町天主堂と無名の献金者及び島内要助肖像人物原寫眞西中町天主堂藏

長崎市史

地誌篇

神社教會部 下卷

第五章 村社 (續)

第七節 淵神社



祭神
田心姫命
市杵島姫命
湍津姫命
菅原大神
保食大神
相殿

所在 長崎市竹之久保町七百貳拾六番地。

此の地維新前は長崎地方代官高木作右衛門の支配地なる浦上淵村の内であつた。明治維新後第一大區十一小區肥前國後杵郡浦上淵竹之久保郷(番地不詳)、明治十一年西彼杵郡浦上淵村竹之久保郷百七拾六番戸となり、明治三十一年三月長崎市に編入せられ大正二年四月竹之久保町と

なり現在の地番となつた。

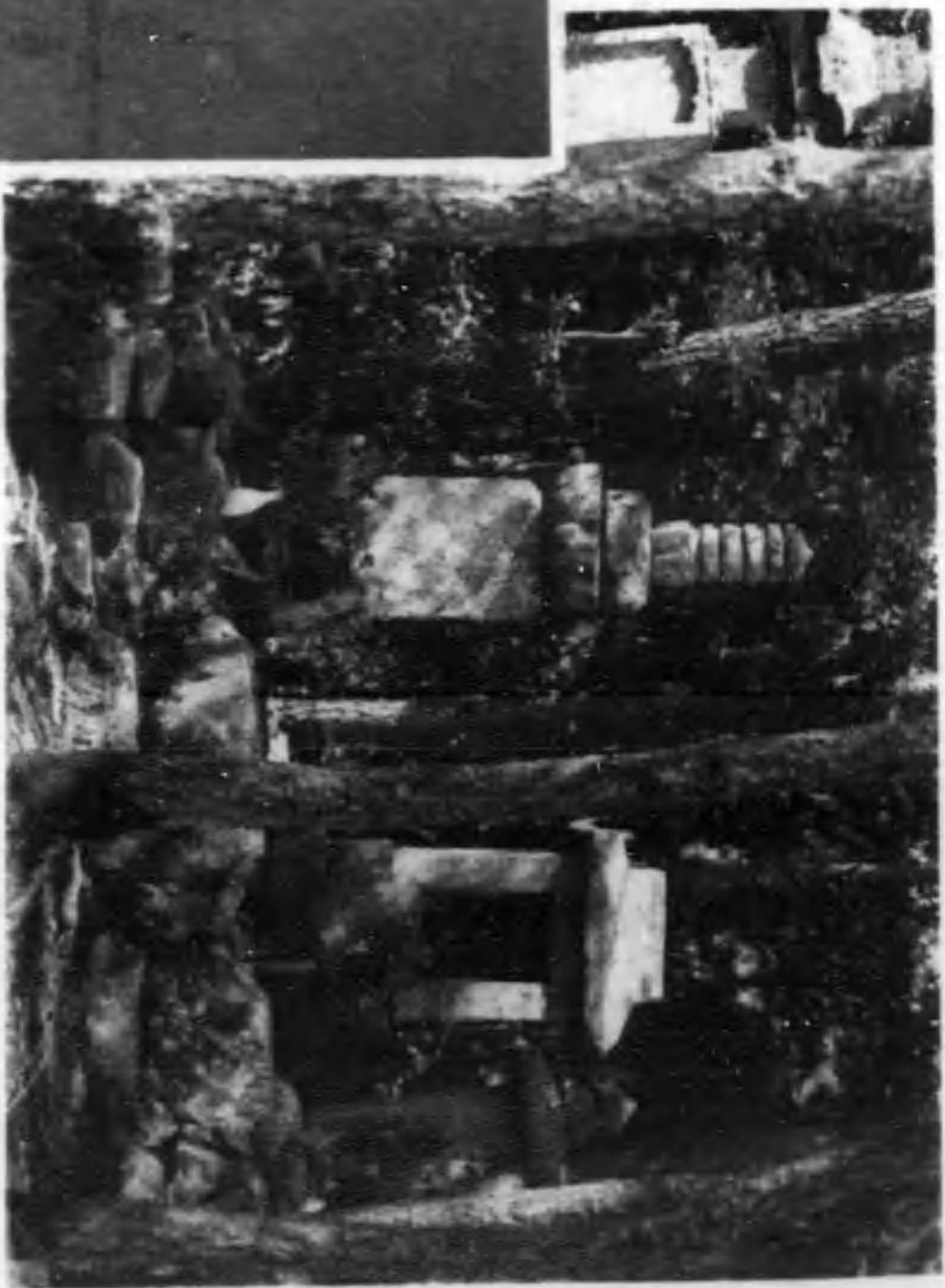
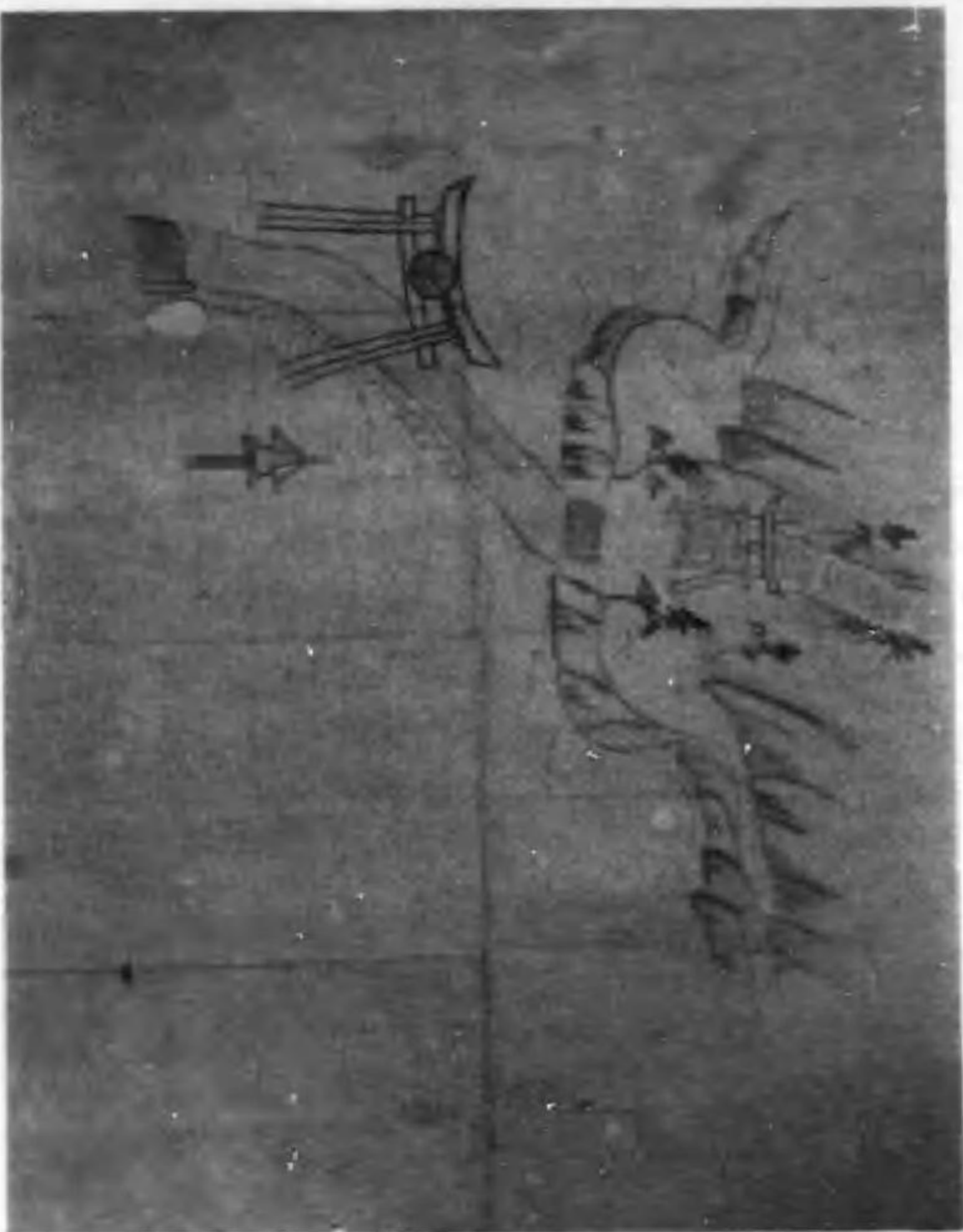
社地 は稻佐岳の北東麓なる寶珠山下に在りて海に臨み山を負ひ、岸廻り浦曲り風物變態一幅の畫圖を披くが如しとは先人の記し置ける所であるが、今は對岸聖徳寺との中間なる浦上灣を填めて茲に長崎紡績會社を設け鐵道、電車等の交通織るが如く、而かも門前直下には三菱造船製材工場ありて雜閭を極めて居る。

神宮寺支院

沿革 當社地は、昔神宮寺支院の遺址で、當時は背後の山頂に虚空藏菩薩と玄武神とを、今の社地の邊に辨才天を祀り之を妙見社と言つて居た。天正年間當地吉利支丹宗旺盛なりし頃神宮寺が吉利支丹教徒の爲めに焼かれ支院も亦毀却或は焼失せしめられた時、當院も亦其の禍に罹つたと傳へられて居る。斯くて年久しく荒廢して居たが、寛永十一年當地延命寺開山龍宣が里民教化の爲め此の地に一寺を興して寶珠山萬福寺と稱し、辨才天を勸請して古に復し正保四年に至り辨才天を安置して宮殿を營んだ、此の時より妙見尊を祀らず社地が稻佐郷に在るので世に之を稻佐辨天社と呼び、淵村の惣鎮守として江に沿へる各郷諸部落で毎年八月七日に大祭を行つたことは佛寺篇八五

寶珠山萬福寺

稻佐辨天社



寶珠山上淵神社背後の虚空藏祠
●
淵神社參道古圖
海中石燈籠は同社殿に移し現在す。

三頁に述べた通りである。

萬福寺は、爾後延命寺の末寺で眞言加持の一道場として二百餘年の歳月を経て明治維新に及んだ、此の間に於ける寺運は餘り振はず社僧一人常住し祭事を掌つた、文政年間には元淵村庄屋で當時隠居せる志賀宗貞を乞ふて社番たらしめ其の力に依りて寺勢を維持した事もあつた。その維新前の沿革は佛寺篇八五三頁以下に記載して有るので重複の嫌を避けて茲には是を省略するこゝとする。

明治維新となり神佛混淆の禁令と共に從來兩部たりし寺院は悉く廢せられて神社に變更せられた。當社も亦是の時に萬福寺を變改したものであつた。元來市杵島姫命は佛家に於て本地を辨才天と稱し來りしに依り、萬福寺を廢して淵神社と改むるに當り明治元年九月十二日本尊辨才天像脇侍十五童子及び佛具類は悉く之を長崎裁判所に送り、山號寺號を廢止して社地を清め市杵島姫命を祭神として此の日より淵神社と公稱し、神崎神社神主内田賢太夫を以て其の神主を兼ねしめた。

前述の如く當社は從來眞言宗内の一萬福寺として傳來したけれども其の社

殿、堂宇等は大体に於て神社の結構を爲して居た、即ち寺院門前には石鳥居あり、内には拜殿本堂と稱へずあり、神殿あり、唯僧侶之を司祭し佛像を本尊とし佛具を展し佛經を誦するの差があつたのみである。今や萬福寺を廢して淵神社と改むるに當り之等佛寺關係の諸什器は一切之を裁判所に送りて其の處置に一任し、舊殿堂及び社地を清淨にしたので、別に建物を新築するの要もなく、其の儘神社として之を繼承した但庫理の前面に在つた鐘樓は之を取疊みて梵鐘は之を賣却した。買主不明

澤知事御舟代
を鐘め奉る

此の月府知事澤主水正宜嘉親しく臨んで御舟代を鎮め、且淵村庄屋志賀親憲の請に依りて、石鳥居懸額神社號及び神社祭神名を扁額二面一面現存に題して當社に奉納した。夫れで辨才天或は大辨才天女現存と刻した鳥居額面は直ちに之を撤して知事揮毫の石額を調へ懸けたのであつた。

是より後、淵村總鎮守社として氏子千餘戸あり、毎年三月、九月の兩月十五日に大祭を執行し、里民の崇敬を集めて今日に及んで居る。

神主は最初内田賢太夫之を兼ねた。明治五年九月十日より元振遠隊分隊令官たりし今井守衛、宮守に任じ社務所に常住して社務一切を掌理し、賢太夫

明治元年社勢

の後は浦上皇太神宮祠官福田利鎌、諏訪神社祠官阪本秋郷等相踵いで神主となつたが、明治十五年守衛其の祠掌に補せられ、其の歿後明治三十年六月十日諏訪神社主典伊藤新社掌に補して當社を兼務し、同三十三年三月下條乙盛當社専務社掌となり、現社掌に及んだものである。

明治元年の當社々勢は左の如し

浦上村淵十三ヶ郷産土神
浦上村淵字寶珠山 淵神社

一、本社 田心姫命 但祭日毎年 三月十五日
市杵島姫命 九月十五日
淵津姫命

一、末社 稻荷大神

本殿 貳間半四面
拜殿 五間に參間

登廊下 壹間に八間

石鳥居 三基 内小壺基本殿裏手本宮に有之

木鳥居 貳基 内大壺基社前海中に有之

門 壹間半に壹間

社地坪數 七千五百貳拾五坪 寛永十三年子年 除地

但山林共

以上

右は寛永十三年長崎奉行榊原飛騨守、馬場三郎左衛門在勤之節長崎延命寺開山龍宣之發起にて浦上村之儀は邊鄙殊に邪宗門餘燼之地に付神佛崇敬之事を教化之爲め願濟之上山里村には圓福寺を建立山王權現を勸請致し當淵村には則今之地を開基致し往古より海岸に齋祀罷在候辨才天之御神体を移し奉り寶珠山萬福寺と相唱龍宣之弟子能滿院を社僧と相定延命寺末寺眞言宗にて奉仕致し來候處元祿六酉年奉行川口攝津守在勤之節御再建に相成申候其後無住に付延命寺を掛持に仕居候元來市杵島姫御神佛家に於ては本地辨才天と申故從前辨才天之像を造祭罷在候處明治元年王政御一新に付神佛混淆之儀御廢止被

村 社

制 札

神社地編入

仰出同年六月知府事

澤右衛門權佐様御在職之節右御布令之御趣旨奉體認還俗神勳可奉願之處無住にて延命寺兼帶罷在候寺院に付私え兼帶可致旨同九月十二日被 仰付勿論佛像佛具共悉く御裁判所え村方へ差上山號寺號御廢止社地御清め淵神社と相唱私儀神道を以神勳仕候

明治七年五月 村社に列せられた。

明治三十一年三月七日 當社所在地は長崎市に編入されしも、郷名や、番地は依然として其の儘であつたが、大正二年四月に至り竹之久保郷全部 當時在住民者百七拾戸あり、竹之久保町と改稱された。當社地番の現在の通りとなつたのは此の時からである。

此の年十二月長崎縣は境内に制札を建てた。但當社は明治三十一年五月十一日を以て此の制札を建つるの許可を得て居たが荏苒として今日に至つて居たのであつた。

明治四十年五月十三日 竹之久保郷字日割及び菜切谷開墾畑壹町貳段九畝廿歩、市街宅地六拾參坪、山林貳町五反壹畝貳拾七歩の地を當社不動産とし

神幣帛供進
神社となる

て譲受くるの件出願中の處本日に至り長崎市會の議を経て許可せられた。
明治四十年七月廿六日 其の筋より長崎市に於ける神幣帛料供進神社と
して指定せられたので、爾後當社例祭或は臨時祭典に際し供進使奉幣の儀あ
るに至つた。

明治四十三年五月十日 陸軍大臣より明治三十七八年戦役に於ける戦利品
たる砲丸方匙各壹箇を當社に奉納せられた。

老松枯死

明治四十四年一月 去る明治四十年の頃より境内に於ける老松高さ五丈或は
三丈の枯死するもの前後相踵ぎ今月に至るまでに拾參本を算し大に風致を損
するに至つた。

大正四年八月十一日 當社財産其の筋へ登録。此の時の當社不動産は左記
の如きものであつた。

營 繕

宅地 四百七拾參坪貳勺
畑地 貳町參反六畝拾七歩
山林 貳町六反六畝拾歩

大正四年十一月 豫て修繕中であつた正殿、昇廊下參間に四間及び扉改修完
了した、經費約壹萬圓。此の月旭町四丁目山野邊左右吉夫妻は御大禮記念と
して花崗石燈籠壹對を當社に奉納した。

平和奉告祭

大正九年八月九日 日獨戦役終了平和奉告祭を執行した。

同 年五月十二日 當社所有地の内宅地拾七坪七合五勺 竹之久保町内價格金貳百六拾六圓貳拾五錢

畑百九拾九坪八合九勺 竹之久保町價格金千五百九拾八圓九拾六錢 山林貳百貳坪八合壹勺 同町七百拾九番

地 圓五 を長崎市に賣却した。以上の地所は長崎市が市營火葬場新設に際し其の

敷地又は道路用として買入れたるものであつた。

大正十一年七月二十九日 當社境外所有地なる宅地五拾貳坪七合 竹之久保町七百貳拾九

番地價格金七百九拾圓六拾五錢 を三菱造船所へ賣却した。同所は此の地を購求して同所

大正十一年十一月廿三日 舊神殿を解取りて改築に着手した。 附屬の製材場を建築した

大正十二年四月 去年七月より着手中であつた正殿、祝詞殿、舞殿、渡殿

の改築及び境内の改修落成したので五月廿八日に神樂殿に奉移中なりし神輿

遷座を行ひ、此の時元當社末社として境内に祀つてあつた稻荷神社を正殿に

奉移して相殿とし臨時大祭を執行した。此等の經費約貳萬五千圓で翌々九月

より更に社務所の改築に着手し同十三年三月落成した、費金約壹萬五千圓此

の前後に亘る大工事に費す所實に四萬圓に上つたが是等は三菱造船所壹萬圓寄

付及び氏子有志等の寄付に依つたもので稻佐町二丁目矢野森吉等の盡力を多

各殿改築

地所賣却

社掌員數
現 勢

とする。

大正十四年四月十日 社掌員數を貳名となすの件其の筋の認可あり。

現今社掌貳名掌禮壹名で氏子七千拾戸寺野郷、竹之久保町、稻佐町一、二、三丁目、旭町、丸尾町、平戸小屋町、水ノ浦町、徳ノ

浦町、岩瀬道町、立神町、西泊町、木鉢町住民全部で當社經費負擔の氏子壹千貳百五拾戸寺野郷、竹之久保町、稻佐町一、二、三丁目、旭町、丸尾町の一部

昭和二年度收支豫算は收入金貳千壹百圓支出金社入金壹千七百圓資金支出貳百貳拾圓等社費千八百貳拾圓社費千八百貳拾圓等

百九拾で昨年度決算は貳千參百七拾圓であつた。年中行事は恒例祭の他市内

他社と異なる事はない、但例祭は毎年十月廿一日午前十時に於て舉行する。

現在基本財産は現金四千貳百參圓九拾五錢及び別記壹萬四千五百貳拾六坪

四勺の不動産である。

境内 壹千六百五拾貳坪 官有地第壹種

東西 六拾六間 南北 貳拾五間

開創より維新前迄は境内總坪數七千五百貳拾五坪貳町五反貳拾五步で東西六

拾間南北五拾七間と稱せられ、明治八年に提出したる當社明細帳には坪數に

變化無く東西六拾八間南北六拾間と記し山上參千四百五拾五坪東西六拾間、南北五拾七間山

境 内

正 殿

下四千八拾坪の圖面を添附してある。然るに明治十三年提出當社明細帳には境内千六百五拾坪とあり更に境外所有地として竹之久保郷菜切谷畑壹反六畝拾步、地價金六拾錢八厘同所秣場貳畝貳拾貳步地價金七錢貳厘の二筆を添附してある。今や當時の事狀を知れる者無き爲め此の間の變化全く不明なるは遺憾である。

神社附屬地

宅地 四百四拾坪四勺

畑 參千八百六拾坪壹町貳反八畝廿步

山林 壹萬貳百貳拾六坪參町四反貳拾六步

境内建物 境内には正殿、祝詞殿、神樂殿、渡殿、拜殿、社務所、手水場記念碑、鳥居、石燈籠等の建物がある。

正殿 東面す、銅板葺、木造、流造、七坪參間に貳間半の建物で勾欄附廊下

尺前面階段と壹間に貳間の廊下あり廊下高さ六尺の廻廊を備ふ、神殿は參坪貳間に壹間半で内陣拜座は貳

坪貳間に參間疊敷である、正面壇上に市杵島姫命を脇壇稻荷神を祀る。

本殿 は寛永十一年創建、正保四年、元祿六年、享和三年等に改築せられ

たが腐朽甚だしき爲め去る。大正十二年全部改築したもので頗る堅牢且美觀を呈して居る。

祝詞殿 祝詞殿に接する渡殿舞殿壹間に貳間板張と拜殿との間に左に貳間に壹間半在の神所を附設する瓦葺、切妻造、木造四坪方貳間の建物である。

祝詞殿 正殿と渡殿船底天井、貳坪、貳間に壹間銅板を連接する入母屋造、銅板葺、木造平屋四坪半壹間に壹間半の建物で各殿共疊敷である、渡殿及び祝詞殿は大正十二年新設したものである。

拜殿 神樂殿と接する木造、入母屋造、拾五坪五間に參間の建物で貳間に五尺の向拜口を附設す、殿内は疊敷で舊神殿を正面左側に安措す、正面相間に澤宜嘉筆祭神々號の額、左に天岩戸圖、右に福祿壽、愛喜星圖、勿來關圖、檜岡山戰圖等を向拜口に近き天井に羅針圓盤を掲げてあるが右の内には頗る参考となるべきものがある。

社務所 拜殿の下段に在りて東南に面す、木造、瓦葺、切妻造平屋六拾坪拾貳間に五間の建物で昨十三年三月費金壹萬五千圓を投じて新築したものである。



淵神社拜殿(上)と萬福寺全景

手水場 拜殿の左側前面に在る木造、瓦葺、切妻造、平屋方八尺の建物で柱梁は萬福寺時代の鐘樓に用ゐたものを其の儘に使用したものである。

鳥居 境内入口に在り 安山岩 高壹丈參尺 巾壹丈

淵神社 (額) 石柱雙立敬酬神恩、福濟山海永降後昆 (左柱) 享保十八年癸丑仲秋吉日重建施主具足屋彌七森甚右衛門 (右柱) (銘) 當社鳥居に關して長崎名勝圖繪には薰葉僧雷晉其の銘を作る、或記にはく慶安中崎人高一覽の妻靈夢に感ずるところあり高氏これが爲めに資を捨て、改め建つ云々又僧元朝なるもの石鳥居の銘を誌すと記してある、今此の鳥居につき仔細に點檢すれど柱面函に文字の跡を認めらる、けれども風雨年久しく一字も讀む事が出来ない。

常夜燈

1. 拜殿前石階の兩側に在るもの。安山岩 高七尺貳寸 火袋臺以下四尺貳寸 壹對

奉寄進石燈籠 寛文六年午九月吉日額主洛陽屋又兵衛敬白 寛政六甲寅四月北馬町菱屋新藏藏春再興 (銘)

2. 境内入口鳥居の左側に在るもの。安山岩 高壹丈五尺棹八角形 壹基

元禄六癸酉年九月激浪の襲ふ所となりて (以下文字磨滅) 蓮華座八面に海龍を刻す、此の石燈籠は、前記の年長崎奉行川口源左衛門が奉納したもので大正十一年迄は當社門外を距る壹町餘の海中に在り俗に稻佐辨天の石燈籠とて其の壯大なると附近の風致とを合せて崎陽に一の名勝を作したことは文人墨客の題材となり騷人の曳杖者絶えなかつたが明治

三十七年前海面が埋立られし爲め甚だしく長趣を殺がれ後に三邊造船所が製材工場を起すに至り其の地域が貯材場となつたので大正十二年中途に現在の地に移すに至りしものである。

右の外文久元年八月稻佐福田嘉平外拾名奉納（拜殿前）慶應元年八月渡邊安兵衛外四名奉納（境内口）大正四年十一月山野邊右左吉奉納（境内入口）等がある。

獅子狛 拜殿の前面に在り 安山岩 高貳尺七寸 臺貳尺四寸 壹對

安政六己未年八月七日 志賀親憲敬建（銘）

水盥 拜殿右側前面に在り 安山岩 高貳尺參寸 巾四尺壹寸入貳尺五寸 壹基

元祿十丁巳年十二月吉日（銘）

天女廟碑社務所前面に在り 高六尺、前巾參尺 壇高參尺 厚壹尺貳寸、巾七尺 壹基

肥前州彼杵郡長崎邑浦上淵稻佐郷 天女廟者所祀大友左兵衛督兼豊後太守源義統公之二女阿西夫人也大友氏世徳官業族系婚成載在國史家牒存焉今奉命但書地及時與 夫人所以有賢徳配天女而祭焉蓋聞 義統公當時屬豊太閤麾下或以 公之反讒太閤誘而虜 公悉沒収領國於此一族家臣俄據頓而各奉行給仕之公子及夫人逃竄于四方曩之族太夫藥師寺下野守種長致仕其孫久左衛門尉種廣與世臣志賀大内藏親成入肥之長崎隱遁吉岡木

工左衛門尉包慶蘆蒞勸左衛門尉義基聞之與其餘臣等奉 阿西夫人而來于長崎與久左衛門尉種廣大内藏男内藏丞親勝等謀構屋於崎之稻佐郷居焉夫人性貞賢尤嫺女紅恒躬親採桑飼蠶紡績之事旁且教誨侍女及近隣女子不縱爲華靡遊放之習專以婦徳媚道則咸仰 夫人儀範各得進徳保業而其化覃于一郷矣苟非 夫人謹々淑則善誨周至則曷能使寒郷之子女致于是乎其賢徳有如斯者年去星移積勳得疾竟寬永四丁卯年八月七日逝焉一郷之人慕徳哭者逾月臣等胥議營墓兆於稻佐郷竹窪尾崎葬焉法諡曰 貞照院殿桑譽性善妙智大姉 夫人嚮所樹之桑藥今猶若干存於崎上其後親勝夢 夫人曰我保首領於騷亂之間即世手枕席中寶頼大夫等之靈今而後爲降于江潯爲爾子孫賜福除災爲廟祀我親勝夢寤告臣等於是乎臣等暨郷老相謀距墓西一里許而營廟私諡曰 桑姬君之神使有徳僧龍宣奉天女祀焉馨蕪蘋蘩歲時罔替遣臣子孫舉蕃榮或爲市尹或爲胥吏愈益仰威靈顯赫云越文政戊子年距 遠祖大友從五位上左近將監兼九州探題職源能直公徂辰六百有六年矣二十八世後裔 源羽林丹侍郎君追遠之志酸切而夏六月奏 官請抵本地豊後而予祭先墓官隨奏許可賜九十日之暇爾乃 君八月廿六日 發武昌跋涉千里之海

山遂九月廿二日來於豐後州 藤北邑薦奠公之墓兆及列祖之墓兆而自十月十九日訖廿二日脩法祭於豐之府內萬壽寺既事 君尙將欲抵長崎薦奠 桑姬君之廟告假有限則不獲已使臣千布元一奉儀奠來崎命遣臣孫藥師寺種茂將祭祀之式且命元一欲刻石不朽其事臣固愕散雖辭謝其不敏不得命於是與種茂種文親善親平純房等相議據崎史及系譜編謹述其事用垂不朽銘曰
 桑之茂矣 其葉萋萋 維採維摘
 餌蠶申中 維紡維績 勸功恂恂
 靈根一逝 忽朝蒼晏 精誠不渙
 神降江濱 英靈威赫 萬古千春
 文政十二年歲次己丑三月中瀚大友家臣崎陽千布萬輔橋元一謹撰
 大清道光九年歲次己丑三月中浣江門口州府吳縣金閻梵門里吟香陸雲
 鶴敬書
 寶珠山萬福寺住職現住善雄 志賀宗貞入道親壽 葦原百翁入道正直代
 藥師寺久左衛門種茂 志賀和一郎親善 吉岡與三郎親平
 藥師寺宇右衛門種文 蘆荊高之進純房
 謹建立

建物沿革

天保八年淵村長十世即吾祖父親善君建桑姬君之祠於尾崎舊塋以奉祀之
 明治三十二年官築兵營也尾崎亦屬其營域因與鄉人謀改造石祠以移于釜
 聊不負祖父君追遠之意云
 明治三十三年二月志賀大內藏親成君十二世孫正七位志賀親朋謹誌
 建物の今昔左の如し

名稱	年代	明和年間	明治八年	大正十四年	備考
正殿	祝詞殿	あり	六、貳五 ^坪 方貳間半	七〇〇 ^坪 參間に貳間半	
神樂殿	なし	なし	なし	貳、〇〇 貳間に壹間	
拜殿	あり	坪不詳	壹五、〇〇 五間に參間	四、〇〇 方貳間	
手水場	あり	坪不詳	あり	壹五、〇〇 五間に參間	
社務所	あり	坪不詳	參八、〇〇 八間半に四間半	壹、七七 方八尺	
聖天堂	あり	坪不詳	なし	六〇、〇〇 拾貳間に五間	
虚空藏堂	あり	坪不詳	なし	なし	

明治以前に於ては正確なる記録がないので茲に記載の出来ないのを遺憾とする

山	門	あり	坪不詳	あり	坪數不明	なし	
鐘	樓	貳貳五	方萬五	此跡小屋とす 坪數同上		なし	
倉	庫			四、〇〇		なし	

末社

往時萬福寺時代には當社境内末社として稻荷社、惠美須堂、虚空藏堂、聖天堂等が在った、明治維新後は稻荷社一社のみ残存して居た、此の稻荷社は拜殿右側に在りて壹坪の建坪方壹間を有する木造平屋であつた創立年月沿革不詳が、大正十二年當社殿落成と共に祭神は正殿に合祀し従つて其の社殿は取拂はれた。

虚空藏祠は背後寶珠山の頂に現存するけれども當社の末社ではない、聖天堂、惠美須堂の二つは維新當時取拂はれて仕舞つた。

什寶物古文書

什寶物古文書記録

- 一、額 (木) 市杵島姬命田心姫命、滿津姫命 竪貳尺六寸五分 (内額六寸) 壹面

伊弉岐島神社者當村齋神也寛永以後萬福密寺爲社付據佛說稱辨才天社明治紀元夏四月有自天朝應廢止神佛混淆之命因而復舊社號維時長崎府知事從四位下行右衛門權佐清原宣嘉朝臣依里正志賀親憲之懇願書扁額二面所以奉納於當社一則是也 九阜齋齋雖 (裏面銘)

- 一、額 (木) 天岩戸圖 竪參尺 横六尺四寸 (内額六寸八分) 壹面

- 一、額 (木) 檜岡山合戰圖 竪貳尺壹寸六分 (内額參寸八分) 壹面
東歐畫、奉納施主木田勇藏敬白、(銘)本圖は明治元年奥羽出征中同九月申出羽檜岡神宮寺川附近に於ける戰鬪を圖せるものである。

- 一、羅針盤 (木) 直徑壹尺八寸五分 壹面
厚貳寸四分
文化十二乙亥正月吉日、奉納本田市良太、有田圭次郎、本山友治郎、諸岡勝五郎 (銘)
この羅針盤は中央に羅針を備へ盤面周圍の圓周を十二分して干支に屬する鳥獸を彫刻し天井に装着せしめてある。

- 一、舊内陣 (木製) 破風作 高八尺八寸巾六尺五寸五分
入貳尺六寸枳形以下五尺 壹綴
明治十三年以降 美濃型
一、祭神及由緒記 半紙型假綴
一、鳳潭校正 行願梵文) 拾冊
一、金光明最勝王經

此の經文は大正拾貳年正殿改築に際し其の壁中より出でたるもので桐箱に納めてある。拾卷の末尾に「奉納書寫雨無大金光明最勝王經、天明六丙午歲三月吉川萬兵衛」と記してある。

る。金光明最勝王經は一部十卷三十一品で總字數都合六萬三千七百十六字である。

- 文化十四年八月 當丑祭禮御初穂御神酒講并諸拂覺帳 美濃型 竪綴 壹冊
- 文化十四年三月八日 鎮守祭禮御備物之覺 美濃型 竪綴 壹冊
- 文政四年 乍恐奉願口上之願 美濃型 假綴 壹冊
- 天保四年三月 末社畧由緒 竪八寸壹分 壹通
- 大正四年 不動財産簿 竪八寸九寸 壹綴

長崎名勝園繪には萬福寺時代の什寶物として眞鍮銚壹對神鏡一面は川口攝津守奉納貳面を擧げて居る又高玄岱の作れる碑記の存在せるよしを記して居るが今は何れも無い。

歴代神職

歴代神職世系

神崎神社祠掌 兼務初代 内田賢太夫

明治元年九月十三日より、退任及び歸幽年月不明

初代 福田 利鎌

明治八年の明細帳には利鎌祠掌の記あり 就任、退任、歸幽年月日不明

諏訪神社祠官 兼務二代 坂本 秋郷

明治十三年の明細帳にその名あり、福田、今井の中間なるべし 明治十八年九月一日歸幽年六拾八

二代 今井 專齊

初の名は守衛明治五年九月十日より神職申付けられ當社宮守となる、 明治十五年六月十五日より就職同三十年五月十五日まで在職拾六ヶ年此月此日歸幽

八幡神社社掌 兼務三代 伊藤 新

明治三十年六月十日より同三十七年六月二十八日まで在職參ヶ年 大正十五年十月廿二日歸幽年五拾八

三代 下條 乙盛

明治三十二年七月六日より大正七年十月廿四日まで在職貳拾ヶ年 大正七年十月廿四日歸幽年四拾參

四代 近藤 義臣

大正七年十二月四日より

五代 下條 一盛

大正十四年四月三十日より

第八節 大崎神社

祭神 保食大神
仁徳天皇

所在 長崎市丸山町七拾番地及東小島町字尾崎

當社地は維新前は長崎奉行支配地で維新後長崎縣第一大區五小區肥前國彼杵郡長崎丸山町の
内で其の後の沿革は略伊勢宮に同じ町と番地を異にするのみ。

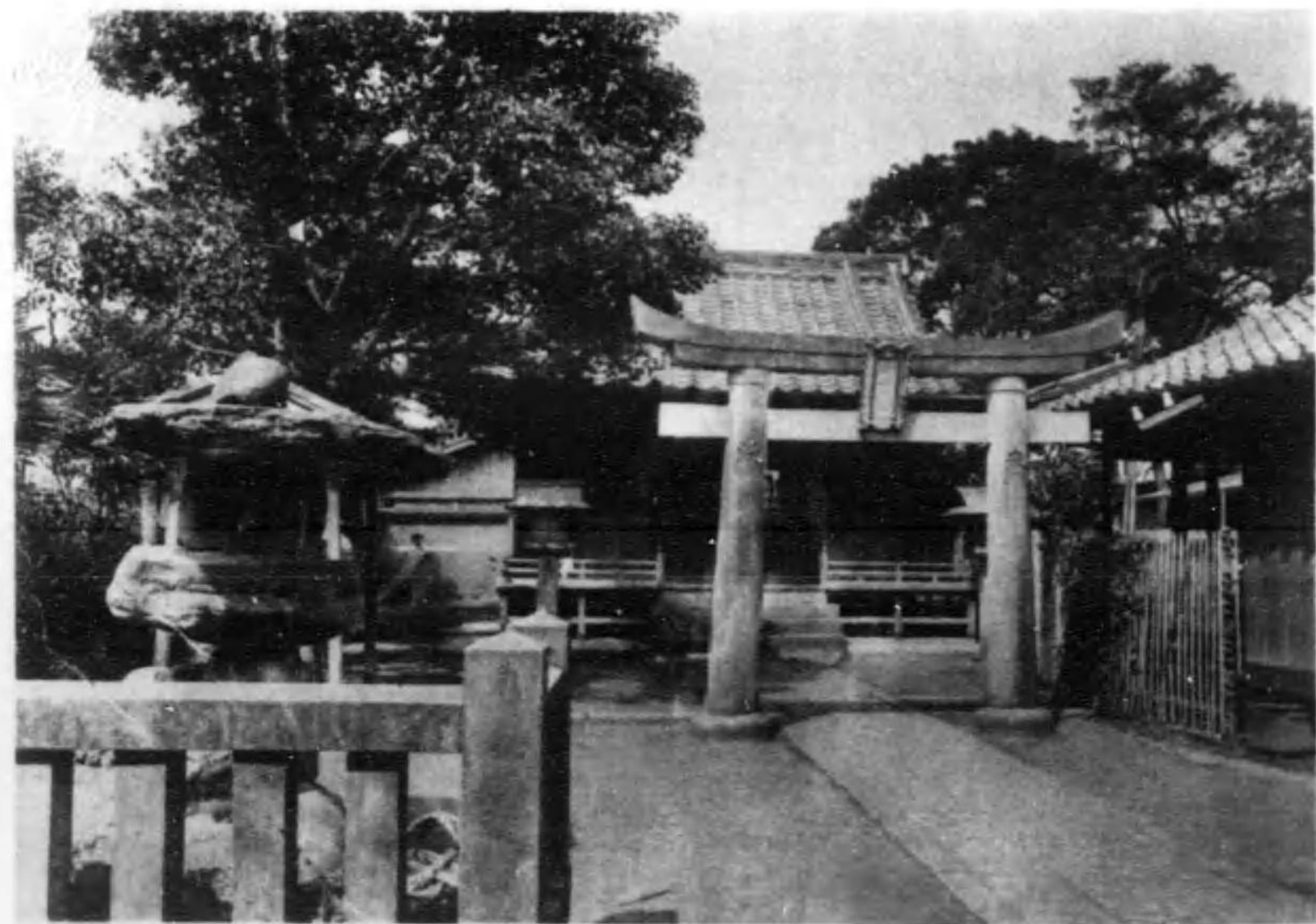
大崎神社は、其の敷地が古來本石灰町に在つたので石灰町の稻荷様又は金剛院と唱へた。今も位置は丸山町内に在るけれども其の維持や祭事萬端は本石灰町當務者によりてなされて居る、大崎神社よりも金剛院と言つた方が却つてよく世間に通る方である。

沿革當社は、寛永十七年に本石灰町に創立された寶生山金剛院如意輪寺が明治維新に際して神社に改められたもので、其の維新前の沿革は佛寺編下卷八三九頁に述べて置いたので重複を避けて茲には之を省畧する。

明治維新の際當市現在兩部寺院が悉く神社に改められし時院主某僧名不詳金

所 在
金 剛 院

如意輪寺を大崎神社と改む



(下) 社神崎大 と (上) 社神荷稻町合寄

剛院如意輪寺を大崎神社と改め、院主は還俗して篠原民部と改名して神勤のこと、なつた爾來當社は本石灰町の鎮守社として今日に及んで居る。神社に改められし當時の當社は左記の如きものであつた。

大崎神社神主 篠原民部藤原隆屋

一、本社 仁徳天皇 但祭日毎年二月初午日、十一月八日

一、末社 天満宮

稻荷社

本殿 五尺四方

拜殿 貳間四方

舞殿 貳間半四方

本門 往古相崩れ唯今以下蟲喰ひ不明

社地坪數 六百七拾七坪

貳百九拾九坪餘 丸山町掛り 以下虫喰ひ不明

長崎市史地誌篇

大崎神社

本石灰町掛り 以下虫喰ひ不明
此御地子銀八匁九分五厘貳毛

明治三年明細帳に於ける相違の分は左記の如し

肥前國彼杵郡長崎縣本石灰町鎮座

大崎神社

兼務 小西 直人

一、祭神 仁德天皇 寛永十七辰年勸請

一、社地 四百七拾坪餘

一、造營 寄附

一、縣廳迄距離凡六丁

但元眞言宗ノ應明治元辰年復訪神勸

明治七年五月村社に指定せられた。

明治十七年六月 境内坪敷を分割し百參拾八坪五合七勺を以て神社境内と定め残餘は之を二宮醫師に貸附けた。

明治二十四年十月 正殿を再建した、此の時より社殿の構造が純神社型に改められた。

明治二十八年二月 當社々掌員數を一人と定むるの件許可せられたので同十二月八坂神社々掌小西孝則之を兼務することとなり、爾來當社は専務社掌

村 社

境内分割

正殿建立

を任命せざる限り八坂神社々掌之を兼務する慣例となつて居る。

明治四十一年九月 大浦諏訪神社々掌今村豊安當社々掌を兼務することになつた。之は小西社掌歿しその後繼者幼弱なるを以て適當の時期迄之に代理すると云ふにあつた。

大正四年九月十日 當社財産登録許可の指令あり。

同年十一月十二日 長崎市に於ける神饌幣帛料供進神社に指定せられた。

大正五年一月 御大典記念として正殿周圍に花崗石を以て玉垣拾貳間を新設此費金百九拾五圓也し翌六年社殿の修繕を行つた。是は關係町有志の寄付によるものである。

大正九年九月 丸山町より同町七拾番口の二號地拾坪を當社々地として寄付あり此の月四日登記を了した、但幣帛料供進指定神社は社地百五拾坪以上を備へざる可からざるの規定あるに、當社は嘗て舊境内の分割をなしたる爲め坪敷に不足を生じたるに由り丸山町より篤志を以て今回の舉ありし次第であつた。

大正九年八月十日 歐洲大戰終熄し、日獨間の修交克復せしを以て本日

神饌幣帛料供進神社に指定

御大典記念事業

社地寄付

平和克復奉告祭

兼務四代 八坂神社々掌 小西 今則
 兼務五代 大浦諏訪神社々掌 今村 豊安
 兼務六代 八坂神社々掌 小西 丈夫
 兼務七代 大浦諏訪神社々掌 今村 豊幸

明治廿八年十二月二日より同四十四年七月迄在職
 拾四ヶ年、明治四十一年七月廿四日歸國年六拾五
 明治四十一年九月廿六日より大正十年十一月廿七日迄在職
 職拾四ヶ年、大正十年十一月廿七日歸國年五拾八
 大正十一年二月九日より昭和三年十月三十日まで在職七ヶ年
 昭和三年十月三十日より

第九節 愛宕神社

祭神 火産靈神

所在 長崎市愛宕町參百六番地上宮同町百五拾六番百五拾壹番百五拾四番

沿革 沿革 當社は寛永二十年眞言宗の一修験僧宥慶なるもの長崎奉行馬場三郎左衛門に請ひ當社を立山より今の地に移したもので愛宕山大光院願成寺と稱へ京都御室仁和寺の末寺であつた事は佛寺部下篇八四七頁以下に述べて置いた。

明治維新に際し他の兩部寺院と共に純一の神社となり、住職は還俗して杉原備中景行と稱し神主に任せられた。當時の祭神は上宮に愛宕大權現伊弉册尊、火産靈神、京都愛宕山愛宕大權現に擬す勝軍地藏、榮術太郎坊天狗とを祀り俗に火除けの神と唱へて居た願成寺には地藏尊或は云ふ勝軍地藏尊を本尊とし不動明王及び毘沙門天を脇侍として奉仕して居たが、此に於て舊堂内の諸佛像は之を清水寺に、石佛は境外に遷座し、佛具一切は或は裁判所に納入し或は賣却して

愛宕神社の起元

祭神

願成寺を愛宕神社と改む

社地を淨め火産靈神を勸請し奉り權現の稱號と寺院名とを廢し愛宕神社と改め呼んだ。

程なく景行職を辭して今籠町天滿宮神主北山文雄之を兼務し幾もなくして小西成則其の後を承けた。

八坂社神主維新當時の當社は左の如きものであつた。○

愛宕社神主 杉原備中藤原景行

上宮

一本社 火産靈神 山 但祭日毎年六月廿四日

一太郎坊社

一末社 宇賀御魂神

嚴島社

天滿宮

上宮本殿 壹間半ニ貳間

拜殿 壹間半ニ貳間

明治元年社勢

御供所 貳間半ニ五間

社地坪數 七千叁百拾七坪 拜領地

清水寺より上宮迄之道 並垢離取場共

六千五百六拾壹坪 社地境内山林畑共

明治三年明細帳には左記の附加あり

一本社 壹間方

一拜殿 入四間横二間半

一山上本社 入壹間横貳間

一山上拜殿 入壹間横貳間

一造營 寄附

一末社 四社

一山上御供所 入貳間半横五間

但眞言宗願成寺明治元辰年愛宕社と改號、社僧明治元辰年復飾神勳

一社 中 壹人但女

一縣廳迄距離凡十丁

長崎市史地誌篇 愛宕神社

追而明治三年には神主北山文雄とあり杉原備中致せしものか亦不明

明治二年 神主杉原備中は私費を投じて境外荒蕪地壹反八畝貳拾五步貳畝反拾貳歩と六畝を開墾した。

明治四年 太政官布告に依り境内外地を上地して官有地としたが、一昨年杉原備中の開墾せし地は神主の私有となつた。

明治七年五月 村社に指定せられた。

明治廿八年一月十九日 當社社掌員數を壹名とする件長崎縣知事より許可せられた。

明治四十一年二月十九日 梅本丈太郎他六人は、吉野櫻參拾五本を献納境内に植附けた。

明治四十一年六月二十二日 當社例祭を八月廿四日に變更した。維新前は舊六月廿四日であつたのを維新後は太陽曆に従ひ同月日に行つて居たので今年此を改めたものであつた。

大正四年八月十日 當社財産登録許可の指令があつた。

大正四年十一月十日 愛宕町田中友吉他七名は樟樹拾本を献納して之を境

上地
村社指定
社掌員數

祭日

二百六十年祭
殿落成奉告祭

内に植附けた。
大正十一年三月二日 境内の老松高五間壹本を伐採した。當社境内は地域の廣きと老樹の多きとに於て他社に冠絶して居たが、明治三十八年頃より當境内老松中に害蟲の發生あり枯死するもの相踵ぎ今回にて既に拾數本を算し大に風致を損するに至つた。

大正十三年春 本社創建二百六十年祭を兼ね當社殿改築落成奉告祭を執行した。此より先き、當社は長崎村高野平郷の鎮守社後高平町、愛宕町の二町に別るとして同郷より祭祀を營んで居たが、専務社掌を失ひし以來社勢振はず、境内荒廢し建築物腐朽して頗る危険を感ずるに至つたので明治二十九年以來正殿以下の改築を企劃し、傍ら同郷に於て時に小修繕を加へ、同三十四年十二月金參千七百參拾圓餘の寄付募集許可を得たが、翌三十五年夏に至り當地方にコレラ病大流行せし爲め三十六年末迄募集を延期することゝなつた。然るに三十七年に至りて偶々日露の間に干戈を交ふるに至つたので又々中止するの已むなきに至り、斯くて延期に延期を重ねて居たが大正十一年佐世保市住梅本利七、小森金吾の兩名が拜殿前石垣の改修及び玉垣の新設を寄付し、尋

現勢

いで社殿全部の改築も夫々進行して境内の修繕を了したものであつた。
目下兼務社掌壹名氏子愛宕町全部毎年九月廿四日に其の例祭を執行する。

境内 千八百八拾叁坪

内 千參百八拾八坪
四百九拾五坪

官有地
民有地

境内は上宮愛宕山々頂所在地なる愛宕町參百六番の二官有地貳百七拾五坪、遙拜所なる神殿所在地愛宕町官有地百五拾五番の二九百九拾坪と同町百五拾壹番地官有地百貳拾叁坪を合したもので、社務所々在地愛宕町百五拾四番地四百九拾五坪は民有地である。

境内建物

建 正 拜
物 殿 殿

正殿 西南面する木造 總檜瓦葺、流造間口九尺四寸入六尺七寸向拜 六尺に 六尺に の建物で床下四尺、神殿は間口六尺壹寸入五尺貳寸で特別な構造は無い。

拜殿 木造、瓦葺、入母屋造間口壹丈九尺五寸入壹丈參尺五寸、向拜間口壹丈壹尺貳寸入五尺六寸

で前面間口に幅參尺の椽側を設け向拜口に愛宕神社と扁す、堂内は板張で右梁上に俳偕四季發句合と題する横額が掲げてある。

舞殿 は正殿と拜殿との間に在りて木造、瓦葺、切妻造間口六尺參寸入九尺以上は何れも大正十二三年に亘りて改築したものである。

末社

天満宮 拜殿の左側拾數間の地に在り、石壇(高四尺參寸)上に高貳尺六寸、前巾壹尺五寸、入壹尺四寸の石籠を置き中に天満宮の木像(高參寸)を安置す、其の前面に木造、瓦葺、切妻造方壹間の拜殿がある。

金宮大明神 拜殿の右側數間の地に在り、木造、瓦葺、向入母屋造(方壹間半)の建物のみ建設して在つたが明治の中頃今の殿宇を構へたのであつた。

維新前には當境内に觀音堂(今の拜殿の前に在つて内に觀音菩薩(高六尺)の立像を安置して在つた)、辨才天堂、天満宮、金宮大明神の各末社諸堂が在つたが明治維新に際し佛堂佛像等は何れも取除かれて神社のみ残され現在となつたものである。

鳥居

甲 安山岩

高壹丈壹尺、巾壹丈

貳 基

乙 同

高八尺巾五尺參寸

甲、本社入口石階の下に在りて舊高野平街道に面する。(銘無し)
乙、金宮大明神前に在りて嘉永三年次庚戌七月吉日、豊後國納庄屋松木彌兵衛、中山田市郎右衛門、梶五兵衛、的野市右衛門、田邊良助(以上左) 圓城寺茂一郎、大串儀三郎、小谷野彌十郎、南仲仕小頭安兵衛(以上右)の銘がある。

石燈籠 安山岩

高五尺九寸
火袋蓋以下參尺五寸

壹 基

拜殿の下段で社務所の西に在り、奉寄進石燈籠正保二乙酉年十二月吉日本城九右衛門(銘)
右の他天満宮祠前に自然石石燈籠高七尺貳寸壹基手水鉢高壹尺九寸壹基あり。

五佛像

五佛石像 當社境内東南隅に一區を相し「形の石垣を構へ大日如來(貳尺七寸)阿闍如
來(同)寶生如來(同)不空成就如來(同)阿彌陀如來像(無し)を安置し傍
の石室中に弘法大師(高壹尺四寸)觀世音菩薩(高壹尺六寸)の二佛を祀る以上諸佛は皆
維新前に於て當社境内に安措したものであつたが是も維新後現在の地に集めたもので附近
夕に相當の信者が居るので朝

右の他に當社入口石段左右垣に「正保二年乙酉五月吉日奉寄進兩石垣松田
八左衛門尉」とあるは注意すべきなり、尙ほ右の文字外に文字ある様なれ共
朦朧として讀めない。

上宮

上宮 上宮は、本社より數町を隔てたる背後の名山愛宕山頂に在る、前に
述ぶるが如く維新前には此所に愛宕大權現火靈神を安置して上宮と稱し麓な
る願成寺と併せて愛宕宮或は願成寺と唱へたものであつた。維新後願成寺廢
せらるゝに及びて參拜者の便宜を計りて麓の社にも亦愛宕神社を奉祀したの
で現今に於ては山上、山下共に同一の神靈を奉祀するに至つた。其の地長崎
市の東南部に在りて斗峯聳立して登攀頗る困難であるけれ共靈驗著しと傳へ
賽客の絶ゆる時は無い。

建物

正殿 西南に面する石窟である、此の石窟は周圍の巨巖を開鑿して方壹間

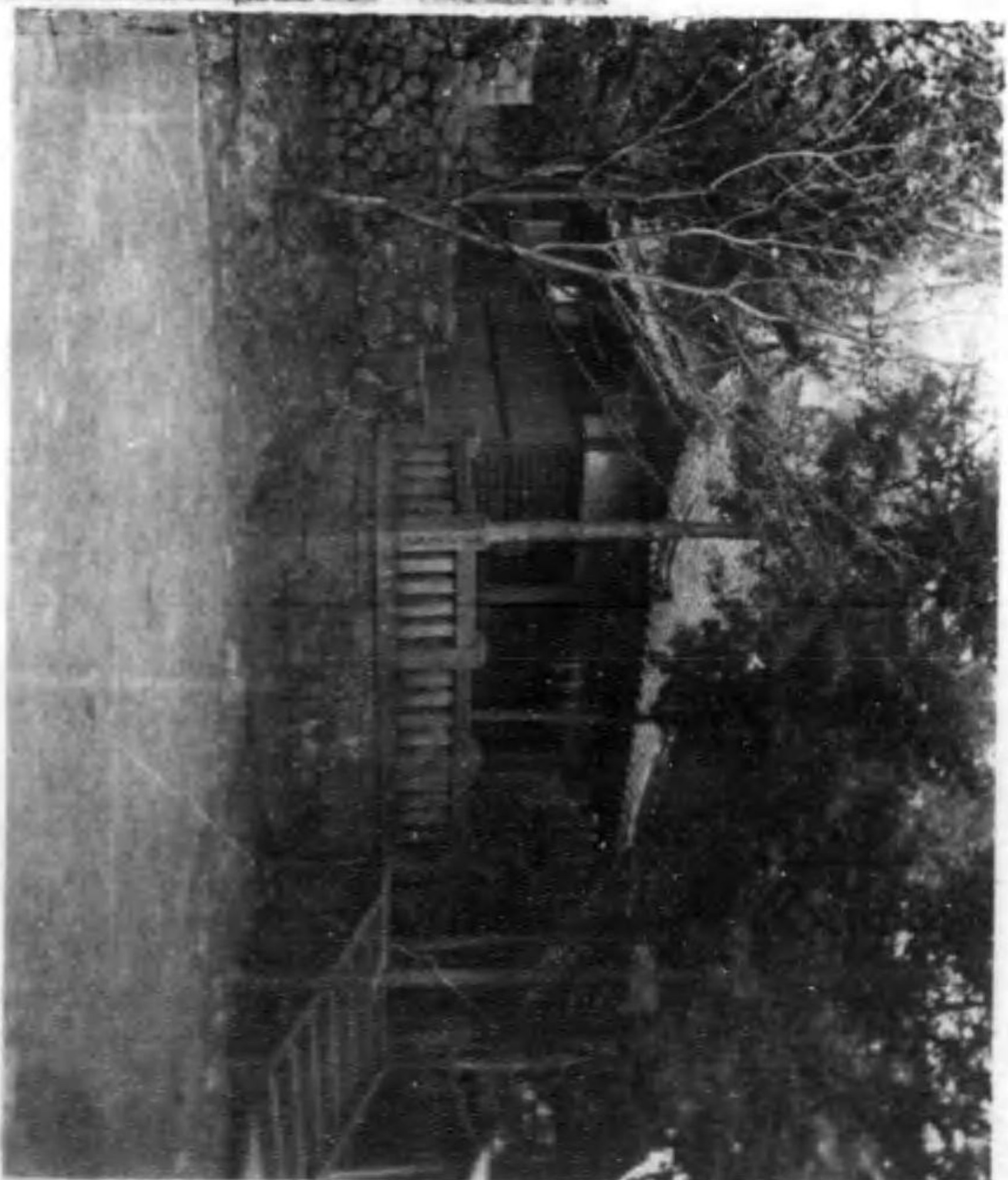
正殿



八剱神社(左)

此の社は愛宕山の
麓にあり、上宮は此
の地より數町を登り
たる同山の西に建て
らる。

愛宕神社(上)



拜殿

末社

鳥居等

高サ壹丈餘の岩窟を構へ其の上に石を以て入母屋型の屋根高六尺巾壹丈貳尺を疊み内に神靈を奉祀したが後唐通事高尾嘉左衛門、河副作十郎、神代太十郎等石籠高貳尺壹寸前巾壹尺參寸入壹尺四寸五分を奉納したので祭神を奉移した、此の岩窟と拜殿との間は幅參尺四寸長四尺高五尺の墜道で是亦巨巖を開鑿したものである。

拜殿 石窟に接する木造、瓦葺、向入母屋造間口壹丈四尺、入壹丈土間雨川叩きの建物である。

稻荷神祠 拜殿の西側に在り入母屋型石祠高貳尺五分石壇參尺八寸で、今頗る荒廢して居る。

太郎坊祠 石窟の後方下段に在り木造、瓦葺、切妻造間口六尺四寸、入五尺六寸の拜殿土間雨川叩き奥に巖ありて石屋根を構へ龕を造り岩壁に人体にて隆鼻双翼を張れる太郎坊の像高壹尺貳寸横壹尺七寸を刻し更に前面に其の木像を安置す。

以上は勸請年月を詳にせずと雖も、當社創立當時のものなりと傳ふ。

鳥居 甲安山岩 高八尺巾七尺 乙同 高巾共九尺五寸 貳基

甲、は石窟を降る事約半丁の處に在り 乙、は石窟を降る事約半丁の處に在り

愛宕山（續）石華表銘、兩柱相承、有穹高梁、繩環其相、鼎×其章、他山之石、以

表宮壇、出入齋穢、神門卯方、維之黎庶、仰德洋洋、藤木實拜撰于時

寛政十二年歲在庚申卯月吉辰 福田惠基敬建 (銘)

乙、社殿下階段の下に在りて愛宕神社と稱す、建立頗る古く笠木以下風雨浸蝕して古色蒼然たり、兩脚柱に文字の痕跡の仄に窺はるゝは、當社創立の來由なるらしきも悉く之を消磨せしめたるは遺憾なり。

常夜燈

安山岩 (自然石)

高八尺臺石以下四尺 壹基

鳥居 (甲) より二十間の下方平地に在りて村中安全寄進、慶應三年九月大吉日、溝口勝助、森村藤兵衛、金森正藏、市丸又右衛門、原巻内、銅座水見善三郎、東濱町鶴田彌三次、天草屋萬平、木綿屋兵衛、田代屋慶右衛門外浦町中村氏と銘す。

此の他當社の盛時には數多の常夜燈ありしも、爾來歲月の推移と共に或は倒壊し或は盜難に會して現今に於ては本社前に竿石四尺壹寸(徑壹尺四寸)で永代常夜燈總町安全、天明四年歲次甲辰十月上浣吉祥日、俊道再建の、銘あるものがあり懐故の資料となつて居る山が何者の所爲なるか之を倒壊せしめて居る。

手水鉢

安山岩 (自然石)

高參尺 壹基

石燈籠の前面にありて慶應三年卯四月銅座跡施主青木新右衛門、東濱町山口與兵衛、世話人高野平高比良嘉平と題す

右の他眞言僧豪潮の建立にかゝる經塔 (一部) 及び一字一石寶塔 (塔身文化六年六月念日藤州上野氏馬貫敬立、第九世權) や不動尊、地藏菩薩の石像等が數へら

歴代神職

歴代神職世系

るゝ。

初代 杉原備中景行

明治元年六月より

兼務初代 北山 文雄

歸幽年月不詳

兼務二代 小西 成則

就退任歸幽年月不詳

兼務三代 小西 孝則

明治十八年十一月一日歸幽年六拾壹

兼務四代 遠藤 大吉郎

明治四十二年八月二日より同三十一年九月まで在職拾ヶ年

兼務五代 森路 惣太郎

明治三十一年九月十九日より同三十九年九月一日まで

兼務六代 伊奈熊之助

明治三十九年十月二日より大正十五年九月六日まで在職貳拾壹ヶ年大正十五年九月六日歸幽年五拾八

昭和二年四月二日より

第十節 稻荷神社

祭神 保食大神

所在 長崎市寄合町貳拾五番地

此の地は、維新前は長崎奉行支配地で維新後明治五年に肥前國第一大區第五小區彼杵郡長崎寄合町

(番地不詳)であつた以後の變遷は伊勢宮に同じ町名地番の異なるのみ。

所在 玉泉神社

當社は、一般には寄合町稻荷神社として知られ或は玉泉神社と呼ばれて、單に稻荷神社と呼ぶものは無い、其の地域が寄合町遊郭の地續きなる爲め、古來夕刻の參拜者が踵を接する位で例祭には随分賑を呈する。

沿革 當社の沿革は佛寺部下篇八〇三頁玉泉院の部に記述して置いたので茲には其の補遺を試みることにする。

寛永二十年に、天台宗聖護院末の寶藏院照寛後大學院が、事を以て當地里民の歸依を受け、本紙屋町に大學院なる一院を開創した事は佛寺部下篇に於て之を述べた通りである。

照寛が寛文十一年櫻馬場威福寺内にて病歿するや、南岳院良盛が其の筋の許可を得て照寛を相續し後頭巾頭に進んだが、寶永二年に院跡は觸頭に預け

寶藏院照寛大學院を建つ

南岳院良盛

頭巾頭役は太行寺般若院に譲り、寺號山號は興福寺末庵興善庵主萬痴へ相續せしめ、自身は大阪へ引越して仕舞つた。南岳院良盛は白鳩山大覺寺の二世良寶院存慶であつて同寺が天台宗時代に於ける基礎を確立せしめた人である夫れで大覺寺に常住して居たものであるが。大學院を兼務せしもの、又大學院を町の何處に建立せしものか、或は單に名跡を相續せしものか、此等を明かにする材料が無いのを遺憾とする。

享保七年 大學院の血孫福善院玉照なるもの當地に來りて南岳院院跡讓受けの公許を得、即ち院主となり八幡町に居住、八ヶ年の後實母病氣の飛報に接し院跡は再び觸頭に預け置き歸國したが、其の留守中貳拾壹ヶ年間は無住の姿で經過した。

越えて寛延二年に至り福善院歸來し相續の手續を了して寶曆四年入院した。五代玉泉院榮健は同八年福善院を繼ぎ其の頃寄合町上手に小やかなる稻荷社が在つたのへ移り住んだ。夫れで世人はこの稻荷社を玉泉院と稱へたものである。當社が神佛混淆の兩部となり陽雲堂玉泉院と公稱したのは實に此の以後に屬する。而して稻荷神社勸請の年代は全く不明である。

玉泉院

敷地

當時の敷地は東より西へ拾七間貳尺七寸、横四間壹尺七寸、六拾八坪五合九勺は租税を免除せられ地積の地入拾七間壹尺八寸、横貳間六寸、六拾坪貳合五勺貳才は町屋敷で坪六拾八文位の租税は寄合町より上納したものである。明治元年六月他の兩部寺院と同時に純一神社となり、寄合町の鎮守神として同町社事を負擔することとなり、社僧は還俗して榊原和泉榮長と改名神勤の事となつた、此の時の境内狀況は左の如きものであつた。

玉泉院を廢し
稻荷神社と稱す

明治元年社勢

稻荷社神主 榊原和泉丹比榮長

一本社 宇賀御魂神 但祭日毎年 二月初二日

一末社 天滿宮 但祭日毎年 二月廿五日

一本殿 壹間四面

一舞殿 壹間半四面

一拜殿 貳間半四面

一天滿宮殿 壹間四面

一社地坪數 六拾八坪七合六勺壹才

内 六拾八坪五合九勺ケ所除地 御地子銀相納不申候

六拾坪貳合五勺貳才寄合町ケ所地此御地子 (記入無し)

村社

明細帳登録

明治三年 祠掌榊原直清歿す繼無し、富松神社祠掌稻穂大和賢隆之を兼務した。此の年の明細帳には「但元天台宗玉泉院明治元辰年稻荷社と改號、一、造營寄附 一、縣廳迄凡七町」等の文字を明治元年明細帳に追加してある。

明治七年五月村社に指定された。

明治十八年十一月 祠掌小西成則歿後後任者無く拾餘年を経過したが、同三十一年十一月神社境内調査に際し、端無くも當神社が長崎縣廳の明細帳洩れとなり且神社維持上不備の點渺からざるを發見し、即ち明細帳を整へて之に編入を出願し、尋いで維持營繕の法を協定し、基本金を蓄積し氏子を確定し八坂町八坂神社掌小西孝則を兼務社掌に推した。

明治三十三年四月廿六日 當社社掌定員を壹名となすの件其の筋の認可があつた。

大正五年五月三十日 當社財産登録を了した。

現時兼務社掌壹名氏子寄合町全戸

境内 百貳拾八坪七合

東西拾八間
南北九間

民有地

境内建物

正殿
拜殿

鳥居等

長崎市史地誌篇 稻荷神社

四四

正殿 西南に面す、木造（總槻材）、瓦葺、切妻造壹坪方壹間で、建設年月不詳。

拜殿 木造、瓦葺、向入母屋造九坪餘參間に參間強で向拜口間口八尺に入五尺に玉泉神社の木額を掲ぐ、殿内は格天井床板張である、正殿と拜殿の中間壹坪參合八尺に六尺五寸の一室を祝詞殿に充てゝある、正殿以下何れも槻材を用ひ堅牢を主とした建物で結構彫刻は寺院式の部分がある。

社務所 寄合町の町並びで五間に貳間半の瓦葺平屋で目下社番を住居せしめて居る。

地藏堂 社務所の前面木敷の原川の溪流に跨る瓦葺平屋壹坪參合（間口壹間入八尺）の建物で古來婦人の賽するものが多い。

倉庫 正殿の右側に在り瓦葺平屋四坪餘（貳間に貳間貳尺）

鳥居 安山岩 高八尺六寸、巾七尺

玉泉神社（額）左柱に延享四年丁卯九月西田八右衛門他六名（氏名略）右柱に川島武左衛門他八名（氏名略）を記す。

常夜燈 安山岩 甲、高七尺火袋九寸火袋蓋以下四尺六寸天明六年七月蔵刈千代太郎等奉納 貳對
乙、高六尺火袋八寸火袋蓋以下參尺八寸天明四年九月山口利十郎等奉納

手水鉢 安山岩 高貳尺壹寸、巾貳尺四寸
厚壹尺五寸

寶曆六年七月吉日山口利惣吉他參名（氏名略）（銘）

歷代神職世系

初代	榊原和泉榮長	後改直源	明治元年六月より同三年まで在職參ヶ年歸國年月不詳
兼務初代	富松神社主 稻穂 美幸		就退職年月不詳
兼務二代	今浦町天満宮主 北山 文雄		明治二十二年一月四日歸國年四拾九
兼務三代	高野平天満宮主 小西 成則		就退職年月不詳
兼務四代	八坂神社主 小西 孝則		明治十八年十一月一日歸國年六拾壹
兼務五代	大浦諏訪神社主 今村 豊安		明治卅二年三月より同四十一年七月まで在職拾ヶ年
兼務六代	八坂神社主 小西 丈夫		明治四十一年九月より大正四年十二月まで在職八ヶ年
兼務七代	伊良林稻荷神社主 松尾 融		大正五年二月一日より昭和三年十月三十日まで在職拾ヶ年
			昭和三年十月三十日より

左に大學院開基より玉泉院時代歷代住持名 佛寺玉泉院の部掲載洩れ を掲載しやう。

開山	大學院照寛	寛永二十年より寛文十一年迄
二代	南岳院良盛	寛文十一年より寶永二年迄
三代	福善院玉照	享保七年三月より同十四年迄
四代	福善院	寶曆四年より同八年迄
五代	玉泉院榮健	寶曆八年より退職年月不明
六代	玉泉院南嶺	就職年月不明 寛政年間在職の記事あり

長崎市史地誌篇

稻荷神社

四五

第十一節 八幡神社

息長足姫尊

祭神 譽田別尊

武内宿禰命

所在 長崎市巾川町四拾番地。

沿革 人皇百九代後光明天皇 將軍德川家光の治世、正保三年に當時幕命を

以て當地に滯在中であつた豊後府内今の大分市の城主日根野織部正吉明高貳萬

五千石は宿願により同國大野郡今の大分郡寒田 大分より西一里なる豊後國一ノ宮

なる柞原八幡宮今の國幣中社西寒田神社、由原八幡宮とも書くを當地に勸請せんとし

たが、恰好の敷地無きに困却せし折しも、海雲山皓臺寺重興開山なる一庭融

頓は日野根氏と豊後に於ける相識の間柄なるが、嘗て拜領せし岩原村笠頭山

の麓なる洪泰寺の舊敷地は、同寺が現位置に移轉後空地となつて居たので、

織部正の計畫を賛し敷地として舊地七百坪を舉げて寄付したので、織部正大

に喜び宮社を建て、八幡大神を奉祀し、出雲出身で豊民部丞正照なる者に命

日根野織部正
柞原八幡宮を
勸請す

皓臺寺開山一
庭敷地を寄付
す

長崎五社

萬福寺及び圓
福寺湯立神樂

營 緒

十善寺稻荷社
末社となる

じて神職たらしめた、此が當社の起元である。

爾來當社は長崎に於ける純一神社中の長崎五社の一に數へられ、神主は其の正式登廳に際しては乗物、若黨兩人立笠壹ツ挾箱壹ツの身分を有して居た。

延寶年間 淵村稻佐萬福寺及び山里村圓福寺の例祭に當り寺主の請に依り當社神主豊左近將監は社人を伴ひて同寺に至り湯立神樂を行つた。此の例に依り同社例祭の八月七日及び九月十八日には毎年當社より湯立神樂を勤めて明治維新に及んだ。

元祿八年 長崎奉行丹羽遠江守の捐資に依りて正殿及び拜殿改築。此の時町年寄高木清右衛門工事を督した。

正徳二年 長崎奉行駒木根肥後守、大岡備前守喜捨して當社正殿及び拜殿の屋根替、惣構練塀石垣及び神主居宅を改築したが、年番町年寄福田十郎右衛門工事を督し今博多町乙名樺島六郎左衛門、上筑後町乙名宇野利平等工事に執掌した。

此の年 十善寺郷稻荷社今の住江神社神主宮永彦之丞の請により其の筋の許可を得て同社を當社の末社とした。後彦之丞は神主左近將監の添狀を持して

營 繕

京都に上り、吉田家に就きて神道許状を受領し宮永出雲椽と改めた。爾來同社は當社の末社として明治維新に及んだ。

享保三年三代豊美濃の時正殿の修葺を出願したるに對し長崎奉行石川土佐守、日下部丹波守は貿易利益銀の内より三年四年の兩年度に亘りて銀五貫目宛を賜ひ町年寄藥師寺又三郎に命じて工事を監督せしめた。

享保十二年五月 長崎奉行三宅周防守は當社に繪馬額一面奉納。

享保十六年 拜殿を修葺した。費銀は其の筋の賜ふ所で袋町乙名糸屋四郎右衛門が工事を監督した。

享保十七年十一月二日 長崎奉行細井因幡守より石燈籠壹對奉納あり。

享保十八年四月 長崎奉行大森山城守繪馬額一面奉納。

享保十九年 大門及び神主居宅修理。費銀は其の筋の賜ふ所である。

享保年中 八坂町現應寺の請に依り同社大祭六月十三日より同十五日迄三日間當社神主は同寺に至り神樂を奏した、是れも恒例となりて明治維新に及んだ。

享保年中 山里村白鬚神社祭禮が年の四月七日に執行せられた時、勸請主

營 繕
現應寺神樂

祝儀普請

敷地移轉

深見玄泰の請により當社神主豊美濃守は社人を率ひて同社に至り、神樂を奏した、これも亦例となりて明治維新に及んだ。

元文二年 將軍吉宗の孫家治生る。此の年當社に於てその安産祈禱を行ひ且其の多幸を祈願したるに對し、長崎奉行は御祝儀修葺の名目に於て正殿の修理を行はしめた。此の時普請方嶋谷文助散使中川助右衛門等が工事の主任であつた。

寛政元年 聖福寺がその敷地擴張を企つるに及び、其の請に依りて當社敷地五百貳拾貳坪表通貳拾九間入拾八間と附屬地參拾壹坪七合表口貳間壹尺七寸入拾四間貳寸上筑後町の内を同寺に譲渡することゝした。是より先き當社地は左右に佛閣を控へ、墳墓は社側に連りて斂葬絶ゆること無く頗る清淨を欠いで居たので、適當の地を求めて移轉すべしとの議が起つて居たけれども種々の事情があつて年を経て居た。茲に於て當社では聖福寺よりの相談を好機として愈移轉を決し地を現在の位置に卜した。然るに現敷地は當時茅茨生茂れる林藪であつたので、即ち山を穿ち巖を截りて地を拓き社殿を移し建てた。而して舊敷地は除租の特別區域であつたが、移轉地の公租銀年額八匁貳分七厘と舊附屬地子銀六匁六

唐船寄進

除地租

寄付

寄付

分とは納入の義務があるので聖福寺は代りて之を上納するの契約であつた。此の年唐船壹艘より永代に亘りて銀四匁宛置銀の名目で當社に寄付する旨其の筋よりの通知があつた。

明和二年 四代豊大和守の時日田代官甲斐十太夫當社地を検し上申の上、社殿所在地なる上段及び中段の區域は除租の特典を興へ、自餘の地に對しては年額銀參匁貳步六厘を納入すべき旨の通告をなしたので、當社は聖福寺より年々に之を受取り更に當社より長崎村庄屋に納入して明治維新に及んだ。

明和五年 登廊下、舞殿及び拜殿の修覆を行つた。

明和七年四月 正殿を改築した。竹内安平次、竹内三次平、菊屋文藏等の發願で船番、町使中より各銀五百目宛、其の外役人惣町、郷中よりの寄付があつて普請成就した。此の時從來一ノ鳥居の西側に在つた神主住宅をその東側に移した。今の社務所所在地の下段なる中川町四拾參番の地が夫れである。

安永三年五月 長崎奉行新見加賀守、石燈籠壹對奉納。初穂料金子參百疋添。安永五年八月 五代目豊常陸介の時長崎奉行拓植長門守、石燈籠壹對及び初穂

金員奉納

料貳百疋奉納。

左に安永年間より寛政年間に至る迄の金員の奉納を列記しやう。

安永七年 拓植長門守家中より初穂料銀參百目。後度々奉納あり

安永九年 久世丹後守家中より金壹兩。

天明年間 土屋駿河守家中より金子貳百疋。

天明五年 松浦和泉守家老給人より金若干。

同年 戸田出雲守家中より金若干。

天明八年 末吉攝津守家中より銀壹枚。

寛政二年 水野若狹守家中より銀壹枚。

寛政七年二月 平賀式部少輔より銀五枚。

寛政七年四月 平賀式部少輔より銀拾枚。

寛政十年四月 唐船主王氏十二家より願成就として白砂糖五百斤。

寛政四年四月 五代正信の時小柳實右衛門、同平九郎等の發願により舞殿及び拜殿の屋根替を行ふた。

寛政五年 正殿以下各殿が腐朽甚だしく雨漏りすら生ずるに至つたので、

此の年大修繕を加へたき旨を出願した。夫れで長崎奉行高尾伊賀守は當年八月に銀五枚を家老用人以下亦銀子を寄付した。更に勘定組頭松山惣右衛門、代官高木作右衛門を始めとし長崎會所調役以下同所役人銀壹枚と銀六百目金六百疋宿老銀五枚惣町乙名金拾兩惣町銀貳貫五百目紅毛通詞銀拾枚唐通事銀拾枚以下殆んど長崎市の上下よりの捐金を得、乙名頭取石本幸四郎、古町乙名堀新八郎今博多町乙名北島和四郎等造營係として正殿、幣殿、登廊、大門の大修繕神主居宅の改築を了し大に面目を一新した。

寛政九年十月十五日 市内豪商上田嘉右衛門、同伊八郎、同嘉兵衛は、その家運長久子孫繁榮を祈りて其の所有屋舖五畝九歩參畝步高壹斗五升四合貳烟壹畝九步高壹斗壹升八合反四畝廿步高四斗六升六合山林垣根山にて貳畝貳步壹貫八百七拾目にて講入せしものを當社に寄付した。

寛政十一年 今年現在の當社は左記の如き地域建物であつた。

境内 七百坪 表口拾八間 入參拾八間半餘

御地子銀 八匁貳步宛

本社 間口貳間入九尺

土地寄付

寛政十一年當社々勢

正殿屋根替

瑞籬 五間四方
登廊下 横壹間登參間
舞殿 横參間入壹間半
拜殿 横參間入貳間
末社 貳社
天満宮 參尺四方
稻荷 貳尺四方
右之外之所未假屋に仕置申候
社内帳面人數五人 神主社人兩人家内貳人 帳外之者共に家内六人
文化三年八月 境内表口生垣を煉塀に改築した。
文化四年八月 北馬町の喜捨により正殿屋根替を行ひ舞殿及び拜殿の修覆を完了したが、此の時長崎奉行曲淵甲斐守及び松平圖書頭は各銀參枚宛を寄進して正殿の工事を助成した。
文化十年 六代豊上總守の時末社天満宮修復の爲め晴天十四日間境外に於て歌舞伎を興行したが、觀者堵をなし頗る殷賑を極めた。

文政四年八月 當社神殿、神門改修基金として唐通事中より銀百目、同六年二月長崎奉行高橋越前守及び阿蘭陀通詞中より銀貳百目の寄付があつたので、當社は之を長崎會所に寄托して利殖を計る事とした。

大風

文政十一年八月廿三日夜 七代豊刑部正道の時 大風襲來して拜殿並に廊下屋根等を吹剝ぎ境内樹木を吹折り或は根返りせしむる等被害多かつた。

天保七年十二月 長崎奉行久世伊勢守を始めとし當社崇敬者の寄付を得て正殿屋根替及び登廊下を修造した。

天保十年二月 拜殿の側に御供所方貳間壹棟を再建した。

二百年記念祭

同 年三月十四日より十日間 當社鎮座貳百年記念祭を執行した。

文久三年十一月十五日 神樂所貳間に參間を再興した。舊神樂所貳間に壹間半

明治維新

は寛政六年大破の爲め取崩したるまゝ再建を見るに至らざりしものであつた。

明治維新に際し從來神佛を混淆せる市内外の寺院で純一神社となるもの頗る多く廢佛棄釋の聲は神社興隆の曙光と認められて居た。然るに當社に於ては從來給付せられて居た配分銀は廢止せられ、加ふるに長崎表改革の爲め市郷に於ける寄村募集意の如くならず神社經濟は次第に窮迫を訴ふるに至るの

明治三年の社勢

で社勢却つて退衰の兆を示した。左に明治三年に於ける當社の一斑を表記しやう。

八幡神社 肥前國彼杵郡長崎縣長崎村中川郷鎮座

一、本神社 横間入九尺 豊路

一、瑞籬 五間四方

一、登り廊下 横間入參間

一、拜殿 横間入貳間

一、御供所 横間入壹間半

一、祭神 息長帶比賣命

一、祭神 品陀和氣命

一、祭神 健内宿禰命

一、祭日 八月十五日 十二月十五日

- 一、社地 山上七百坪
- 一、造營 寄附
- 一、攝社 二社
- 一、神職世代 初代より豊正治迄七代神勤
- 一、社中 五人男壹人 女四人
- 一、縣廳迄距離 凡八丁

明治六年十月 七代神主正路病歿して繼嗣無く水神社神主澁江公榮當社祠掌を兼ねた。是より先き、當社は明治維新の變革前後より社運頗る傾いて居たが是に於て豊家の斷絶を見んとするに至つた。

明治七年五月八日 兼務祠掌澁江公榮の時村社に指定された。

明治二十八年九月 祠掌澁江亘は職名改正の爲め當社々掌に任じた。同月當社社掌を壹名とするの件其の筋の認可を得た。

明治三十三年一月 兼務社掌澁江亘の時 神殿改築上棟式を舉行し九月六日正遷宮あり尋いで渡殿も之を新築した。

明治三十六年三月 本社社掌澁江亘は當地諏訪神社主典に任じ當社社掌を

村社

社當主名

改築

長崎市編入
基本財産寄付

兼ねることゝなつた。

明治三十七年九月七日 當社境内は長崎市に編入された。

大正三年三月廿三日 中川郷は當社基本財産として中川郷七面谷に於ける原野拾壹町四反參歩の他畑貳歩、宅地拾四歩、沼九歩を當社に寄付したが、

同五年九月廿六日原野は森林法第二十三條に依り保安林に編入された。

同年十二月十八日 水神々社を當社神殿に假遷宮式が舉行せられた。之は同社移轉、神殿改築中であつたからである。

大正四年十一月十二日 長崎市に於ける神饌幣帛料供進神社に指定せられた。

大正五年四月廿四日 當社財産の登録を了した。

大正八年二月十六日 七面谷に失火あり當社有原野六町四反歩に亘り火災に罹り松杉扁柏等四萬本餘を焼失した。

大正九年八月九日 平和奉告祭執行。

大正十年九月 中川郷青年團の特志勞働により社務所下段の地五拾坪の擴張工事を行つた。

平和奉告祭執行

本社正門を日
見國道口に新
設

大正十一年十月 是より先き當社門前は舊長崎街道に面し所謂一ノ瀬喰違と稱する附近であつたが、明治十四年國道新設と共に舊道は廢せられ従つて寂寥の一區と變つて居たので、大正四年頃より當社拜參口を現在の國道に接觸せしむるの議起り、當神社の輪奐をして古に復せしむるの目的にて安田伊太郎、大野覺馬の發起によりて敬神會を組織し基金を蓄積し爾來土地を買収

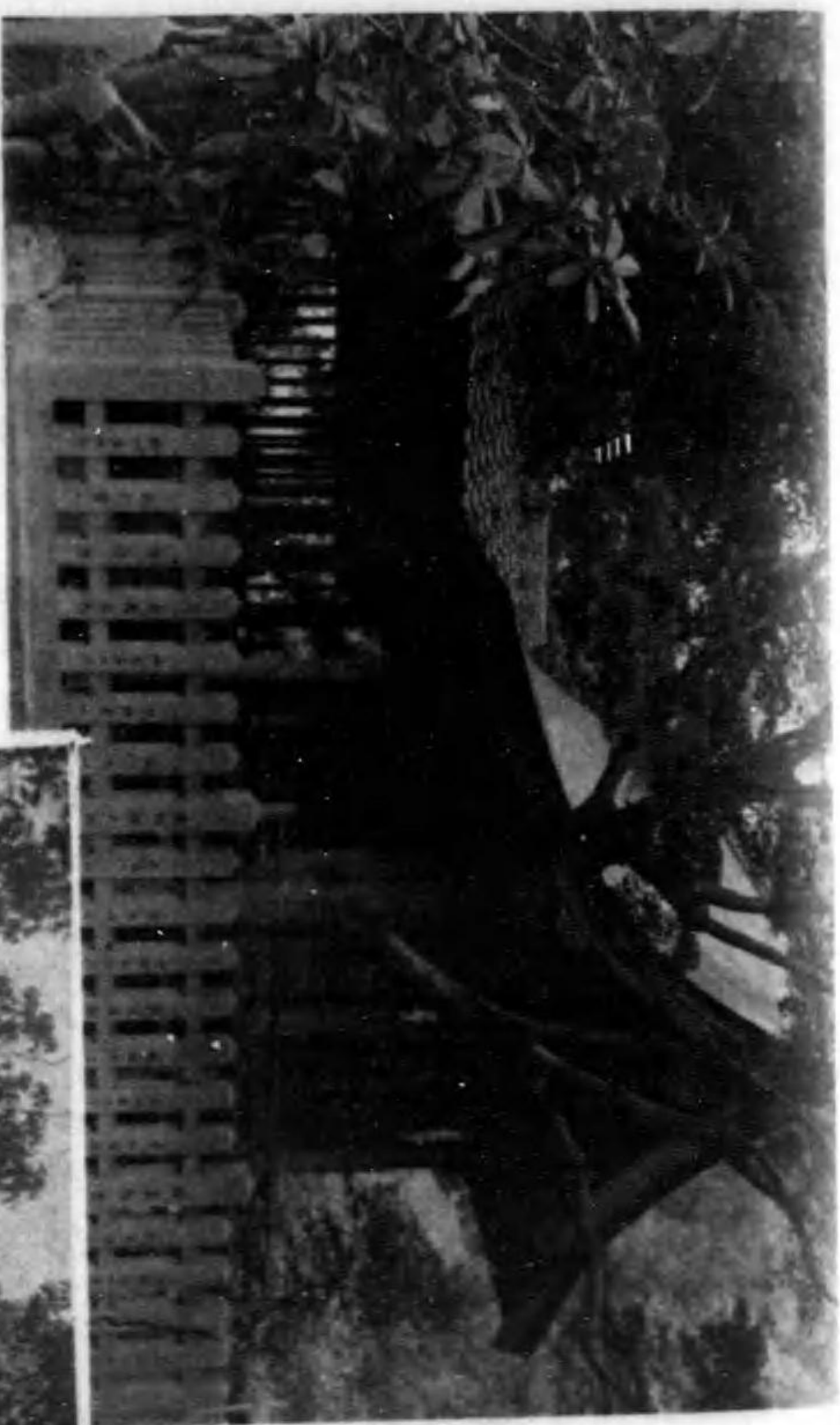
社有原野を市
に譲渡す

大正十三年一月八日 當社基本財産なる七面谷原野拾壹町步餘は水源涵養風致保存等の必要より長崎市に於て之を經營するの妥當なるにより之を市に讓與し、代金五千七百拾五圓は之を當社基本金として蓄積することゝなつた。

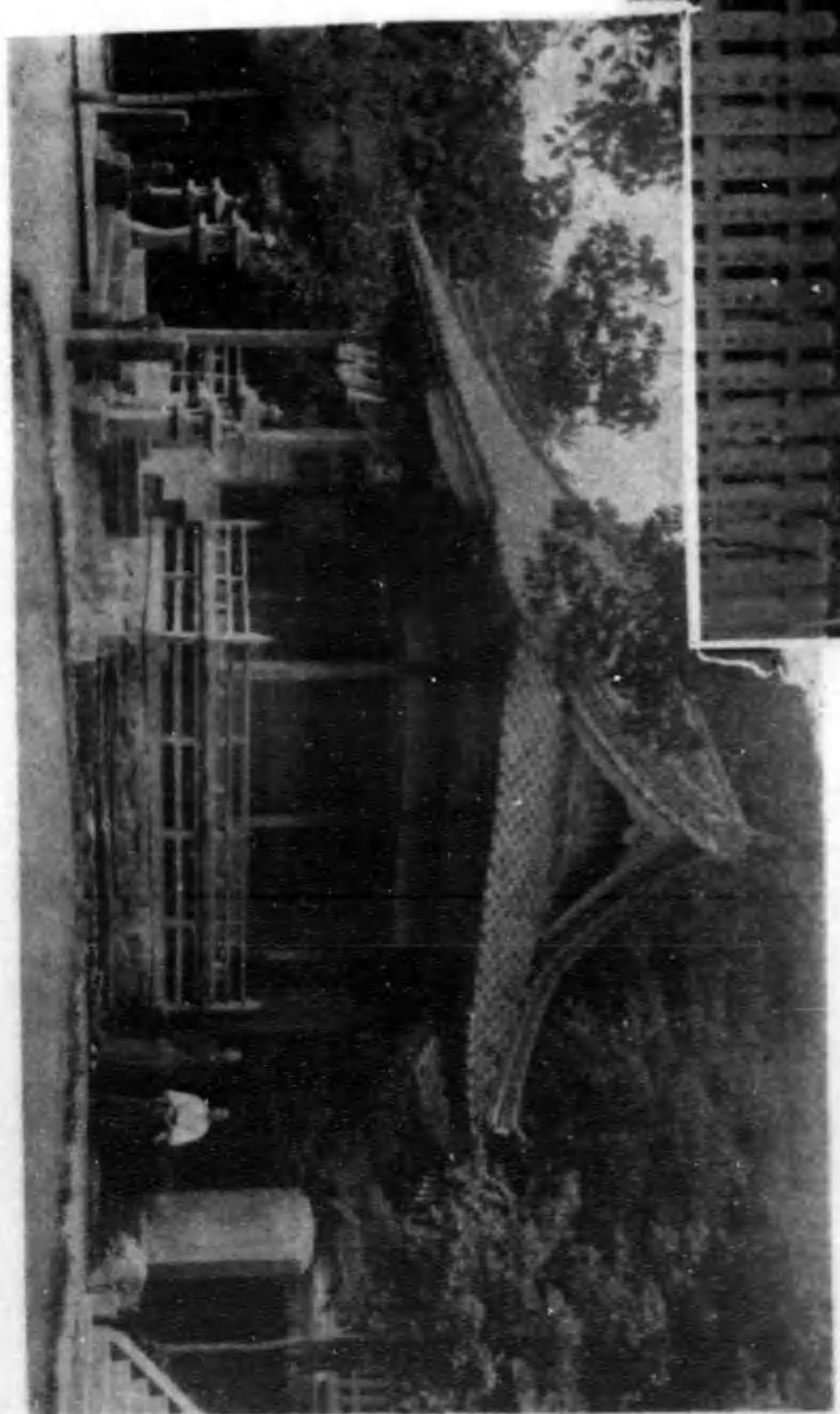
大正十四年十一月 正殿周圍に花崗石玉垣を建設した。

昭和二年十二月 社務所を新築した、經費金貳千圓更に神門の建築に着手

中 現今社掌壹名、掌禮壹名崇敬者貳百名で年中行事中例祭九月十五日明治四十



中川八幡神社正殿



同社拜殿

境 内

四年度より九月十五日となせり其以前は八月十五日也には古來角力の奉納があるので、近郷は申までもなく遠きは肥後、佐賀、島原地方より態々來り角力ふ者もあつて、近來運動獎勵の聲と共に次第に隆盛に赴きつゝある。

昭和二年度經費豫算中收入金七百貳拾五圓 崇敬者負擔金百四拾四圓社入金百七拾參圓資金支出金參百四拾參圓等 支出同上 祭典費金貳百四拾貳圓諸給金貳百四拾圓等で昭和元年度決算は金六百貳拾圓であつた。

境内 六百七坪

東西四拾間餘
南北貳拾壹間餘

官有地

内 五百四拾壹坪

官有地第壹種
民有地第貳種

明和年間 七百坪(公稱)

實測五百五拾參坪七合(内境内五百貳拾貳坪)
表口貳拾九間入拾八間地子銀拾四匁八分七厘

明治八年

七百坪

内 九畝步 無稅地 東西參拾六間半
壹反四畝拾步 有稅地 南北拾貳間半

明治十三年調に依れば境内坪數六〇七坪で内官有地五百四拾壹坪民有地六拾坪とある。

境内は大約四段に別る即ち最上段正殿及び稻荷神社所在地で樹木鬱蒼す、二段拜殿社務所所在地此の部土地廣く祭禮には古來土俵を設けて角力の奉納あり、三段は鳥居常夜燈等ありて古への長崎街道に面する、元は此の地左側

境内建物
正殿

拜殿

稻荷神社

に神主邸が在つた、四段は大正十一年に新設された当社入口である。境内建物 境内には神殿、拜殿、稻荷社、社務所、記念碑等の建物がある。正殿 南西に面す、木造、流造、間口貳間五尺、銅板葺五坪六合餘で間口四尺七寸の向拜と市貳尺の高欄附廻縁とを附設し祝詞座昇廊下を経て齋殿舞殿に接続す、神殿貳坪六合餘貳間に八尺殿内上段には正面中央に應神天皇、左神功皇后、右武内宿禰の三柱を奉祀す下段は拜座疊敷壹坪參尺に貳間である。正殿外花崗石玉垣は大正十四年十一月に新設したものである。

拜殿 木造、瓦葺、入母屋造、拾貳坪四間に參間で貳尺餘の石壇上に建てられ、七合壹間半に半間の向拜と幅參尺の縁とを附設す、殿内參間に參間正面に八幡宮の竪額及び文政三年の鶴ヶ岡八幡宮の横額などが掲げられてある。

齋殿 一に舞殿とも云ふ木造、瓦葺、切妻造貳坪貳間に壹間で拜殿と昇廊との間に在る。

稻荷神社 神殿の右後方に在り木造、瓦葺、切妻造で正殿四坪(方貳間)拜殿參坪の建物よりなる。

社務所 拜殿の右前面に在る木造、瓦葺、單層、切妻造拾六坪(方四間)の

鳥居其他

建物である。

鳥居

二ノ鳥居

安山岩

高壹丈八尺
巾八尺壹寸

壹基

当社參道口即ち舊長崎街道に面して立つ

八幡神社 (額) 奉明治六年世話人寄進木五島町徳島屋熊之丞外五名(氏名略)(左柱) 納第十一月吉日寄進主中川郷中、石工松口忠三郎(右柱銘)

一ノ鳥居

花崗石

高壹丈四尺五寸
巾壹丈壹尺

壹基

新設參道に立つ

八幡宮 (額) 大正十一年九月建立獻主安田伊太郎、福地屋商店、(左柱) 高木彌三郎、高橋孝次郎(右柱)

常夜燈

1. 拜殿前廣庭の下段に在るもの 安山岩

高五尺五寸
火袋七寸火袋臺以下參尺八寸

壹對

奉寄進石燈籠壹對楡林三圭謹建之 (左) 元祿九丙子仲春吉日 (右銘)

2. 二ノ鳥居の外方に在るもの 安山岩

高八尺五寸火袋壹尺五寸
火袋臺以下四尺五寸

壹對

文政六癸未年九月日高橋君乃幸福乎祝爾祝氏石以道連留燈籠遺奉留登長崎市人等長長白今村茂三郎外拾七名(左) 文政六癸未年九月日土方君(以下同文) 米屋茂十郎外拾六名(右銘)

記念碑 右の外寛延元年八月大文字屋渡來奉納(上段參道)大正十二年九月中川町青年團等奉納(下段)安永五年八月拓植長門守家中、文化十三年正月吉原與治右衛門等奉納(拜殿前)

拜殿の左側に在り

安山岩 高六尺巾參尺六寸厚九寸八分

壹基

改造八幡神社捐志(額面)明治三十二年一月二十日立柱、同三十三年九月六日正遷宮、社掌澁江亘、掌禮大神又三郎、發起長崎市巾川郷、上長崎村巾川郷信徒總代田川次三郎外五百圓橋原喜三郎、五拾圓福島友吉以下五百五十人(氏名略)(銘)

石鹽 社務所の前面右側に在り 安山岩 高壹尺七寸横參尺入壹尺八寸五分

壹基

元祿八乙亥三月十三日奉寄進美濃丸左衛門、戸川安右衛門、山中庄右衛門、田崎兵三郎、永井彌右衛門、月山九郎兵衛、渡部三郎兵衛(銘)

建物の沿革左の如し

建物名	正保年		明和年		明治八年		昭和二年	
	坪	間	坪	間	坪	間	坪	間
神殿	七	參間	參	貳間	貳、六六	貳間	貳、六六	同上
舞殿	六	貳間	四、五	貳間	舞拜殿合併	貳	貳間	同上
拜殿	六	貳間	參、六	貳間	壹貳	參間	壹貳	參間
登廊下					壹貳	參間	壹貳	參間
社務所					貳五、	方五間	壹六、	方四間

建物の今昔

天満宮	神殿四、方貳間
稻荷社	拜殿參、壹間半

什寶物古文書記録等

- 一、額 (木) 八幡宮 拜殿に掲ぐ 横貳尺七寸(内額縁) 横壹尺參寸 壹面
- 一、額 (木) 鶴ヶ岡八幡宮 拜殿に掲ぐ 横四尺參寸(内額縁參寸七分) 横六尺六寸 壹面
- 一、棟札 天津祝詞 天長地久 天祚 源大將軍 正保三丙戌歲 御奉行 馬場三郎左衛門尉藤原利重 御代官 壹枚

日月 奉建立八幡宮一字御爲一朝泰平四海靜謐別而當町安穩萬民息災延命自星 上到下守加給(表)

太祝詞 御願圓滿常磐堅磐御武運堅固十一月吉祥日御奉行山崎權八郎藤原正信 末次平藏藤原

天神地祇八百萬神鎮護神通神力加持(裏)
表の最下段に大工田代左京、願主小關長左衛門、宮司豊權太夫正廣

と記す。

右の外明和七年四月吉祥日 正殿建立關主竹内安平治竹内三次平 寛政四年四月吉辰日 拜殿舞殿屋根修覆關主小柳實右衛門正照 小柳平九郎正辰 寛政九年十月十五日 土地寄進施主上田嘉右衛門徳胤、上田伊八郎、上田嘉兵衛 文化四年八月吉日 舞殿拜殿修覆掛り乙名北馬町高石恒次郎 同本殿葺替發起人高木清左衛門藤原忠輝 文久三年十一月十五日 神樂所再建發起人加悦善右衛門等あり。

歴代神職

歴代神職世系

開基 豊 民部丞祇敬 正照ともあり

二代 豊 左近將監正方 正保三丙戌年月より延寶八庚申年月まで在職參拾五ヶ年 延寶八庚申年十月二十日歸幽

三代 豊 美濃守正種 延寶八庚申年月より享保二丁酉年月まで在職參拾八年 延享三丙寅年六月十六日歸幽

四代 豊 長門守正吉 後改大和守 享保二丁酉年月より寶曆二壬申年月まで在職參拾六ヶ年 寶曆貳壬申年十一月十五日歸幽

歴代神職世系

五代 豊 常陸亮正信 寶曆二壬申年より安永五丙申年まで在職貳拾五ヶ年 安永五丙申年六月十六日歸幽

六代 豊 上總介正直 介は亮に作る 安永五丙申年、月より文化九壬申年月まで在職參拾七ヶ年 文化十一年甲戌八月十三日歸幽年六拾貳才

七代 豊 正路 文化九壬申年月より文政八乙酉年八月まで在職拾四ヶ年 文政八乙酉年八月三十一日歸幽

兼務初代 水神社詞掌 澁江 公榮 明治七年月より同拾六年六月まで兼務拾ヶ年 文政十丁亥年月より明治六癸酉年十月まで在職四拾九ヶ年 明治六癸酉年十月七日歸幽年五拾五才

兼務二代 水神社社々掌 澁江 亘 明治十六年七月より大正十五年九月三日まで在職四拾四ヶ年 大正十五年九月三日より

八代 豊 積

第十二節 八幡神社

祭神 應神天皇

所在 長崎市八幡町八番地

維新前は一部は長崎奉行支配地一部は長崎代官高木作右衛門支配地で維新後長崎縣第一區四小區彼杵郡長崎八

幡町百四拾七番地、明治十一年長崎縣長崎區八幡町八番地、明治二十二年長崎縣長崎市八幡町八番地となつた。

八幡宮勸請

沿革 寛永二十年、元京都白川聖護院末の天台宗修驗大覺院存性坊なるも

の大覺院と稱する一寺院を當市高麗町今の八幡町に創建し、尋いで正保二年、

山城國男山八幡宮の社務善法寺より本社八幡宮の勸請狀及び其の垂跡縁起一

軸を譲受けて八幡宮を大覺院内に勸請した。此を當社の起源とする。存性坊

經歴及び大覺院創設八幡宮勸請等に關しては史料存在せざる。越えて八年承應二年六月に爲め以上記述せる以外の事實は現在に於て全く不明である。

至り社殿を創建した。長崎奉行黒川與兵衛甲斐庄喜右衛門の命により天下安鎮武運長久祈禱の爲め創建すと、大覺寺由緒書に見えて居る。

貞享三年六月、二代良寶院存慶命に依りて社殿を再興したが元祿六年請ふ

て寺號を白鳩山南岳院大覺寺と改めた。

正寶永元年黃檗宗に轉せし爲め從來天台宗下の兩部寺院は單一なる黃檗宗下

の大覺寺となり黃檗僧其の祭事を主宰したが八幡神社は從來のまゝに之を境

天台宗より黃檗宗に轉す

營繕

内に安鎮した。爾後市民の崇敬日に日を加へ大覺寺を知らざるものも八幡町の八幡サマとし言へば直ちに首肯するに至つた。

其の後寶永五年改修正徳五年修繕元文五年再建文化二年修繕嘉永年間改繕等に神殿其の他の營繕を行ふた。

天明後には唐蘭船の入港漸次に減退し市況従つて般販の度を減じて來たので常に其の筋の助成銀或は特別貸付金に依りて營繕維持を計つて來た、當地神社佛閣の疲弊は年と共に其の度を加へ、當社の如きも爾後姑息の修繕により辛うじて社觀を維持して幕末に及んだ。佛寺部下編八八四頁以下参照の事

明治維新の大號令煥發せられて庶政一新と共に、元年六月に神佛混淆が禁止せられたので當寺に於ては早速大覺寺を八幡神社と改稱し、當時大覺寺僧たりし撫然は伊藤義次と改名して神職に轉じた。即ち當社第一代神主である。當時の當社は左記の如きものであつた。

○

八幡社神主 伊藤大炊藤原義次

一、本社 八幡宮 但祭日毎年八月十五日

長崎市史地誌編 八幡神社

神佛混淆禁

大覺寺を八幡神社と改稱

明治元年社勢

- 一、末社 宇賀御魂神
- 一、末社 天満宮

本殿 壹間半四面

拜殿 貳間ニ參間半

社地坪數 五百九拾九坪七合

内 五百五拾壹坪貳合四勺

町方ヶ所地此御地子
地此御地子銀五匁五分貳厘、上納仕候

明治三年現在明細帳には左記の如き附加及び變更がある。

一、祭神 八幡大神 但元天台宗大覺寺明治元辰年八幡社と改號

一、社地 五百九拾九坪七合

一、社中 四人 内男壹人但元天台宗修驗の處明治元辰年復飾神勸

一、縣廳迄距離 五丁

明治七年五月 八幡神社々格を村社に指定され、義次其の祠掌に任命せられた。

明治十一年十一月廿七日 筑前國宗像郡宮司村宮地嶽鎮座宮地嶽神社祠官國幣中社宗像神社宮司江上澄の同意を得て同社の御分靈を請ひ、當社境内に

村 社

宮地嶽神社勸

營 繕

奉齋して境内神社とした。

是より先き、當地住民中宮地嶽神社の神像(偶像)を所有する者有り、その靈驗著しきを感じ即ち繪像を當社に託したる者が有つたが、日を経て信者踵を接するに至りし爲め、義次は諏訪社祠官坂本秋郷に謀りて自ら筑前なる宮地嶽本社に至り、江上宮司に請ふて其の分靈を勸請するに至りしものであつた。

明治十二年三月十八日 宮地嶽神社神殿、同十八年三月一日同社舞殿及び拜殿の新築上棟式を舉行した。

明治十八年六月 八幡神社々殿の屋根替及び修繕を行つた。

明治十九年八月十二日 當社祠掌義次少講義に補せられた。是より先き、十七
年十一月二十日繼

明治二十一年五月十七日 八幡神社と宮地嶽神社の拜殿を同一棟に合併新築に着手し、同二十三年十一月十三日落成臨時祭典を行ひ、越えて二十七年四月十五日宮地嶽神社神殿及び幣殿新築上棟式を舉行した。

明治三十三年十一月 十一日より十五日まで五日間八幡神社及び宮地嶽神社神殿改築落成の爲め奉祝臨時大祭を執行した。是より先き、社掌新は兩社

改築成る

の神威日に靈驗にましまして信徒日に日を加ふるに反し、社殿狹隘且腐朽に傾ける爲め、改築の計畫を樹て高見松太郎、蒲池廣太郎、喜多璋太郎、春日徳十井上英雄等有志の賛助を求めて資金を募集し、三十三年二月十五日新始、先づ宮地嶽神社神殿新築、次に八幡神社神殿を改築し、大に境内及び諸建物の營繕修飾を加へて舊觀を一新した。工費實に壹萬貳千圓であつた。

明治三十七年二月八日 社掌新は日露戰役に應召し 三十九年三月一日凱旋功を以て三等藥劑官に任じ正八位勳六等に叙し單光旭日章及び金二百圓を賜ふた。

明治四十年七月廿六日 長崎縣告示第三百二十號を以て明治三十九年勅令第九十六號神饌幣帛料供進神社に指定せられ同八月一日奉告祭を執行した。

明治四十三年九月 当社々掌新の私有地を借り、當社正門を舊位置に開設せんとし資金を募りて土工を起し、花崗石大鳥居福岡博多人太田清藏の寄附する所。額の文字は當市出身なる福治子爵の書である。及び石燈籠一對を建て、同年十月十九日落成式を舉行した。

明治四十四年十一月 肥筑平野に於て陸軍特別大演習舉行せられ明治大帝親しく統監させ給ひし時、社掌新は藥劑官を以て演習に参加し其の間數回陸下に咫尺するの光榮に浴した。

神饌幣帛料供進社に指定せらる

社掌の光榮

宣戰報告祭

御即位祭禮祭

營繕

社掌大演習陪觀

大正三年九月十四日 午前七時獨逸に對し宣戰奉告の爲め、長崎市長正五位勳四等高崎行一供進使として當社へ參向。

大正四年十一月十日 大正天皇京都に於て御即位式御舉行につき、當社に於ては此の日御即位禮祭執行越えて十五日大嘗祭を奉仕したが、長崎市よりは長崎市長代理庶務課長木下薫供進使として參向し幣帛を供進せられた。翌十六日大饗禮第一日地方に於て賜饌あり、神職新長崎縣廳に於て賜饌の榮に與つた。

大正五年 當社營繕及び維持金記念碑を社庭に建設した。碑文は元長崎市長北厚雅長の筆で文字は長崎十八銀行員山田耕作の書する所である。

大正五年七月 八幡神社神殿及び各建物の大修繕を行ひ、同年十月に落成した。

大正五年十月 社前の石材玉垣を花崗石に改め築いた。八幡神社の社掌大演習陪觀
大正五年十一月三日 大正天皇肥筑平野に舉行せらるる陸軍特別大演習御統裁の爲め福岡市假大本營に御臨幸軍艦榛名にて佐世保軍港に着御の上汽車にて福岡へ行幸につき、社掌新は陸軍藥劑官として陪觀を許可せられ、十五日福岡西公園に於て御陪宴の榮

社域擴張

大正五年十二月廿六日 伊藤義博新長男當社々掌に任せられた。
 大正六年四月廿日 當社境内地持主伊藤義治は宅地九拾壹坪壹合五勺長崎市八幡町七番及び畑貳拾貳步同市伊良林町四拾壹番の貳、同伊藤新は宅地八拾四坪參合同市八幡町八番の貳及び宅地八坪貳合五勺同市伊良林町四〇番地の地を當社々地として寄付したので、同年五月八日附を以て右貳百五坪七合は當社用民有第二種神社地に設定許可せられた。

即ち現在當社敷地の全部である。

正門口變更

大正六年十一月 當社正門口を伊良林通路に復舊せんとし八幡町八番戸なる當社々掌私有借家を取拂ひて土工に着手し、路面を花崗石にて疊み大鳥居一基福岡人太田清藏の寄付する所。額字は福岡藩主なる現貴族院副議長黒田長成侯の書で年號寄付者氏名は當地嘉悦長の筆である。花崗石燈籠一對を建てた。此と同時に同手水鉢手水鉢は佐世保坂本昌二寄付の寄付もあり社頭の莊嚴此に於て一段落を告げた。此の工費す所九千餘圓皆寄付金に成りしものであつた。即ち翌七年十月二十一日より三日間土工落成臨時大祭を執行した。

大正十一年八月四日より六日まで 夏の神事を執行したが八幡町若者中より子

社頭整頓

子供相撲

子供相撲を奉納し爾後恒例となつた。

大正十一年七月十八日 先代新は村社稻佐神社々掌名を以て内閣より奏任官を以て待遇するの辭命を受けた。

大正十三年八月一日 長崎市築町野田由太郎寄付により參道舗石新設をなす經費參百餘圓。

大正十三年十二月三十日 築町野田由太郎手水屋舎を新設奉納した經費七百六拾餘圓。

大正十五年十一月廿五日 夜八時八幡町々民百貳拾餘名參集し、深更に至るまで聖上陛下の御平癒祈願祭を執行し、十二月四日皇后宮太夫大森鍾一宛尾張檜製櫃に納めたる神符を書留小包郵便にて敬送し献上方を依頼した。

昭和三年十月廿一日 始めて神幸式を執行した、其の次第左の如し。

十月十六日 御神輿を錢屋川の清水にて清める。

十八日 八幡町若い者連中にて組織された輿丁の清祓をなす。

二十日午後十時 遷宮祭を行ふ。

廿一日午後一時 渡御、先、先拂、獅子頭、猿田彦、社名旗、大幣、五色

旗、神籬、五色絹、真榊、御太刀、日月、錦旗、太鼓、樂人、神職社紋旗、神輿、齋主、神職、同、同、五色旗、紅白旗の順序にて八幡町中通りより東濱町本通りを経て鍛冶屋町、本石灰町、船大工町、本籠町に出で大徳寺梅香崎神社へ御駐轡御二泊。廿三日午後二時、還御行列順序前日に同じ、本籠町より新地町、西濱町を経て築町に出で今下町より電軍通りに沿ひ馬町、新大工町櫻馬場に至り伊勢町に戻りて御本社に着御、直ちに遷座祭を執行した。同社に於ては今後引續き神幸を奉仕する豫定である。當神社は元佛寺なりしたため儀式神祭等佛教的色彩が多かつたが、前社掌伊藤新に至り根本より之を神社祭式に改革して現今に至つて居る、随つて左記の祭儀は何れも中小祭式で行はれてゐる。

毎月一日 御饗祭

早朝に一般神祭の外御飯並に御湯を奉つて祭儀を行ふ。其の撤供を頂かんとして参拜者が早朝から雑沓を呈する。此の祭儀は明治三十四五年頃から始まつたと言はれてゐるが明らかでない。

最初は大抵年に一度位行つてゐたり或は行はなかつたりしてゐたらしいが大正十五年二月一日より毎月早朝月並祭の前に行ふことゝして居る。

一月十五日 八幡町清祓 青山祭

八幡町は八幡宮鎮座と共に新紙屋町の町名を改稱した縁故に依り、此の日町民の爲めに清祓を行ひ終つて八幡町と伊良林の境神社神木の樹下で青山祭を行ふ。

青山祭は今道饗祭と言つて單に八俣彦八俣姫の二神を招神して祝詞を奏するのみである。

二月四日 星祭延壽祭 小祭

此の夜信徒の全部の長壽を禱る爲めに行ふ祭儀である。開始年代不詳。

八月四日 夏神事 中祭

此の日より三日間執行され二〇加相撲等の奉納ありて賑を呈する、明治三十六年六月に始めて之を行ひ以て現今に至つてゐる。

九月十五日 例祭 大祭

例祭 大祭

昔は此の日獨特の神饌供花を供へてゐた様にてあるが今は右様の事も無い。

十月廿二日 宮地嶽神社例祭 中祭

明治十九年頃より始められたもので式後信徒を招待して饗宴あり。

十二月十四日 御誕生祭

此の日は八幡大神の御誕生日に當るので奉祝の爲めに行ふ祭儀で中祭式に準ず。

現今當社職員は社掌壹名掌禮貳名信徒約壹千名である。

昭和貳年度當社經費收入金四百拾八圓 社入金參百拾四圓餘資金支出金七拾四圓等

支出同上祭典費金九拾貳圓諸給金貳百拾四圓等 昭和元年度決算は金參百八拾圓餘

で金千八百圓餘の基本金を有して居る。

境内 貳百五坪五合五勺 民有地第貳種無稅地

東西貳拾五間 南北 六間(八幡町筋) 拾壹間(伊良林町社殿後方)

大覺寺時代には境内六百五拾五坪 東西貳拾壹間半 南北參拾貳間半 此の内六百六坪は八幡

町支配、四拾九坪は郷方支配であつた。明治貳年參月調によれば五百九拾九

現勢
境内

八幡神社殿



八幡神社 八幡町 拜殿 (右)
上は同社初代伊藤義次に與へられた神佛混
濟禁止による同人違俗申渡し狀である。



境内建物
正殿

拜殿
殿殿

坪七合壹勺で此の内四拾八坪四合六勺が長崎村に属して居た。然るに社掌伊藤新に至り神社の将来に對し慮る所あり、當社神殿及び拜殿所在地なる自身及び弟義治所有地前記貳百五坪餘を無償を以て當社地に寄付したる事は沿革中に記述せし通りである。

境内建物 神殿、祓殿、拜殿、社務所、境内末社、記念碑、鳥居等がある。
正殿 八幡神社神殿は、西北に面す、木造、瓦葺、流造貳坪參合餘間口七尺、入貳間で四尺貳寸に貳尺八寸の向拜口と幅貳尺の高欄附廻縁を附し、幅壹間、入參間の渡殿に依りて拜殿と接続して居る。

宮地嶽神社正殿八幡神社の南側に玉籬を隔て、相隣る、木造、瓦葺、入母屋造參坪間口壹間半の建物で、神殿内奥入參尺を内陣とし殘壹間半方を疊敷とす、渡殿に接する部に廣さ七合餘壹間半に參尺の祝詞殿を設けてある。

拜殿 西北に面す即ち八幡町街路に面する。木造、瓦葺、入母屋造參拾坪六間に五間兩社共通の建物で、幅參尺の高欄附廻縁を繞らし間口貳間入參尺五寸の向拜口參所を設く、殿内上段拾五坪六間に貳間半を幣殿、殿内中央を幣殿、殿内中央を幣殿、殿内中央を幣殿とし、下段拾五坪を一般參拜者の拜所に充てゝある。殿内格天井左

方拜殿には色彩濃艶なる武者繪、鳥獸、花卉等を描いてある。筆者不詳。内壁の上部相間は一般信者が願成就の爲めに奉納した日本刀、槍、日清役日露役定遠艦の破片等及び日獨役の戦利品或は繪畫等新古無數の奉納物を以て填められて居る。就中八幡神社前に當れる拜殿正面梁上正八幡の木額は林道榮の筆にて筆勢猷健垂涎三尺の感がある。

社務所 拜殿の左側下屋五坪壹間に五間を以て之に充つ。

以上正殿以下は何れも明治三十三年の建築である。

境内社

一、稻荷神社 八幡神社神殿の右側下段に在り、木造、瓦葺、入母屋造壹坪參合參勺方七尺の建物で正面に高サ參尺五寸の壇を築きて稻荷神社を安置し、昭和二年九月同構造の拜殿方貳間を附設した。

二、稻荷神社 拜殿の右側に在る石祠 入母屋型高サ壹尺參寸、間口壹尺壹寸、で扉の内部に寛政十一年未二月吉日大覺監院太沖立施主松原小右衛門の銘がある。本祭神は昭和二年九月初記稻荷神社拜殿新築に際し同殿に合祀した。

三、天満神社 拜殿の右側にある石祠 流造高參尺五寸、間口貳尺、入壹尺七寸強、軒下壹尺九寸、臺高參尺四寸。

で建造月日等は銘記が無いので判明しない。

鳥居等

鳥居 五基あり

一、伊良林口に在るもの 花崗石 高壹丈七尺、巾壹丈參尺、壹基

八幡神社(額) 明治廿一年戊子十月吉日(左柱) 筑前博多太田清藏(右柱) 高壹丈五寸、巾八尺、壹基

二、神社拜殿前方に在るもの 陶器 高壹丈五寸、巾八尺、壹基

八幡神社(額) 明治廿一年戊子十月吉日(左柱) 製造人岩屋久吉角物細工人金ヶ江長

宮地嶽神社(額) 明治廿一年戊子十月吉日(左柱) 製造人岩屋久吉角物細工人金ヶ江長

作丸物細工人峰熊一(右柱)(銘) 高壹丈七尺、巾壹丈參尺、壹基

右の外明治四十三年八月奉納八幡町中外百餘名奉納(八幡町口) 明治十三年九月山下松次

外貳拾餘名奉納(八幡町口) 明治元年十一月深川壽兵衛宏景奉納(拜殿前) 等あり、

常夜燈 高壹丈貳尺、火袋壹尺九寸、火袋臺以下七尺、壹對

一、伊良林口に在るもの 花崗石 高壹丈貳尺、火袋壹尺九寸、火袋臺以下七尺、壹對

右の外明治廿八年六月稻松宮吉等奉納(八幡町口) 大正二年十月酒屋町森下庄三郎等奉納

(拜殿前) 明治四十二年十一月藤原卯八等奉納(八幡町口) 大正五年六月岡崎安太郎奉納

(拜殿前) 延享元年大文字屋渡來正永奉納(拜殿側) 等がある。

奉納物 魚形水雷 壹箇長九尺日獨役戦利品黒岩茂春等大正七年奉納 砲丸 (參) 高貳尺貳寸七

分日清戰役戦利品鐵 谷利一郎等明治二大砲 臺車附口徑貳寸六分、長參尺貳寸、征清役我艦浪速戰艦砲擊

十八年十二月奉納 摧敵艦高陸號於豊島沖而所獲太多矣此大砲亦其一也事在明治二十

奉納物 長崎市史地誌篇 八幡神社 七九

七年七月二十五日、明治二十九年四月淵村瀬ノ脇竹内福造(銘)

水 監 一、八花崗石扁圓形直徑六尺、大正七年六月佐世保市坂本善次郎等奉納(拜殿前)

記念碑

一、社庭に在るもの壹基 圓柱形黒島石銅板箆葺高七尺周七尺參寸合石壹尺七寸 壹基

八幡神社は正保三丙戌年山域國男山八幡宮の御分靈を勸請し奉り承應二癸巳年時長崎奉行黒川與兵衛甲斐庄喜右衛門相謀りて更に社殿を創建し征夷大將軍の武運長久を祈願して新紙屋町といひし町名をも今の八幡町とは改稱せられたるなり。宮地嶽神社は八幡神社の社掌伊藤義次が有志者と計り明治十一年筑前國宗像郡宮地嶽神社の御分靈鎮座の事を請願し官許ありければ頓て社殿を經營して御分靈を迎ひ奉りしなりされど社地狭く社殿全からず崇敬者の禮拜心の儘ならざりしかば社掌伊藤新深くこれを憂ひ明治三十二年十一月社殿改築修造境内擴張の大事業を奮起して有志者に謀りて盡く同情を表し巨額の金圓を醗集しければ遂に三十三年二月起工して今の莊嚴とも成れるなりけり、有志者は尙も永遠の維持を謀り維持會洪總會をも組織して神慮を慰めまつること深し、記念の碑を建つるとおのれに其文を需めらるゝにより恭しく其事由を記す、明治三十六年七月北原雅長撰大正五年四月建之山田耕作謹書 營繕寄付人名蒲池廣太郎他四百拾九名(氏名略、以下同) 洪總會員榊島千重他百貳拾名 營繕發起者高見松太郎他參名崇敬者惣代姫野末五郎他六名、大正五年二月奉仕神職正八位勳六等伊藤新渡邊元謹書彫刻者山田種次郎(銘)

二、伊良林口鳥居の内側に在るもの 一に同じ 壹基

古文書什物

什寶物古文書記録

一、八幡宮縁起書 整壹尺 横參丈七尺四寸 壹軸

寶曆三年記述天明二年改 白鳩山大覺禪寺由緒書 美濃型 壹冊

寛政十一年未年六月 白鳩山大覺禪寺由緒書 美濃型 壹冊

寶曆二年十月届和明治二年三月届扣合綴 白鳩山大覺禪寺由緒書 美濃型 壹冊

此の内棟札寫及明和四年三月届神社境内圖一葉添 八幡神社記録 明治元年以降 美濃屋 壹冊

一、明細帳書類綴込 明治元年辰六月 整五寸七分 壹冊

一、神佛混淆廢止布達 明治廿一年三月以降 横壹尺七寸六分 壹冊

一、諸要用書集 綴込 壹冊

一、八幡神社境内圖 舊圖(芝居小屋建築前の分) 新圖(芝居小屋建築後の分) 横貳尺六寸七分 各壹枚

棟 札 整壹尺參寸七分 横貳尺四寸 六枚

承應元年 高四尺九寸四分 市上端六寸七分下端六寸貳分 寶永五年 高四尺六寸七分 市上端六寸下端五寸五分

元文五年 高四尺壹寸 市上端七寸壹分下端六寸 文化二年 高四尺九寸八分 市上端六寸七分下端六寸參分

嘉永 年 高四尺八寸 巾上端七寸八分 下端五寸五分

内壹枚 蓋書にて腐蝕し文字不明

一、額 木製 (八幡宮拜殿に掲ぐ)

横參尺六寸五分 (内額六寸四分)

壹 面

末社 題 八幡宮、左側に嘉永三庚戌年再彩色之、右側古賀嘉兵衛國島善吉敬白(銘) 本額面は額縁上下に波濤と黒雲を描き飛躍せる様を現せり

宮地嶽神社

祭神 息長足姫命

安部高丸 安部介丸

沿革 本文中に述べたので今茲には之を略する。

天満神社

祭神 菅原道真公

沿革 由緒不詳

稻荷神社

祭神 保食大神

沿革 一は石祠に奉安す、寛政十一年二月吉日の建立である、

一は木造、瓦葺、平屋建の小祠に奉安す、由緒詳かならず。

歴代神職世系

初代 伊藤 義次

明治七年五月より同二十三年七月十日迄在職拾七ヶ年 明治貳拾參年七月十日歸幽年五拾六

二代 伊藤 新

義次の甥にてその養嗣 明治二十三年七月より大正五年十二月廿六日迄在職貳拾七ヶ年 大正十五年十月二十二日歸幽年五拾八

三代 伊藤 義博 (新の長男)

大正五年十二月二十六日より

第十三節 水神社

祭神 彌都波能賣大神

相殿 天御中主命 國狹槌命
速秋津彥命 速秋津姬命
速秋津主神 速秋津神
大海別子命 大海別姫命

所在

長崎市本河内町字斧落貳千六百八拾九番地及び貳千六百九拾壹番地
此の地は元長崎代官支配地長崎村中川郷内、明治五年長崎縣第一大區六小區彼杵郡長崎村中川郷同七年同第二大區六小區となり、同十一年に西彼杵郡長崎村同郷、同二十一年に上長崎村同郷となつたが、大正九年十月一日長崎市に編入せられて本河内郷に轉属した。

沿革

人皇百七代後水尾天皇及び百八代明正天皇の治世、寛永年中澁江刑部公師てふもの其の子文太夫公姿を伴ふて來り、出來大工町に住居して居たが、承應元年始めて水神祠を建てた。是が當神社の起原である。

河魁の殃を攘ふ

明暦年間年次不明社地を爐粕町荒神堂右隣今の同町四拾參番附近に相して此所に移轉した。澁江氏は世々水祟を治むるの妙法を傳へて居たが、當時崎陽の民河魁に惱まざるゝ者が多かつた夫れで、公師は移轉後水神を崇祀してよく一家の術を發揮し、以て其の殃を攘つたので、里民大に澁江氏を徳とし水神

遠近よりの賽客多し

奉賽の者踵を接するに至つた。海上船中に於ても亦神異多く彌不思議の靈驗があつたとして、遠きは松前、出雲、筑前、薩摩或は五島、松浦の離島より近きは、日見、茂木、川原、高濱、野母、樺島等の海濱地方より遙に水難を攘ひ海上安全を祈りて奉賽し守札を請ふ者が年毎に増加した。

貞享二年三月二代公姿の時神殿を建てた。

殿堂建築

元祿七年十二月 正殿 改築 舞殿、大門 元祿五年十一月建 等を建立したが、此の時の願主は西村七郎兵衛、同土之助、鄭七右衛門等で、唐方船主共より銀六貫目、阿蘭陀人より銀拾五貫目の寄付があつた。後年代不詳蘭人より年々銀貳百八拾匁、或は白砂糖貳匁 唐人より銀五拾參匁づゝの定例寄付を得て神社維持の基礎を固めた。

唐蘭人より定例寄進

吉田家門弟となる

元祿十一年正月九日 公姿は京都なる神祇官領吉田家の門下に列した。之より以降澁江氏は世々ト部家の裁許を得、唯一神道を奉じ長崎五社の一として明治維新に及んだものである。(由緒書)

後(年代不詳)社格を進められ、神主の年頭八朔に於ける正式登廳之際は、拾貳名の伴廻を従ふるの格式を得、社殿の築造、又は將軍代替恐悅或は任官上

京に際しては、旅費の全部又は壹部は拜領或は拜借銀を以て支辨する例であつた。

當社に壹種の守札がある（整四寸五分）里俗呼んで黒札と言ふ。之を携ふれば河魅に犯さるゝことが無く且つ毒蛇及び猪の害毒を免るゝと言ふので、遠近争ひ求めて之を奉持して居たものである。

澁江氏は、橘姓で敏達天皇の孫栗隈王に出づと傳へて居る。昔栗隈王橘諸兄の祖父、封を伊豫に受けて宇和莊に住居し給へる時、大に水族を威服されたので、水族毎に出で、王に事へ且王の裔孫數十世の末に至るも、敢て禮を失ふ事なからんことを約した。栗隈王より十六代公業一に公成は源頼朝より肥前國杵島郡長嶋庄及び大隅種ヶ島を賜ひ大隅國に住して居た。公業の孫公村に至り長嶋庄に移り居村の名に因りて澁江を氏とした。其の十二代の孫公師公延に至り、長崎に來り住したのであつた。一説に澁江氏の祖先は代々大和國春日當今の神主より二十數世の祖に兵部大輔なるものが居たが、神宣によりて肥前國澁江村に下り、因つて澁江を稱し其の子孫大村に移り更に長崎に轉つたと。享保の始三代公豊の時嘗て五島浦海中で漁夫の網に依りて引上げられた天后像一軀を當神社に併せ祀ることゝなつた。此の天后像は、引上後同地有川村

黒札

澁江氏系譜

天后像併祀

神主資格

水神社始まる

八幡町移轉

に祭つて居たのを當社に移したのであつた。この天后像の併祀は、從來の唐人等が當社に對する信仰關係を一層深からしめたものである。

享保四年十一月朔日、神主日向守公豊は、恒例の神事參勤に際して神祇管領吉田氏より風折烏帽子、紗狩衣着用、四組木綿手綴、萌黄色四組懸懸用の資格を免許せられたが、爾後子孫此の資格を相承した。

是より先き、當市に塵埃除却の設備無き爲め市民は中島川に塵埃を投棄するので川筋不潔を極めて居た。享保の末、當社神主日向守公豊事を以て感ずる所あり、長崎奉行に請ふて之を禁止せしめ、五月廿九日を以て水神社を執行した。爾後各町に於て、町民各自は毎年此の日を以て井戸浚を行ひ、澁江氏を聘して水神社を營むに至つた。夫れで是より中島川や各家井戸の清潔法が毎年に行はるゝ様になつた。

元文四年、水源の涵養と、河海の災害とを攘ふの趣旨に依り、在來社地を爐柏町松尾善次郎に讓渡し新に社地を八幡町倉田水樋の水源なる錢屋川畔に相して、同三月社殿を移轉した。此の地は元肥前諫早藩邸で、當時八幡町楠田是平なる者の所有地であつた。此の時浦上村稻佐村より人夫千人、長崎村

其の他の天領七ヶ村よりも夫役の寄進があり、唐方日雇頭等幹旋奔走して移轉工事を助成した。此の縁故により、當社は毎年一回づゝ當社守札を以上各村に配付する例となり、そして此の例は明治維新後までも繼續して居た。翌四年水樋方倉田源次兵衛は社前に石橋及び鳥居一基を寄付した。當時社殿は北錢屋川に倚りて南に向つて居たが、後神意によりて神殿を南に押し移し西向きとした。大正十年現敷地に遷座あるまでは此の位置であつた。

改築造營

明和六年三月六代公祝の時神殿を同八年五月舞殿及び拜殿を造立した。此の時出島乙名、組頭、遠見番、船番、唐人屋敷乙名、組頭等より各銀貳枚宛俵物役所より金貳兩の寄付があつた。而して舞殿は材木町の一手寄付に依つたものである。

天明六年 本殿、舞殿等大破せし爲め舊位置より後方山手へ引直し修葺工事を了した。

御札引場

此の頃五島大和守の母堂當社に病を祈りて本復せしを歡び、神領百石を寄せんとして居たが事によりて中止せられたので、其の代りに自領内津々浦々に亘りて、水神社守札を其の領内に配付せしむることゝした、是より後同領

唐人參詣

内では當社に海上、河中安全、家内繁榮を祈り所謂水神御札引場となつた。寛政四年二月廿五日 當地唐館在留唐人程赤城等四人、心願成就奉賽の爲め當社に參拜した、爾來折々唐人の參拜する者があつた。

當社内にて毛氈製造

寛政十年夏 在留蘭人より銀參貫九百目の寄付があつた。

享和二年 長崎惣町より銀貳貫目の寄付があつた。
文化元年 七代眞興の時長崎奉行肥田豊後守、成瀬因幡守の發議に依り、内地に於て幕府御用毛氈製造の計畫を立て、町年寄高島作兵衛を支配に、唐通事平野善次右衛門、神代太十郎、額川仁十郎等を係りに任じ、當社境内に工場假屋壹棟を建て、八月十九日より特に支那より招聘子七番船より來船した職人貳

人を主任とし、内地人職人兩三名手傳見習を兼ね出勤し、即ち毛氈製造に着手した。蓋從來唐蘭兩國より輸入する毛布の需用甚だ多く、逐年増加の傾向があつたからである。然るに其の成績良好ならざりし爲め、翌二年十二月之を中止し建物は銀七枚を添へて當社に下付された。

此の年在留唐人等天后聖母の神像を當社に寄付したので、爾來當社に奉祀した。現在當社に保存さるゝ、媽姐像は此の神像である。

唐人天后像を寄付す

文化二年 唐船貳拾艘の各船主より銀五貫目の寄付を得て神主住宅を改築した。

營 繕

文化四年 正殿大破せるに依り之を改修した、而して其の費銀八貫目は又唐船主貳拾艘等より銀五貫目、長崎宿老貳貫目、五島領内より初穂料として銀壹貫目を各寄付したものであつた。唐船よりの寄付は、最初文化二年丑四番船より始めて一艘銀貳百五拾目づゝ、貳拾艘分であつたが今四年に卯四番船より始めて更に拾六艘分參貫七百五拾目を追加した。

頂守嶽太神宮
再建

文化五年九月 當社神主は當社係りなる頂守嶽太神宮敷地内に稻荷神社を建立せんとし出願したが、其の筋の却下する所となつた。越えて七年八月同太神宮拜殿を再建した。此の拜殿は寛文二年九月二十一日自火により焼失したるまゝ再建が出来ないで今日に及んで居たのであつた。

相撲其他奉納

文化十二年二月 當市船津町文右衛門なる者心願成就奉賽の爲め、當社境内に於て晴天三日間に亘り小供相撲を奉納した。維新前には神社佛閣に對し願成就の常設演舞場があり、近き頃迄此の舞臺を利用するものが多かつた、殊に當社の社側には昔早水氏の手踊、或は淨瑠璃或は歌舞伎等を奉納するの例が多かつたが、當社は此の關係により或は當社を利用せんとするものありて奉納催が大分多かつたが一々列擧するもの煩はしいので爾後の分は此を省略する。

唐人より寄付

文政六年 此の年入津の唐船主等は卯四番船より一艘につき銀百目づゝ、都

合銀參貫目を當社に寄付したが、同六年には、銀參貫目の追加寄付を請ひ、

其の完了後同九年更に銀五貫目の寄付追加を得た。(天保三年完了)

文政十一年 本社庭前に攝待所を新築した。此の招待所は弘化四年に暴風の爲め倒れたのを同年再建したが嘉永三年

大風の爲め又倒れたので其儘として爾來再建せなかつた。今年大風の爲め長崎に於ては諸社寺諸建物の損害頗る多く當社も亦随分の被害であつた。

給米・半減

天保三年 九代公達代正殿、拜殿間の下屋七間半に壹間を新設し、正殿及び拜殿の修繕を行つた。

天保九年七月 近年貿易不振で長崎會所の財政頗る困難に陥りし爲め、從來支給されたる助成米年拾貳俵を半減支給の示達があつたので、當社では拾俵丈給與され度き旨歎願に及んだだけれ共許可を得なかつた。

諸建物修繕

嘉永六年 本殿、拜殿、昇り廊下、練塀等の修繕を行つた。此等の建物は去る文政十一年大風の爲め破損し小修繕を加へたまゝであつたので、嘉永四年十月長崎會所に銀十貫目の拜借を請ひて漸く貳貫目の借用を得、又總町へも助力を乞ふ所あり、安政元年四月長崎總町より五ヶ年賦にて銀參貫目安政元より同五年まで半期三百目づゝ、貫立の寄付を受け、本工事を完成することを得た。

明治三年社勢

明治維新後廢佛棄釋の聲盛んに起り維新前の神社佛閣の位置俄に轉換した。

水神社 肥前國彼杵郡長崎縣下八幡町鎮座 澁江公榮

- 一、本社 入壹丈 横八尺
- 一、幣殿 入貳間半 横參間半
- 一、拜殿 入四間半 横四間五尺
- 一、祭神 彌都波能賣命 承應元辰年勸請
- 天御中主神
- 國狹槌神
- 豐玉彥命
- 豐玉姬命
- 相殿 速秋津彥命
- 速秋津姬命
- 氣吹戸主命

大海分子命

大海分姫命

一、祭日 五月廿九日

一、社地 千參拾九坪七合九勺九才

一、造營 寄付

一、末社 二社

一、神職 初代より當時迄八代神勸

一、社中 六人 内男參人 女參人

一、縣廳迄距離凡八丁

以上

明治七年五月八日 村社に指定され、同七月神主公榮は權少講義に補せられた。

明治十二年八月 本大工町久保田辰四郎他二名は嘉永二年に取疊みたる攝待所を再興して當社に寄付した。

明治十三年一月 當社地は從來八幡町係りであつたが、此の月より伊良林郷に編入せられた。

村社指定祠堂任命

伊良林郷に編入さる

現在の地に移

明治三十三年七月十六日 当社々掌定員を一名となすの件を其の筋より認可せられた。明治三十六年三月三十一日 社掌澁江亘は、諏訪神社主典に任じ当社を兼務することになった。大正十四年十月十二日 上長崎村中川郷字斧落に於ける長崎市水道用地 貳反拾貳歩 同所九百参拾九番ノ壹、九畝を拂下げて当社用地に充てた。大正二年二月二十七日 当社々地が神聖なる神域として不適當 長崎市人口増加に伴ひ、社地の周囲は住宅を以て圍繞せられ、特に劇場八幡座及び錢湯に隣接する事。社地の背後高段に人屋密接して俯瞰さるゝの位置に在る事。此等の人家雖然たる爲め、社地境内の清淨を保ち難く、一方社地を擴張して神社の清潔を保たんことは當社の微力を以ては爲し難きこと、倉田水樋の上流に社地を拂びし理由消滅せし等の事情あり。なるに至りしより、社地移轉の議起り、一昨年長崎市より拂下げたる元水道用地は、本河内水道の水源池なるが更に其の位置山を負ひ一ノ瀬川を控へ且人家に近からず水神社鎮座の勝區として適當なりとの理由に依り、同地移轉に決し許可を得て此の日社地移轉及び社殿改築 経費金参千九百九拾貳圓の豫算 を出願し許可せらるゝの後、社殿を取崩し同三年十二月八日神璽は中川八幡社に假遷宮式を舉行した。

舊社地は大正八年五月一日之を公賣に附したが東濱町山形某が金五千五百五拾圓で落札した。

- 八幡町六番地の一 地價金四拾六圓四拾四錢
- 一、宅地 貳拾参坪貳合貳勺
- 伊良林町四拾四番 地價金五百九拾参圓六拾四錢
- 一、宅地 参百七拾九坪六合参勺
- 同四拾五番 地價金五圓九拾四錢
- 一、宅地 参坪七合五勺
- 合計 四百六坪六合参勺 地價金六百四拾六圓〇貳錢

取崩したる社殿は次の如きものであつた。

- 本 殿 神明造、柿皮葺壹棟 八尺に壹丈
- 舞 殿 瓦葺、單層、切妻造壹棟 参間半に貳間半
- 拜 殿 同 壹棟 方四間半
- 手水舎 同 壹棟

石造鳥居壹基は新敷地に移轉した。大正九年十一月二十一日 社地整頓既に成り、正殿新築も落成したので此の日を以て八幡宮より新神殿へ正遷宮を奉仕し、爾來附屬社々務所等の新築を急いで居る。

大正十五年九月二日 当社々掌亘は明治六年父公榮以來兼務して居た中川

八幡神社々掌を退いた。是れは同社従來の神主であつた豊氏に繼承資格者が出来たからである。

昭和二年五月二十二日 當社境内を貳百七拾六坪貳合八勺設定の件長崎縣知事佐上信一の認可を得た。

現時社掌貳名往古より毎年五月廿九日を以て例祭を執行する。崇敬者約五百人。維新前は大祭に際しては警固として船番、町使各壹人づゝ社内に出張して警衛監視の任に當つて居た。

年中行事は他の神社の行事と大同小異で特筆すべき事は無い。

境内 六百拾貳坪

東西 參拾間
南北 貳拾貳間

内境内地貳百七拾六坪 境外地參百參拾六坪

元文四年 千參拾九坪七合九勺

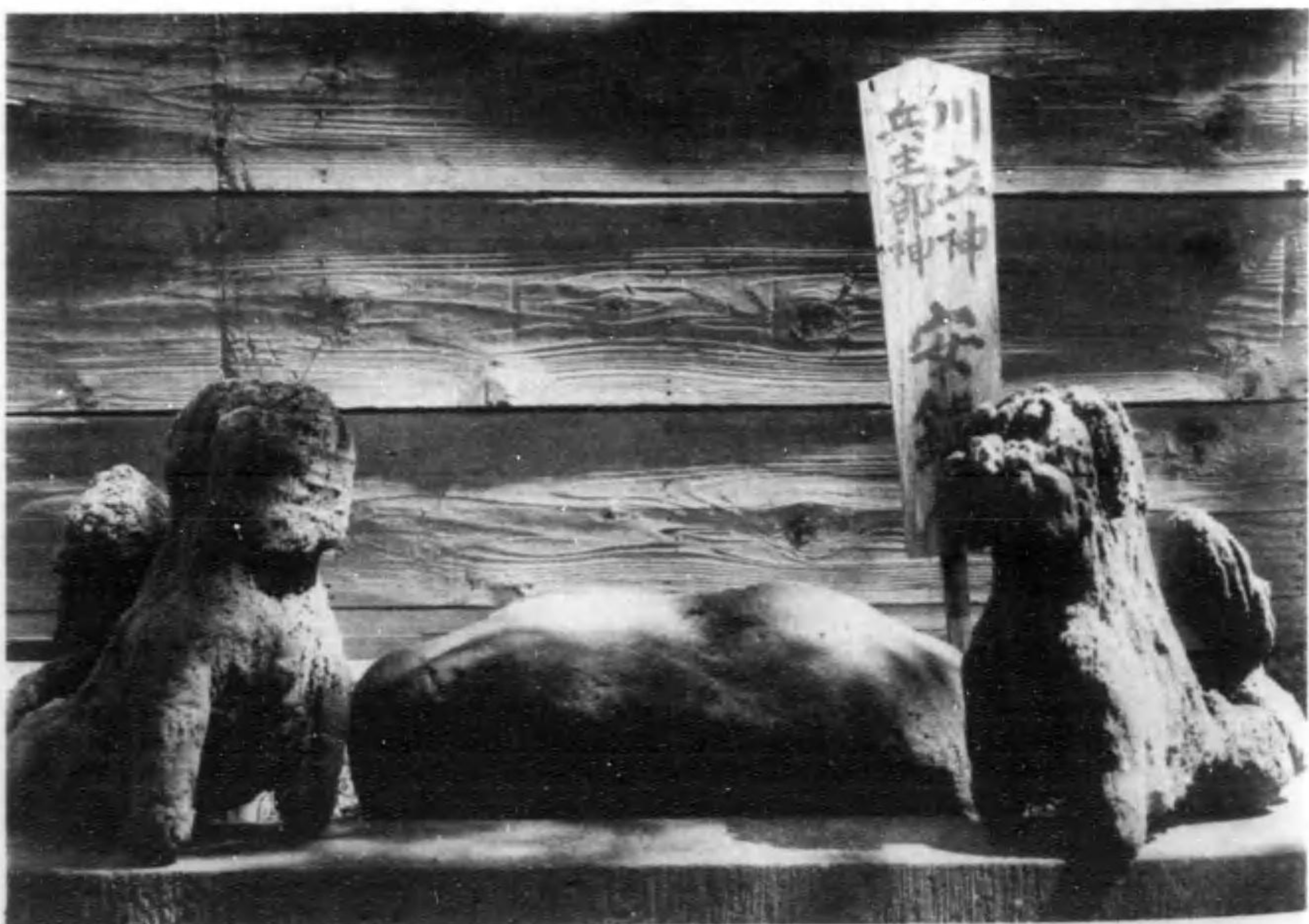
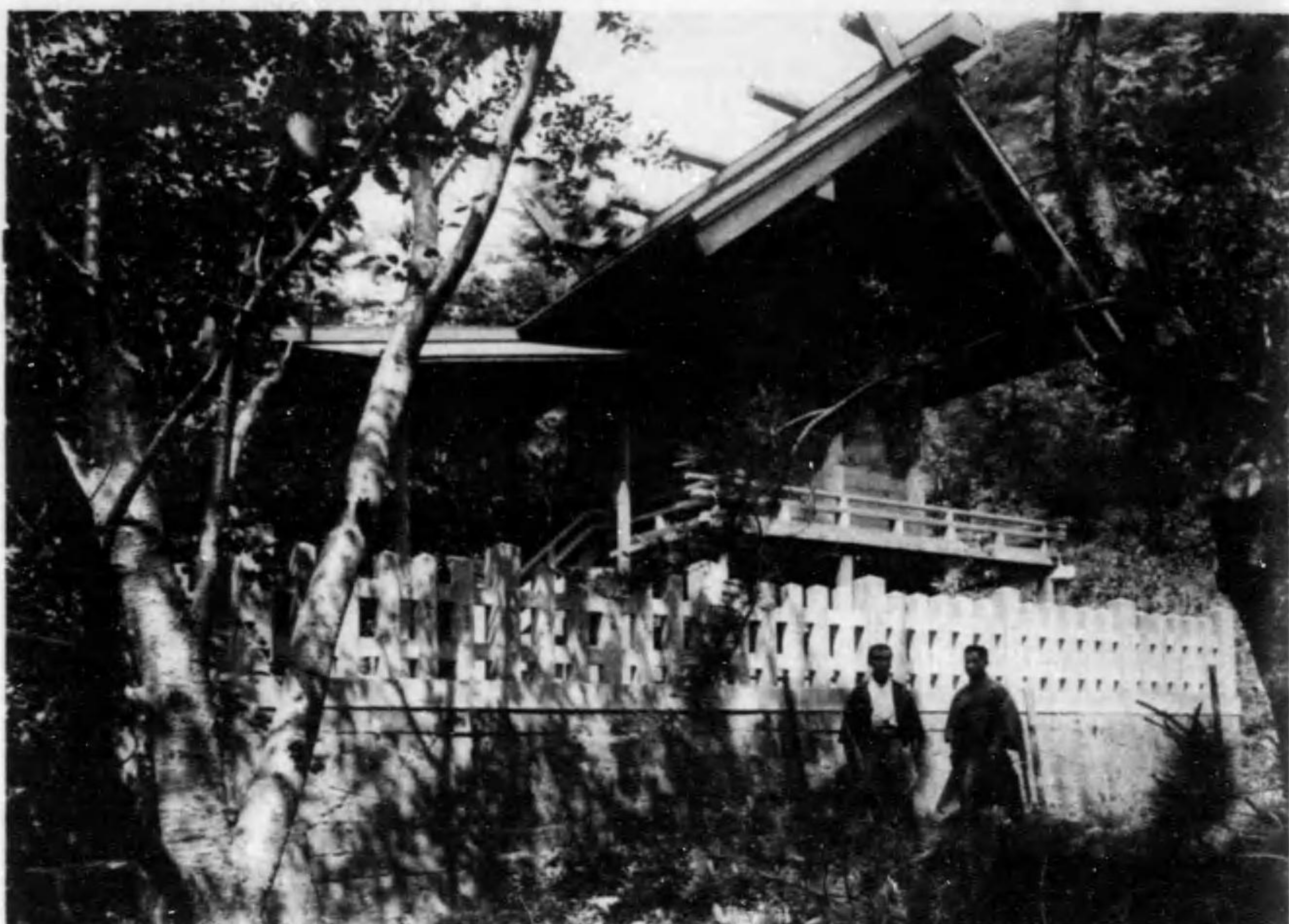
此の地子銀參拾貳匁九分四厘八釐町乙名へ納む

明治八年三月 千六拾七坪

内社殿建坪參拾壹坪

明治廿一年九月廿四日地所變更願出許可あり四百貳拾參坪となり、同三十九年十二月十四日附にて四百四十坪六合に訂正となり、大正八年には四百六坪餘となつて居た。

境内建物



(下) 神立川と(上) 殿正社神水

正殿

鳥居

境内には正殿と社務所とがある許りで、銅板葺、單層、入母屋造なる拜殿九坪方參間は目下建築中で來る六月頃竣工の豫定である。

正殿 南面す、神明造、銅板葺、木造貳坪四合弱間口壹丈五寸で高貳尺の石壇上に立ち欄干附廻縁幅貳尺八寸を備へ方八尺の向拜を附設してある。

正殿内は内外陣の二區に分割し、外陣一坪半間口壹丈入五尺は疊敷である。内陣中央壇上間口五尺入貳尺五寸に祭神を奉祀し右脇壇に維新前より當社に奉祀せし天后聖母を安置してある。

鳥居 安山岩 高壹丈參尺 巾八尺 壹基

1. 境内入口に在り 倉田源治兵衛常政 (左) 元文四己未五月吉祥日 (右) (銘) 壹基

2. 花崗石 高壹丈七尺 巾參丈參尺 壹基

茶茶屋一ノ瀨橋前に在り、維時大正九年松尾保八、松尾長市 (左) 庚申五月敬建 田中多摩次郎、御厨四郎太 (右) (銘)

常夜燈 安山岩 高七尺 壹對

境内入口鳥居の兩側にあり、天明三歲次癸卯正月穀且山浦成鎧 (銘)

神橋 社務所より拜殿に至る間の水道隧道上に架したるもので長貳間半花崗石を以て疊んである、大正十一年十二月經費六百圓を投じて架橋したもの

建物沿革

である。建物の沿革左の如し

	元文四年	寛政十一年	明治八年	昭和三年
神 殿	坪合 貳、貳 壹間四尺に	同上	同上	同上
廊 下			六、余 四間壹尺に	
舞 殿	貳、八 方壹間四尺	同上	八、七五 貳間半に	
拜 殿	四、貳 壹間四尺に	同上	貳、貳 四間半に	參、 方參間
表大門	貳、八 内法 壹丈	同上		壹八、 四間半
社務所				

什寶物古文書

神像什寶物記錄等

- 一、天后聖母 木造 高サ七寸四分 壹 体
- 二、兩脇侍 (高サ參寸參分貳體) 間合 整壹尺貳寸七分 横四尺七分 壹 卷
- 三、水神社由來 間合 壹尺貳寸七分 横四尺七分 壹 卷

- 一、由緒書 假綴 壹 冊
 - 一、元祿年以來寄付之覺 假綴 壹 冊
 - 一、橘家由來之事 假綴 壹 冊
 - 一、水神社棟札覺 假綴 壹 冊
 - 一、水神社由緒諸記錄 明治二十六年四月 集綴 假綴 壹 冊
 - 一、諸書類綴 明治七年以降 假綴 壹 冊
 - 一、公用書簿 假綴 壹 冊
 - 一、記 錄 假綴 壹 冊
 - 一、橘姓澁江氏世系圖 假綴 壹 卷
 - 一、神道裁許狀 大高檀紙 假綴 貳 通
- 甲は天保十年十一月朔日附澁江相模正橘公達、乙は弘化四年十二月十二日附澁江公虎に付與されたもので此より以前の分は保存されて居ない。
- 一、神道裁許狀 奉書 假綴 壹 通

細烏帽子之事御許容候也

鈴鹿出羽守

亥十月 長生 花押

竪九寸壹分
横七寸壹分

壹枚

此の版木を従来水神社の黒札と稱へ水神社例印の五文字ありて河魁の災を攘ひマムシの害を無くしと稱せられ遠近之を請ふものが多かつた。

一、版木

高壹尺四寸
横壹尺

壹對

今神殿内に安措す爐柏町時代の遺物なりと傳へられ朽ち損じて顔面の諸部は缺け支体も原質を失へる部分もある。

末社

六社ありて内五社は境内に在る。何れも略ぼ同大の入母屋型石祠高參尺七寸
間口貳尺八寸に奉安して居る、而して各石祠は高さ間口各貳尺八寸入貳尺六寸位の石壇上に建てらる。

嚴島大明神

祭神 市杵島姫命

祭神は海國守護の神である。その勧請年代は審かて無いが、享保年中五島

川立神

有川より送付して來た媽姐神はその相殿であつたことより推しても當社草創頃より社内に鎮座ましませしことと思はる。石祠には表扉に菊花及び五三桐の紋章があつて側面に文化八庚未年五月吉日野村與右衛門とあるのは現在石祠を奉納したことを表したので勸請の意では無い。

稻荷神社

元四社あり今一社に合社す。荒神社及び天満神社を正殿の左側石祠

に奉安す、石祠建立は天保十一癸卯年八月である。

正一位稻荷社及び猿田彦大神は正殿の左側に在り、祠壁内側に澁江相模守

公達嫡男澁江連橘公虎と銘す。

川立神宮

祭神 川立神

正殿左外側に高サ巾、入各貳尺八寸の石壇を設け、その上に高サ壹尺横巾貳尺貳寸の自然石を安措す、此の石は古來川立神の宿ります靈石と稱して元錢屋川の一隅に在つたが、當社と共に此の地に移轉したものを汚穢を畏れて社側に安置したものである。

此の石に對し若不潔の行爲あれば神罰觀面に到るので、人皆怖れをなし錢

屋川時代には石の周圍に柵を結びてその所在を示し相戒めて居た。此の靈石を現在地に移すこととなりし少し以前に左の如き神異があつたことを現在社掌澁江亘は話して居る。

片淵町大工某と云ふ者が、或日神主澁江亘を訪ねて来て川立神に謝罪したき故其の方法を執つて呉れとの事であつた。それで亘はその事實に關して尋ね問ふた。某曰く自分が過日不用意にも錢屋川に下りて柵内の靈石の上にながつた事があつた、歸宅後發熱烈しく一兩日を苦悶に過ごした。醫師の診察では身體中別段の異狀無しとのことであつたから、其の儘にして居るが熱は更に減退しない、夫れで家人の勧めと自己の所爲に顧み川立神に謝罪したいとのことであつた。亘は嘗て神異の有つたことは聞いて居るが事實に出逢つたのは始めであるから、靈石の邊りに至りて汚穢を穢ひ恭しく其の悔改を告白したるに程なく某は熱解け平常に復した。

傳へて云ふ、曩祖栗隈王に仕へし河太郎は、世々其の子孫に奉仕して離れず、公師長崎に來るに及び、社側の錢屋川に棲み常に社壇の下に行き通ひて守護怠ることが無い、澁江家にては之を兵統良神へんすべうらごと稱へ社司の家法を修めて

海川、淵江沼池すべて川澤の安全を乞ひ祈るに靈驗感應がある。澁江家より發する所の俗に黒札と稱する守札は、この兵統良神を表する守札で、此を帶ぶれば河海の患なしとて、往時は長崎は元より附近沿海の地より請ひ祈る。享保の末、河太郎毎夜出で、後門を叩き果ては石を抛ちて止ま無いので、社司は其の所爲を推し、彼が潜居の溪流に市民の拋棄せる塵芥、汚物の堆積して塞がり掩へるを見、則ち願ひ請ふて市民の從來中島川を以て塵埃投棄場となせる習慣を禁せしめ、毎年五月二十九日を以て河祭の例祭日と定め、市民一切に井戸浚を行はしめ以て河太郎を祀つたものである。今水道設置の爲め河祭の盛式を見ることが出来なくなつたが、往時は長崎年中行事中一壯觀を呈したものであつた。

水神社由緒書に次の様な記事がある。

水神社は奈良朝の比春日社の附近にあつた。天平神護の頃春日宮の御普請のありし時、造營奉行を承つて居た橘の島田丸は、飛驒の工匠の造つた人形を猿澤の池に投じたが、忽ち變じて水魅と化し、其の後威靈の事が多かつたので、朝廷に聞え上げ兵統良神へんすべうらごと稱へ崇めて居た、後兵部大輔なる者に至り

神託に依り御璽を捧じて大和より筑紫に下り、又大村に移り、更に長崎に轉住したのであつた、然るに川立神は大和より従ひ來りて世々仕へ守護して居たが、當地に來るに及びては二股川を栖息の所として居た云々。
維新前は稻荷社四、荒神社、巖島大明神、天満宮、川立神宮の八社であつたが現今は以上の七社である。

境外

頂守嶽大神宮

頂守嶽大神宮 茶臼山頂に在り

萬治三年長崎奉行妻木彦右衛門の再興する所と傳ふ。寛政頃の調によれば本社六尺五寸 五尺八寸幣殿六尺五寸 丈拜殿壹間 四間で天明七八年の頃長崎奉行末吉攝津守の再建に係り、境内貳百坪餘（寛政三年改）祭日は古來毎年九月廿一日で多賀大明神、稻荷社の二社は其の末社として境内にあつた。

現在は頂守嶽頂上に近く石祠及び石造拜殿がある、神殿は石造、流造高五尺 參寸 間口參尺 入貳尺七寸で高サ參尺の石壇上に立ち祠内に徑壹尺六寸厚參寸の石鏡があつて石鏡太神宮の五文字が讀まれる。拜殿は石造切妻單層四脚柱高九尺 方六尺の無牀の建物で何等の文字も無い。此の神殿の地域は間口參間參尺入六間の平地で後

傳 説 其 の 一

方一段高き所に岩倉稻荷大明神の祠があり一町位を隔てたる下段に五社大明神が奉祀されてある。（岩倉稻荷神社参照）

傳説

其左は長崎古記に載する所で、人口に膾炙されて居る。今之を記述することとした。
昔何時の頃にか入港の阿蘭陀船が港内沙崩の沖に碇を卸して居たが、歸帆に臨みて之を引揚げやうとして百方手を盡して見たけれども、何故か碇は海底に固着して動かぬので、今は是非もなく綱を切斷しやうとした。併し別段風破の故でもなく、巖礁の間に纏着したと言ふでも無いので、何の妙案もがなと鳩首凝議の半に、阿蘭陀通詞なる某が、加毘且に向ひ、之は定めし水の祟りでがなあらう、長崎に澁江公姿なるものが居るが、能く水祟を攘ふに驗なき事は無い、彼をして禱らしめては如何と勧めた。加毘且はよもやとは思ふものゝ碇を切るよりも一應禱らせて見て萬一驗あらばと思ふので長崎奉行に出願した。
そこで長崎奉行黒川與兵衛は、公姿を官廳に招きて阿蘭陀加毘且の申出を

語り、之に應ずるや否を尋ねたら、公姿は事もなげに領承したので、黒川氏其の約諾の餘りに無造作なるを疑ひ、何れ改めて申付くべき旨を申渡して公姿を退かしめ、直ちに一町年寄(藥師寺氏なりしと云ふ)を召して曰く公姿の言ふ所を聞くに、恰も狂亂の如し、我が國の神國なる事は、蘭人等もよく知つて居る、然るに公姿が事を輕忽にし萬一仕損じたらんには我が國の耻辱となるであらう、若し充分の自信が無き程ならば辭退せしめよと申含めた。夫れで町年寄は、公姿を自邸に呼び寄せて、更に委細を尋ね問ふた、公姿は左程までに疑ひ給はゞ此公姿は立ち歸るまでなりと言つて、其の質問に對しては返事もせず歸宅して仕舞つた。其の應對悠揚として聊かも滞りがないので、町年寄は此の旨を黒川奉行に具申した。奉行も公姿の言動が餘りに無遠慮なので吉日を選び、兎も角公姿に任せよと云ふ事になつた。公姿は黒川奉行の此の命に依り、當日卯の刻までに出頭すべき旨を對へて退いた。然るに當日刻限に至りて公姿の姿が見えない、待ちあぐみたる黒川奉行は人を遣はして催促せしめたが、前夜の宿酒が未だ醒めないと言つて起きやうともせぬ、催促數度に及び、正午頃に至りて漸く起き上り、伴はれて阿蘭陀

船に上船した。公姿は蘭船上より海中の模様を能く見究め、懸て踞座狀膝是を久しうして、懷中より白糸を取出し、之に鏝を括り附けて碇の沈める所に落し、手繰入れ海底にとゞきたらんと思ふ頃に、阿蘭陀通詞を顧み、今此の碇を揚ぐるは最も容易である、速に引揚げられよと云つたので蘭人等がかぐらさんを仕掛けて巻揚ぐるに公姿も従つて糸を手繰り寄する、斯くて磐石の如くに動かなかつた大碇が、水面上に浮び出で甲板上に吊り上げられた。此の噂が市中に傳へられて居たので、此を見やうとて早朝より船を舩ひ、家族朋友を伴ひて蘭船の周圍には人の山を築いて居たが、此の奇蹟を目撃して拍手の響感歎の叫が暫時も鳴りを止めなかつた。甲毘且を始め一般の者も流石に此の不思議を見るに及び、驚異と満悦との爲め手の舞足の踏む所を知らず、明るる日禮物として砂糖并に海黄十數端を捧げて來た。公姿謝して云ふ、自分は酒好きなれば砂糖には別段の用なし、常に綿服を纏ふ身には絹や海黄は柔ら過ぎて冥加に過ぐるどて之を却けた。黒川奉行は之を聞きてさもこそあるべし、彼は尋常の者では無いと言つて居られた。

其の一

水神社に年々阿蘭陀人より奉納する砂糖二籠は、此の因縁によりて此の頃より定例寄進となつたものであると傳へて居る。

二、水神社に河太郎饗應と言ふ一行事があつた。公姿の頃は年々の行事であつたが、何時の頃よりか廢絶して今はない。

澁江家では毎年五月に入りて吉日を選び、其の社司宅に饗宴を設くる。献立中老竹の輪切を盛れる一皿がある、他は全く普通の料理で大抵七八品乃至十品位を調へ一膳に一人分を排列する。

當日の主人役が公姿一人で賓客は數人の河童である、此の夜門扉堅く鎖され一切の出入を禁止するので、家人と雖も其の現状動靜を知ることが出来ない。唯時々室外に漏るゝ異様の叫び聲と、不規律に響く器具の騒音に何人も好奇心をそゝらるゝのである。

賓客の出席は、大抵夜更けである、不思議の事には公姿の他は其の姿態を認め得るものが無い、席定まりて後各饗應に移るに、老竹の輪切のみは流石の河太郎も殆んど持て餘し、公姿が事もなげに食する筈を見て、偕々人間の齒の強さよと互に舌を捲きて退席すと言ひ傳へて居る。

その三

三、河太郎の献立澁江家初代公師が、賓客を招かんとするには、豫め前一夜河太郎文字と稱する澁江家傳來の文字に依り、その献立を認めて之を厨房に貼付し置くのであつた。すると翌朝に至れば各種の鮮魚が盤に盈ちて居た。是は河族が往昔澁江家の曩祖栗隈王に對しての約束を正直に履行するのであつた。云々現社掌亘は、幼時此の證文を見た、而かも字體異様で全く字々の判別さへつかかなかつたと言つて居る。

右の他河童と澁江家との間に行はれた種々の傳説的事件があつた事を傳ふるけれ共、今は此等を略することゝした。

歴代神主

歴代神職世系

開基 澁江刑部公延

承應元壬辰年より寛文九己酉年まで在職拾八ヶ年

二代 澁江文太夫公姿

寛文九己酉年より寶永四丁亥年まで在職參拾九ヶ年

三代 澁江日向守公豊

(後改薩摩守) 寶永四丁亥年より享保十八癸丑まで在職貳拾七ヶ年

四代 澁江出雲守公般

(後改近江守)

四代 享十八癸丑年より寶曆四甲戌年まで在職貳拾貳ヶ年

五代 澁江式部公定

寶曆四甲戌年より同十庚辰年まで在職七ヶ年

六代 澁江能登守公祝 (始近江守) 長崎志には公登とあり

寶曆十庚辰年より文化元甲子年まで在職四拾五ヶ年

七代 澁江賀津麿真興

文化元甲子年より文政六癸未年まで在職貳拾ヶ年

八代 澁江怱太郎春平 眞興の養子本居翁の門弟で古道學を唱ふ中島廣足等と共に歌道

文政六癸未年より

九代 澁江相模守公達

別名常曆天保十九年九月上京歸 酒後吉田家の命にて相模と改む

文政九丙戌年七月より文久元辛酉年まで在職參拾六ヶ年

十代 澁江公榮 始常陸介

文久元年辛酉年より明治十六年まで在職貳拾參ヶ年

十一代 澁江 亘 明治十六年七月十日より就職

第十四節 八 劍神社

祭神 日本武尊

所在 長崎市東小島町百四拾六番地

所在地の變遷は光壽山正覺寺に同じ唯番地を異にするのみ

沿革 延寶年間に長崎村小島郷に一農夫があつた、一日農園に出で、耕作に従事して居たが偶小さき白蛇の首を矯げて前み來るのを見た。農夫は驚き怪しみて之を逐ふたけれども急に去らうとも爲なかつたので農夫は其の儘立歸つた。此の夜農夫の夢に白蛇來つて曰く、「我は是八劍明神也晝間出で、野に遊び偶汝に見つけられたり汝宜しく清僧を聘して地を清め我を祀れ」と、農夫奇異の思をなし里人と謀りて夢の告に従つて小祠を建てたが、其の後靈應響の如きものがあるので遠近老若の崇敬するもの日に目を加ふるに至つた。此の農夫は東新三郎と云ひ當社初代の神主である。

又一説に曰く延寶の頃小島郷の農夫が地を掘つて石棺一箇を獲た、農夫は恐るゝ之を開いて見ると八箇の小劍が納められて居たが、其の夜の夢に

創立の由緒

我を八劔大明神として祀れ」とあつたから即ち祠を營んだものであると、而して此の八箇の小劔は嘗て鎮西八郎爲朝が用ゐて居た劔であると稱せられ、此を神体として祀つたのが當社の起元である。

以上は長崎圖誌に記する所であるが長崎名勝圖繪及び鎮西大社記等には左の如く記してある。

八劔社は昔小島郷の鎮守社として日本武尊を勸請したものである。永祿十一年の頃東源左衛門と云ふ者が在つて今の社地の少し上方神南と云ふ所に勸請して日本武大明神と號し非常に信心渴仰して居た。其の子新三郎に至り明神を信仰する事父に過ぎて居た。元和四年五月の頃神夢に新三郎に告げて曰く「我は八劔大明神である依て汝の仕ふる所の神社は八劔社と唱へよ」と。新三郎始は眞偽を疑ひ躊躇して居たが、同じ夢度々に及んだので、新三郎は幣帛を奉り祝詞を奏して恭しく夢正に神告にましまさば神体を現し給へと白した所が、忽ち一尺許りの蜈蚣が幣上に現顯したので里民何れも奇異の感じに襲はれ之より信心愈加はつた云々、新三郎即ち神主となりて八月十五日に祭典を奉仕した、爾來新三郎は朝夕の奉仕怠らず其の子孫相承くるに至つた

ものである。

青木永繁の鎮西大社明鑑には、東氏其の先は肥後國阿蘇宮の社人であつたと記してある。

長崎實錄大成には寛文元年東新三郎小島郷に創建すと記す。

長崎圖誌は元祿より享保年間に亘れる著作で、實錄大成は享保頃より明和に亘り名勝圖繪は文政年間の編纂物であるよりして推せば後者は更に有力なる史料を蒐集し之に據りて事實を精叙したるものかとも思はる、東新三郎の子孫たる當社神主が明治初年に没落して行方不明となつし爲め同社史料湮滅し茲には何れを是非すべくもないので三者を合せ記して置く事とした。左に八劔神社由緒等を主として記述することとする。

寛文元年 東新三郎は長崎奉行黒川與兵衛、同妻木彦右衛門に請ふて地を相し八劔社を現地に再興し神南より遷宮なし奉つた。(八劔社由緒書) 當時の社地社殿は左記の如きものであつた。

社地 東方貳拾四間 表通茂木道石垣境右段有

兩方拾間 社山竹林有櫻目松の木境に有之

南方貳拾五間

高岸境楠の木梅の木有

北方貳拾間半

裏道岸石垣境に石段有

此御地子銀七匁貳分參厘

本社九尺に壹間

舞殿三壹間に壹間

拜殿貳間半に貳間

末社三社

石宮二社
板吹一社

此の時總町及び長崎村十二ヶ郷より費金及び材木の寄進ありて各殿の工事を竣ぐる事を得た。

延寶三年 在留唐人等立願の成就として唐鏡壹面、提燈壹對、劔壹振を當社に奉納した。

天和二年 新石灰町より石燈籠一對寄進あり。

天和三年 今石灰町東吉郎左衛門水監壹個奉納。

寶永元年 長崎村より石燈籠壹對材木貳拾本を、惣町より銀若干の寄進ありて神主住宅を改築した。

唐人奉納

奉納

吉田家門弟と
なる

造 營

諏訪社末社と
なる

定例寄付

享保四年 四代東佐渡は京都神祇管領長吉田家に就き十八神道免許を得て

裁許状を受領した。東氏は開基源左衛門以來宮守として神社に奉仕して來たものであるが當社祠官となつたのは享保元年以後に屬する。爾來歷代神主は何れも吉田家より祠官許状を附與せられて明治に及んだ。

此の年町年寄後藤惣左衛門は劔八振を當社に奉納した。

此の年當社造營其他の經費に充つる爲め年芝居二座を興行することを免許せられた。元文四年及び寛延三年にも亦二座興行の免許があつて寛延三年には其の收得を以て石段仕替、大道通り石垣五間を改修した。

享保六年 當社正殿造營に着手し六月二十八日新始め、九月二十三日落成したので此の夜正遷宮を奉仕した。此の時諏訪神社より同社人青木右京、瀧川織部、中園頼母、城島喜八、石原久平の五人來りて神事を分掌した。

此の年 諏訪社の末社となつた。八月十五日の當社例祭は此の年より始まつたと言ふことである。八銀由緒には享保四年諏訪社末社となると記す。享保九年 片山淨信石鳥居壹基奉納。

元文五年 在留唐人等海上順風安全祈願の爲め唐船壹艘より銀參拾日づゝ

年始八朔出仕

上京

永代寄付の申込があり、其の筋の許可を得た。此の定例寄付は當社維持上非常な力を添へたものであつた。

寛保元年 此の年より當社神主は年始八朔に際し長崎奉行所へ出仕するの資格を附與せられた。此の際兩長崎奉行所へ年始には御祓、八朔には杉原壹東宛、長崎代官所へは年始に御祓、八朔には中折紙壹束、町年寄へ年始には御祓八朔には貳本入扇子壹箱宛を贈るの例であつた。

延享三年三月二十六日 諏訪社神主青木若狹守が將軍代替恐悦の爲め上京するので、當社神主東佐渡その介添として諏訪社瀧川但馬同主鈴等上下拾人と共に當地發、五月十五日江戸着同廿五日同地發、七月五日伊勢參宮、同十一日京都着吉田家に於て但馬と共に十八神道の傳授を受け八月二十一日歸着した。此の頃より當社神主は諏訪社神事に供奉する様になつた。當時當社への毎年の寄付銀壹貫五百目位づゝを算した。

寛延二年 唐船置銀を抵當として銀壹貫五百目を長崎會所に借り正殿の葺替修覆をなし神主居宅を瓦葺に改めた。

安永四年 長崎奉行桑原能登守茂木村巡見の途當社參拜あり銀貳枚奉納。

營繕

唐人參拜

營繕

此の年 惣町より寄付銀壹貫目を得て正殿及び末社等に修繕を加へた。

寛政七年 惣町及び長崎村に勸財して正殿を改築したが、唐人船手陸手口雇中の一手寄進によりて舞殿及び拜殿をも改築した。

文化二年 唐船三十艘より壹艘に付銀百目宛の寄付を受けて本社舞殿及び神主邸の修理を了した。唐船よりの寄進受入手續に關しては唐寺の部に於て記述して置いたので茲には之を省略する。

文化三年十一月 長崎奉行は在留唐人等の願を納れ彼等の當社參拜を許可した、在留唐人等は其在留中は十善寺の窪地なる唐人屋敷の一區劃中に一種の幽閉塾居を強いられ鬱悶の情に堪えず、名を參拜に借りて市内の神社佛閣に散策を試みたもので、當時の神社佛閣は斯の好機に乗じて唐人等の歡心を求め置き或は定例に或は臨時にその寄付を求めたものである。(佛寺部唐寺の部參照)

文政三年六月 明四年度以後の唐船三十艘より壹船に付銀札五十五匁宛を當社に寄付するの許可を得、四年七月小島郷中よりも若干の喜捨を得て當社本殿を葺替へた。

文政六年 先年崩壊せし境内石垣(龍數不明)もこの寄進銀を以て改修した。

文政十一年四月 今年入港の唐船壹艘より銀百三十目宛(四歩銀にて)の寄進

を受くることを許可せられた。此の費途不明。天保六年六月神主左内上京神道裁許状を受領した。参考の爲め左に之を掲げて見やう。

肥前國彼杵郡長崎正一位諏訪大明神末社八劔社神主東佐渡允藤原常則着風折烏帽子狩衣任先例專守社職格式可抽太平精祈者神道裁許狀如件

天保六年六月七日 神祇管領長上從二位卜部朝臣良長 匍

天保十一年春 七代佐渡允の時寄進銀拾貫目を得て本殿及び拜殿の改修を行ふた。當社殿は從來老樹の間に在りて建物特に屋根の保存上遺憾の點が多かつたので今年改修に際し從來板葺であつた兩殿の内本殿のみは之を銅瓦、祝詞殿及び拜殿は瓦葺に改むることとし九月に至りて全部落成を告げた。當時神社の改築、修補は勿論構造の變更に至るまで一々長崎奉行の許可を受けざるべからざる次第であつたから此の時銅瓦に變更に際しても其の許可を受けたものである。此の時市内外よりの寄付銀凡そ拾貫目を算した。

正殿改築

營 繕

弘化二年夏 暴風襲來し小島郷附近被害頗る烈敷かつたが、當社では本殿及び社人居宅を破壊され其の修理費用の支途無き爲め長崎會所より銀六貫目の公借を許可せられんことを出願した。然るに會所銀繰不如意なる爲め、向五ヶ年間に亘り當社受用銀中より銀貳百目宛を年賦返納するの約定を以て銀壹貫目丈拜借の許可を得、更に小島郷中の寄付を求めて工事を了した。

獨立社となる

明治維新に際し廢佛棄釋の聲と共に、從來諏訪末社たりし當社は獨立を公許せられ、社人は神主に昇任し小島郷鎮守社として社頭興隆の曙光を豫期されて居たが、神主老衰して繼嗣なく、明治五六年の頃古川忠七當社祠掌となり後東氏退轉して行方不明となり、同時に社記一切亦散逸して仕舞つた。

明治三年社勢

明治三年の當社々勢(明細帳記載)は次の如きものである。

肥前國彼杵郡長崎縣長崎村小島郷鎮座

八劔神社 東 常 則

一、本 社 入九尺横壹間

一、舞 殿 八壹間四方

一、拜殿 入貳間横貳間

一、祭神 日本武尊

八但勸請年不詳永祿十一年より八組社と號す

一、祭日 八月十五日

一、社地 參百八拾六坪餘

一、造営 寄付

一、攝社 二社

一、神職 享保元申年より當時迄八代神勸

一、社 中八三人 但男

一、縣廳迄距離 凡拾丁

以 小上 道中 伊波 村 寄附 寺 工 務 事 業 等

其明治七年五月當村社に指定せられた。

明治十九年八月十九日、神殿を檜皮葺に葺替へた。

明治二十八年三月七日、社掌員數を壹名となすの件其の筋より許可せられた。

村社指定

社掌數員

一

明治四十三年五月十日、登廊下をトタン葺に葺替へた。
大正四年八月廿五日、當社財產 不動産は宅地貳百拾五坪山林五畝拾五歩登録を了した。

大正十二年十一月十八日、當社殿は既に腐朽して危険を訴へて居ること數年、而も諸種の事情により改築遷延して居たが、社掌及び崇敬人有志の奔走に依り一般有志の寄付を募集しこの年春より正殿修繕祝詞殿拜殿の改築工事を起し此の月竣成したので正遷宮を奉仕し、創立三百五十年記念祭と併せ落成奉告の大祭を執行した。夫れで漸く舊觀に復することを得た。

目下社掌壹名氏子崇敬者數八百名で毎年八月十五日を以て例祭を執行する。一ヶ年經費約貳百圓、崇敬者負擔で基本金約壹百圓、不動産宅地百六拾壹坪を有して居る。

境内 參百八拾六坪八合

東西 貳拾貳間
南北 拾七間

民有地

維新前は參百貳拾八坪

東表通貳拾四間、西拾間、
南貳拾五間、北貳拾間半

七毛或は七夕貳分參厘とも有り。

舊茂木街道に沿ひ高島秋帆宅址と隣接する高燥の地で、正面右手に愛宕神

改築

境内

社玉木女學校正面左に清水寺、八坂神社等と相對峙して居る、境内は地形三段に別れて居る即ち石鳥居所在地、拜殿所在地、正殿所在地である。

境内建物

正殿 西北に面す木造(總檜)流造、銅板葺 間口九尺七寸 入六尺七寸床下四尺、向拜間口五尺九寸、入貳尺貳寸 の建物で廻縁を繞らす、神殿は間口六尺、入五尺あり。

廊下 木造、亞鉛葺 間口四尺壹寸 入貳尺參尺七寸 で正殿と舞殿との中間懸岸上傾斜急なる石段ありとを連ぬる建物である。

舞殿 木造、瓦葺、切妻造 間口壹丈六尺參寸 入八尺

拜殿 木造、瓦葺、向入母屋造 間口舞殿に同じ の建物で間口九尺貳寸、入參尺の向拜を附設す、殿内は格天井疊敷で正面梁上に八劍神社の懸額を掲げらる。

以上諸殿は何れも大正十二年十一月に改築したものである。

社務所 拜殿の左前面に在り木造、瓦葺、切妻造、平屋の建物である、往時の當社々務所は現在鳥居所在地地續西側即ち東小島町△△番地であつたが、

正殿

拜殿

鳥居

維新後東氏の私所有地となりその没落と共に他に賣却せられたので社務所を現在の地に移し建てたものである。

鳥居

安山岩

高九尺 巾七尺貳寸

壹基

當社入口階段上に在りて其の石額に八劍神社左右石柱に明治二十八年九月吉日村中安全發起人桐山奥四郎外八拾五名の姓名を列記す、此の鳥居は舊代より今の位置に在りて移動が無いが、其の兩側の舊社地は今全部社外個人の所有に歸して居る。

常夜燈

安山岩

高五尺壹寸 火袋 火袋臺以下參尺六寸

壹對

拜殿前に在りて天保二壬戌年季冬中旬建新石灰町と銘す。

水 壺

安山岩

高壹尺八寸入壹尺六寸 巾貳尺七寸

壹基

奉寄進 元和三癸亥年十一月吉祥日、今石灰町東市太左衛門尉貞俊の銘あり

記念碑

甲 高五尺八寸、巾四尺參寸、厚壹尺貳寸(自然石)臺石高壹尺貳寸 貳基
乙 高貳尺八寸、周圍參尺八寸(銅柱)臺石高參尺六寸

兩基共に拜殿左前面に相並ぶ。

甲の表面に三百五十年記念碑大正十二年十一月建設八十一翁三宅古城遺書と題し臺石寄贈者佐野辰三郎と刻す、即ち當碑は當社創立を永祿十一年と定めて大正十二年十一月社殿落

記念碑

成と共に創立三百五十年祭を執行せし記念の爲めに建立したものである。

八劔神社殿再建碑

當神社は祭神日本武尊にして武運守護の神且開運長久を守り給ふ神なるを以て其頃郷中安鎮の爲め奉祀す當神社は今を去る三百五十有餘年前即ち永祿十一年の創建にして往古は壯嚴の社殿なりしも幾多の星霜を累ね荒廢に傾き境内天然の風致等も稍々原形を失ふに至れり然るに是まで修繕を加へ繼續し來りしが既に社殿腐朽の爲め破損の箇所多々あり是にては到底三百五十年記念祭奉仕せんと欲するも其盛典を舉行すること能はざるにより今般崇敬者總代並世話方等協議の結果社殿再建する事に決議し茲に始めて崇敬者並に有志諸君の寄付助力を仰ぎ大正十二年十一月上旬を以て落成す。

社掌 森路惣太郎謹識

寄付者 鶴田友治郎外(氏名略)(銘)

什寶物古文書記録等

一、額 八劔社(木)

横 貳尺九寸 (内額縁六寸)
竪 壹寸五分

壹面

當社には前記の外什寶物、古文書等無し

末社

稻荷社

甲 入母屋型石祠 高貳尺壹寸貳尺七寸
乙 入母屋型石祠 高貳尺五寸壹寸貳尺五寸

貳基

拜殿の右側に在りて相並ぶ、共に無銘

菅神社

唐破風流造型石祠 高六尺間口參尺
入貳尺九寸竪貳尺參寸

壹基

拜殿の左側に在りて菅神社と區し菅公の木像を安置す祠の裏面に左記の文字あり

元文五年庚申年孟夏吉日 青木氏 光豊

大奉遷宮 長洲船木生榊伊織宇津見氏 謹勒(銘)

當社は坂上天滿宮の主神を奉祀せるもので諏訪社の青木氏と坂上社の開基宇津見幸丸が遷宮を奉仕して居る點より考ふれば坂上神社初期の石祠ではあるまいかと思はるゝ、如何なる理由で八劔社内に奉遷せしものか

考ふるの史料が無いのを遺憾とする。

天明頃は稻荷大明神三社小石祠二、木祠一(三矢大神、猿田彦大神、相殿) 妙見社大石祠(以上社殿左側) 菅神社大石祠 稻荷社小石祠 (以上社殿右側) 別に精大明神、粟島大明神、若姫大明神、菊之宮、森島大明神の五社を合祀して居たが何時の頃にや妙見社に併祀して居る。

歴代神職世系

歴代神職

- 開基 東 源左衛門 永祿十一辰年より元和四戊午年まで在職五拾壹ヶ年
- 二代 東 新三郎 寛文元辛丑年より延寶三乙卯年まで在職拾五ヶ年
或元和四戊午より寛文十二壬子年まで在職五拾五ヶ年
- 三代 東 助左衛門 延寶三乙卯年より元祿五壬申年まで在職拾八ヶ年
或寛文十二壬子年より元祿二己巳年迄在職拾八ヶ年
- 四代 東 金左衛門 元祿五壬申年より享保十一丙午年まで在職拾参ヶ年
或元祿二己巳年より享保元丙申迄在職貳拾八ヶ年
- 五代 東 佐渡守常春 以上宮守

享保十一丙午年より寶曆三癸酉年まで在職貳拾八ヶ年
或享保元丙申年より寶曆三癸酉年まで在職参拾八ヶ年

六代 東 佐渡守 寶曆三癸酉年より寛政九丁巳まで在職四拾五ヶ年

七代 東 讚岐允 寛政九丁巳年より天保元庚寅まで在職参拾五ヶ年
天保元庚寅年二月廿九日歸幽年五拾九

八代 東 佐渡允常則 天保元庚寅年より退職及歸幽年月不詳

九代 古川 忠七 就退職歸幽年月不詳

兼務初代 東照宮神社々掌 楠木 三事 就職年月不詳明治二十九年四月十八日まで在職

兼務二代 諏訪神社主典 利信 明治二十九年八月十日より同三十七年九月八日まで在職九ヶ年
大正十一年十月七日歸幽年六拾五

十代 森路惣太郎 明治三十七年九月二十二日より大正十五年九月七日まで在職貳拾参ヶ年
大正十五年九月七日歸幽年五拾八

兼務三代 松ノ森神社々司 伊奈熊之助 大正十五年十二月七日より

第十五節 楠稻荷神社

祭神 保食大神

所在 長崎市西小島町

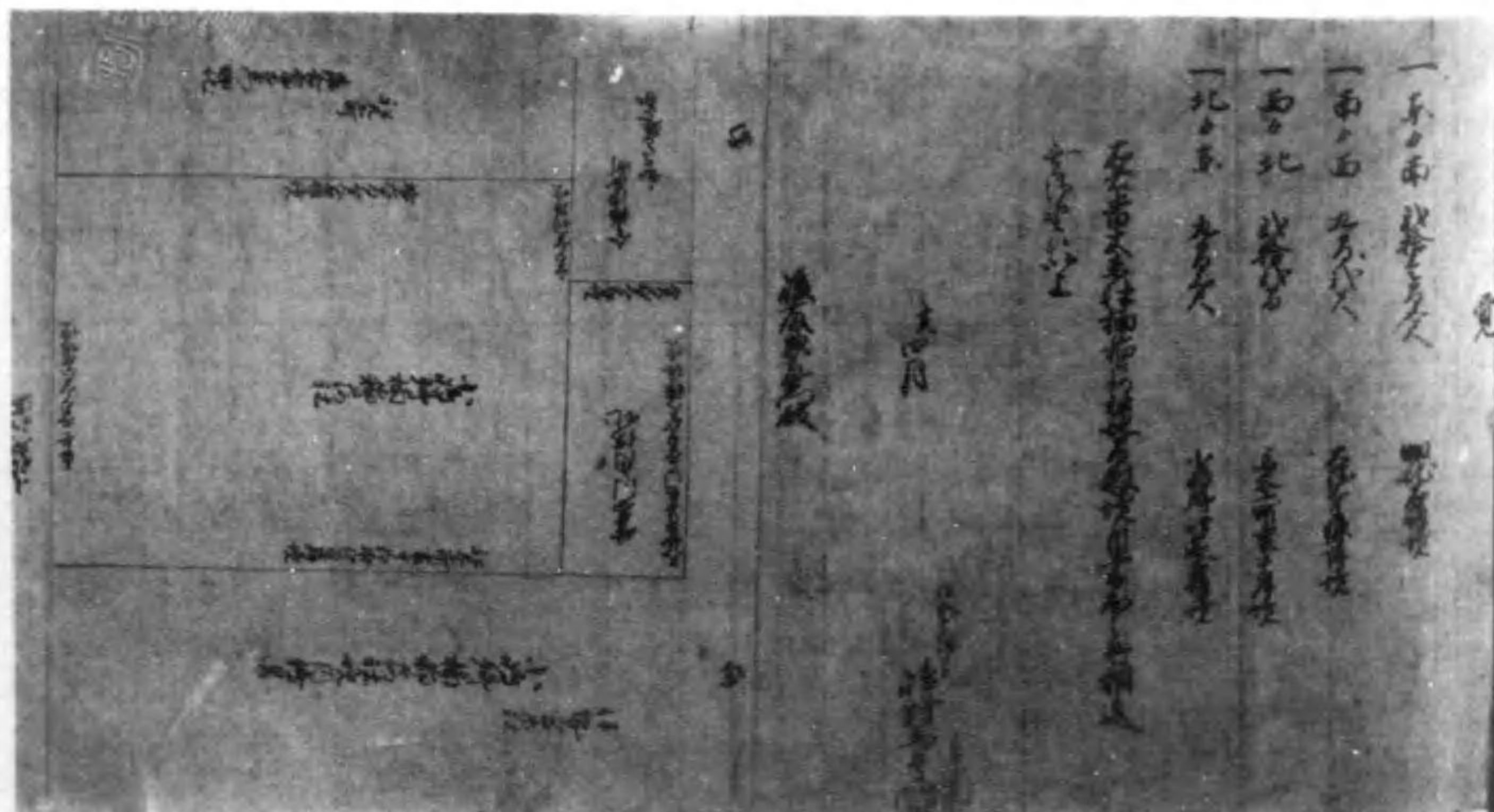
此の地は元長崎代官支配長崎村小島郷内であつた、維新後長崎縣第一大區八小區肥前國彼杵郡長崎村小島郷（番地不詳）となり明治拾年長崎縣西彼杵郡長崎村小島郷（番地不詳）同貳拾年參月同縣西彼杵郡下長崎村小島郷（番地不詳）同參拾壹年長崎市に編入され、大正二年四月より現在の地番となつた、

此の地は、往昔は大徳寺の所在地として知られて居た。其の境内に長崎に於て比類なき老樟樹があるので當社は俗に楠稻荷と稱せられて居たが、大徳寺が盛名ありて當社が微々たる爲に恰も大徳寺境内の神社なるやに思はれて居た。其の位置が長崎の南部に在りて左は大徳寺唐人屋敷右は丸山寄合兩町の間なる高燥の地で神社内の巨樟は其の梢は天空を遮り其の枝の擴がる所は一木にしてよく一森林をなして居るので古來大徳寺や花街の所在の目標となつたものである。

沿革 寛文四年眞言宗修驗壽福院祥洪なる者一院を八幡町に創めたのが當

靈樟窟塚正院

楠稻荷神社とその古文書



院の起原である、後現今の地に移轉し稻荷神社を主神として靈樟窟琢正院と稱し醍醐三寶院末に歸し修驗道を以て時代が經つた。

附記 史料欠乏せる爲め當院創立、移轉等の事情がよく判明せざるは残念である。一説に現今の地に稻荷の古祠ありて夙に楠稻荷と稱へて居たが、何時の頃か琢正院なる修驗此の地に草庵を結んで居たので世人は琢正院或は楠稻荷と呼んで居たと云ふ。

船大工町當社の維持に當る

境内を修む
伊勢宮末社となる

社 守

元祿七年十一月 船大工町乙名橋本安治右衛門より寺社年番高島四郎兵衛を經て、當時五島屋吉郎兵衛の所有であつた當社地五畝歩を社地に願請け、船大工町中で地均し及び石垣の築造を行つた。斯かる關係により爾來當社は船大工町其の維持に當るの慣例となつた。

元祿十六年 船大工町の願に依り當社敷地境に煉塀を新設した。即ち此頃より社寺境内として体裁を備へたもので伊勢町伊勢宮神主島氏當社の祭事を兼務した。當社が伊勢宮の末社となつたのも此の頃よりであらう。

享保年間 宮本久太夫なるもの伊勢宮の社家となり、當社の宮守に任せられ子孫相承けた。

明和三年、宮守宮本左仲は、神社敷地に關し隣地所有者鍛冶屋町住ヒサなる者と紛議を生じ遂に公裁を仰ぐに至つたが、同五年十二月に至り當社境内は東西北に於て九間參尺南に於て拾參間南北拾五間貳尺地積百七拾參坪餘地子銀貳匁九分七厘長崎村庄屋方へ納入のことゝ決定した、即ち明治二十一年十一月迄は此の坪數であつた。

明治維新に際し當院も亦楠稻荷神社と改められ神主は楠本石見眞辰と改稱した。

明治元年社勢

此の時の當社は次の如きものであつた。

一、本社 宇賀御魂神 但祭日 毎年 二月初午日 十月八日

本殿 壹間四面

拜殿 貳間に貳間貳尺餘

石鳥居

社地坪數 百七拾參坪

此御地子銀貳匁九分七厘年々上納仕候

而して明治三年の明細帳にて前記と相違ある分は左の如し

肥前國彼杵郡長崎村小島郷鎮座

楠稻荷社

兼務小西 直人

一、祭神 宇賀御魂神 寛文四辰年勸請

但元眞言宗奉正院明治元辰楠稻荷社と改號

一、祭日 二月初午日 十月八日

一、社地 百七拾參坪八合五勺

一、造營 寄付

一、社中 三人 内男 貳人 女 壹人

一、元眞言宗修驗の處明治元辰年復飾神勸

一、縣廳迄距離 凡八丁

以上

明治七年五月、村社に指定せられ、小西成則其の祠掌に補せられた。

明治二十一年十一月、境内坪數を八拾坪に更正した。

明治二十八年三月廿八日、其の筋より當社掌員數を一名と定むるの件認可

せられた。八

明治三十三年四月 當社は建立後歲月既に久敷社殿の腐朽甚敷かりし爲め此の年船大工町は經費參千五百餘圓を投じて社殿全部を改築し、且境内を改修して大に規模を莊嚴ならしめた。即ち現在の社殿造營經費正殿千貳百八拾八圓、拜殿千四百貳拾參圓である。

明治三十六年一月 楠神社記念銅碑を拜殿前面に建立した、子爵杉孫七郎之に篆額し、西道仙の撰文に係るものである。

大正二年五月 東京帝國大學農科大學教授農學博士本多精六の依頼に依り境内大樟樹を撮影して同博士へ送付したが博士は之を大日本老樹名木誌に登載して世に之を紹介する所があつた。

大正四年八月三十日 當社財産登錄の件其の筋の許可あり。目下兼務社掌壹名崇敬者船大工町中、二月初午及び十月八日を以て其の例祭日とする。

境内 百七拾參坪 開口入不明但現在境内は間口參間貳尺入拾八間位なり 民有地
境内建物

改 築
建 碑
現 勢
遼園を日本名木誌に登録

正 殿
拜 殿
鳥 居

記 念 碑

正殿 西北面す、木造總檜材瓦葺、流造間口壹丈七寸、入八尺 向拜 間口六尺五寸 廻縁附の建物で、神殿は間口六尺五寸、入六尺。

拜殿 木造、瓦葺、入母屋造方壹丈貳尺の建物である、正殿と拜殿との中間に間口壹間入四尺の祝詞座が設けられてある。

鳥居 花崗石 高壹丈五寸 巾九尺 壹基
楠荷神社(額)大正十三年十月吉日(右)奉獻船大工町中外有志者(左)(銘)
當鳥居建設奉納人名播間重勝他百三十六名の名は楠神社記碑の裏面に刻してある。

水 壘 安山岩 高壹尺九寸、前巾參尺壹寸 入貳尺 壹基
奉寄進 享保十七年壬子六月吉日 唐人屋舖新屋中(銘) 壹基
記念碑 銅板張 高參尺七寸、巾四尺參寸 臺高壹尺九寸五分 壹基

楠神社改築碑
從二位勳一等子爵杉孫七郎題
楠神社記

長崎小島郷、北邱面東北萬竈在目亦一勝地也邱有豫樟樹大九抱餘蓋數百年前物土人傳以爲有神焉其下有祠祭保食大神其創建歲月不詳祠牒寬文四年壽福院祥洪再興之明治元年號楠神社以邦俗稱豫章爲楠也地係船大工町

所有於是有志者廣相謀改新其祠又建銅碑以表章之實可謂舉廢之一美事矣頃者其委員十有二人來請余文余深嘉其舉乃記以傳諸後也

明治三十六年一月 賜琴石齋西道仙撰文並書 (表銘)

寄付人名友永榮三外貳百七拾參人 (氏名略)

楠稻荷神社々掌 小西 孝則

町總代 太田 卯重

藤波 和十

内田元次郎

改築委員 白山 友吉

外拾名 (氏名略)

歷代神職

歷代神職世系

初代 楠本石見眞辰

兼務初代 天滿宮神社主改成則 小西 直人

兼務二代 八坂神社々掌 小西 孝則

明治元年六月より同三年 月まで在職參ヶ年 歸幽年月不詳

明治三年より在職數ヶ年 明治十三年より同十八年十一月まで在職六年 明治十八年十一月一日歸幽年六拾壹

明治二十八年七月十一日より同四十二年七月まで在職拾四年 明治二十一年七月廿四日歸幽年六拾五

兼務三代 大浦諏訪神社々掌 今村 豊安

兼務四代 八坂神社々掌 小西 丈夫

兼務五代 伊良林稻荷神社々掌 松尾 融

明治四十一年十二月より大正五年一月まで在職九ヶ年 大正十年十一月廿七日歸幽年五拾八

大正五年一月二十九日より昭和三年十月三十日まで在職拾參ヶ年 昭和三年十月卅日より

第十六節 梅香崎神社

祭神 菅原道真公

所在 長崎市西小島町千百七番地

地番沿革略同楠
稻荷神社

此の地は舊大徳寺の址で往時は寺格が高いのと其の地が崎陽の勝地で且唐人屋敷に隣して居るので邑人は勿論羈旅の観客は必ず此の地に抵り彷徨低徊其の絶勝なるに心氣を奪はれて還るを忘れたものである。此に於て寺僧は境内の一隅に茶坊を設けて晝間丈酒餅を賣らしめ旅人の曳杖に便した時代もあつた。

長崎名物の俗謡中に「……寺も無いのに大徳寺」と云ふのが有るが、今は境内の當神社及び大楠社や招魂場とに依りて僅に昔の片影を髣髴せしめて居る。

沿革 佛寺篇下卷八百六十八頁大徳寺の部参照

大徳寺が寶永元年梅ヶ崎に移轉せし時山上の天神山に寛文年間長崎奉行牛込忠左衛門勸請の天満宮を奉祀して居た事や、此の天満宮は直ちに大徳寺鎮

所在

大徳寺址

大徳寺鎮守天満宮

守社として同寺より祀侍することになつた事、寶永五年同寺が小島郷内なる現在の地に移轉せし後享保四年に至り當社も同寺境内に移轉し、從來の地なる梅ヶ崎を冠して梅ヶ崎天満宮と稱へし事以下當社沿革の大要は佛寺篇下卷に記述せし通りである。

一説に梅ヶ崎は公領と大村領との境界をなせる地域で、長崎奉行組下遠見番及び唐人番の住居する區域に屬して居たが、寛永中遠見番申筑前出身の某は其の信仰せる天満宮の木像を護身神として負ふて當地に來り、後遠見番に採用せらるゝに及び萬治年間地を住家の附近なる山中に清めて小祠を建て、朝夕の禮拜怠らなかつたが、年を経て信者を増し遂に其の附近を天神山と稱ふるに至つた。梅ヶ崎天満宮は即ちこの天満宮であると云ふ傳説もある。唐人番筆頭城善之進（大正十年九十才死去）談話記して參考に供する。

現今十人町に前記傳説の天満神社がある、同じく梅ヶ崎天満宮と呼ばれて居る。兩者は前記の如く由緒を同じうする同神二社であると云ひ或は然らずと稱し其の由緒が更に判明しない、傳説や一二の古記によりて見るに長崎奉行所より奉祀して居た神社と遠見番等に於て奉祀して居た神社とが同所に在

遠見番の一人天満宮を祀る

大徳寺廢せらる

長崎病院
招魂場

明治元年社勢

つて前者は大徳寺鎮守となり。後者は十人町に止まられたものと見るのが至當かと思はる。明治維新に先んじ大徳寺は幕政衰退と共に寺勢大に衰へて居たが維新後他の兩部寺院と同じく寺は廢せられて梅ヶ崎天満神社と改稱せられ佛體は之を裁判所に納め有名なる紫螺堂及び鐘樓は之を競賣に附した。程なく同寺舊觀音堂所在地には元年十二月大楠社が新設せられ、尋いで奥羽出征戦歿者招魂場が新に其の隣地に置かれたので觀音堂附近にあつた當社は舊紫螺堂跡に移された。夫れで境内の輪奐忽ちにして一變した。程なく大徳寺時代の庫理所在地は征臺役出征者の假病院となり、其の戦死者墓地となり、長崎縣立病院となつたが病院移轉後大正三、四年頃公賣の結果油屋町橋本辰二郎の所有となり同人は茲に別邸を築き大徳園と名づけて目下市民に開放して居る。

明治元年の當社勢は左の如し
 一、本社 天満宮 但祭日毎年 二月二十五日
 二、末社 稻荷社
 三、大楠神社 明治元戊辰年十二月朔日御鎮座
 本殿 壹間半に參間
 拜殿 八參間に六間餘
 社地坪數 四千四百五拾坪餘
 千參百七拾坪餘 朱印地
 門前地本籠町ヶ所之内
 此御地子銀拾壹匁七分參毛宛上納仕候
 此御地子銀五拾目四分四厘ヅ、上納仕候

- 一、本社 天満宮 但祭日毎年 二月二十五日
- 二、末社 稻荷社
- 三、大楠神社 明治元戊辰年十二月朔日御鎮座
- 本殿 壹間半に參間
- 拜殿 八參間に六間餘
- 社地坪數 四千四百五拾坪餘
- 千參百七拾坪餘 朱印地
- 門前地本籠町ヶ所之内
- 此御地子銀拾壹匁七分參毛宛上納仕候
- 此御地子銀五拾目四分四厘ヅ、上納仕候
- 明治三年の明細帳に左の記載あり
- 肥前國彼杵郡長崎縣本籠町鎮座
- 天満神社
- 一、本社 入壹間半横參間

- 一、舞殿 入参間横五間
- 一、大拜殿 参間四方 元祿十六末年勸請

但眞言宗大徳寺明治元辰年天満神社と改號

一、祭日 二月廿五日 八月廿五日

一、社地 四千五百五拾七坪貳合四勺

一、造營 寄 付 兼 手 取 兼 寄 付 兼 手 取 兼 寄 付 兼 手 取

一、末社 稻荷社 狐嶽 狐嶽 狐嶽 狐嶽 狐嶽 狐嶽 狐嶽 狐嶽

一、大楠神社 入参間半横貳間

但明治元辰年十二月勸請

一、元眞言宗之處明治元辰年復飾神勸

一、社中 貳人 但男

一、縣廳迄距離凡六丁以上

明治七年五月 村社に列せられ本籠町住民其の氏子として其の維持に任ずることとなつた。

明治十六年天征臺、西南役戦傷死者の招魂場を狐嶽一名稻荷岳に合葬せらる

村 社

社掌員數

營 繕

老松枯る

維持金蓄積

に當り参入路新設の必要に迫られ即ち梅ヶ崎神社と大楠神社との中間に新道を開鑿し神社境内を二分するに至つた。

明治二十六年六月 大風あり境内大松吹き倒され社殿を破つた。當時の社殿は柱梁朽ち損じて居たので本籠町住民相計り破損の社殿に一時の應急修理を加へた。

明治三十一年三月四日 當社々掌を一名とするの公許があつたので八坂神社々掌小西孝則兼務社掌に任せられた。

明治三十九年三月 社殿に大修繕を加へた。此の時拜殿向拜を改造して大徳寺繁螺堂の遺品を全面に亘り雲龍を彫刻すも使用した。本社現在の紅梁は即ち其の一である。

明治四十四年九月十八日 當社財産登録許可の指令があつた。

大正三年十一月 境内老松の虫害に罹れるものを伐採した。是より先き、明治三十八年頃より當市老松の枯死するもの相踵ぎ當社内既に三本を失ひ大に境内の景趣を損するに至つた。

大正五年五月 本籠町内は經費千五百圓を以て神社境内に参拜者休憩所と

して瓦葺平屋二棟一棟は四間に貳間一棟は四間半に貳間を建て之を貸與し依て生ずる料金を以て當社の維持金として積立つる事とし此の月より之を實行した。大正八年四月 本籠町有志の發企により經費九百圓を以て神殿の周圍に石玉垣を繞らし昇廊下及び祝詞殿を新設した。目下兼務社掌壹名崇敬者本籠町住民全部、九月廿五日を以て例祭を執行する、年中行事中特に記すべきものはない。

境内 千貳百拾八坪

官 有地

境内建物

正殿 西北に面す、木造、銅板葺、流造 間口貳丈壹尺六寸、入壹丈六尺で向拜間口五尺七寸入參尺七寸及び廻縁間口壹丈五尺四寸を備へ大正八年新設の花崗石玉垣を以て繞らされて居る。神殿は間口壹丈五尺五寸、入壹丈、床下六尺五寸で向拜紅梁上の松竹梅の彫刻や床下を斗組を以て支持したる等は世に注目せられて居る。

祝詞殿 木造、瓦葺、切妻造間口貳丈貳尺五寸、入九尺六寸

拜殿 木造、瓦葺、入母屋造間口五間入參間で前面に幅參尺の縁側を設け

大徳寺遺品

大梵字

稻荷社

向拜間口壹丈九尺六寸を附設する。向拜の大梁及び拜殿入口梁上の欄間の彫刻物は舊大徳寺の遺物である、殿内は左右中の三室に別たれ左右室間口參間入參間は平時は本籠町所有祭器収納室に充當され、祭時には世話方の集會所に充てられて居る、中室は方參間の板張、格天井で正面の壁上に靈應の木額と兩部時代の圓鏡其の左右に枝の附いた桃實の彫刻とを掲げ左右壇上に隨身二神を配し、更に此と相對して入口内部梁上に川原慶賀筆奔馬や、明人吳廷琛の神光文學の額面や、修繕記念額等が懸けられて居る、特に格天井百貳拾畫中の大梵字壹百貳拾字は頗る猷健なる作品で他に比類を見ず。

昇廊下 木造、瓦葺、切妻造間口六尺四寸、入貳丈六尺拜殿と祝詞殿との中に在りて之を連續す。

總て當社々殿の規模、構造、彫刻等は維新前大徳寺が御朱印地時代の威勢と榮光との一片鱗を直觀せしむる遺物で、規模の宏大なる結構の精緻なる、蓋當市神社中に於て其の右に出づるものは餘り多くはあるまい。

稻荷祠 神殿の東北隅に在る木造、瓦葺、入母屋造 間口七尺入壹丈參尺の建物で内部は正面入七尺の壇上に神座を設けその前方方壹間土間を神殿に充て

鳥居

鳥居 高壹丈參尺 巾壹丈壹尺

常夜燈

境内中段に建てらる、天満神社(額) 明治三十五年三月建立本籠町(銘)
常夜燈 一、拜殿前に在るもの 花崗石 高六尺六寸火袋八寸五分 火袋臺以下四尺六寸
二、御神燈壹對 明治六己丑年正月廿五日 三、兩國屋源石衛門光清姓重近 石工周防住市寶藤左衛門藤原元祖(銘)

照壁 永代常燈御願唐船海上往來安全 砂岩高 高壹丈壹尺竿石以下五尺七寸
天保六乙未年九月吉日 施主唐船方 當山現住辟穀百丈代(銘)

右の外に 文久二年壬戌九月吉日 江上美直敬奉納する處のもの壹對あり

獅子狛 殿前に在るもの 花崗石 高貳尺貳寸基石壹尺四寸五分 唐船修理方(銘) 壹對

水盟 安山岩 高貳尺八寸貳寸 壹箇

境石 安山岩(自然石) 高貳尺 橫壹尺五寸 壹箇

天然物

拜殿の右側に在りて大徳寺境石、現住百丈代天保十四卯年九月蒙命改建と記す
天然物 正殿の後方に松樹壹株あり周圍壹丈を數ふ、樹根上部約貳拾尺の部より樟樹寄生し青々として繁茂す、松樹の左右に二株の樟あれども未だ長大を誇るに足らず。

什寶物古文書記録等

一、隨身木像(倚) 高貳尺四寸 貳体

一、古鏡 雲形臺附 直徑壹尺貳寸 壹面

一、額 田中伊賀守藤原吉次(裏面銘) 高貳尺貳寸 壹面

一、額 菅原神社(書) 高貳尺貳寸(内額肆寸) 壹面

一、額 拜殿向拜梁上に掲ぐ 高貳尺貳寸(内額肆寸) 壹面

一、額 天明元年九月上浣 浙江汪竹里敬書(銘)一拜殿昇廊下口正面に掲ぐ 高貳尺貳寸七分 壹面

一、額 川原慶賀筆 奔馬(畫) 高貳尺貳寸(内額肆寸四分) 壹面

一、額 奉掛御寶前 天保七丙申歲正月元且 筑州吉田喜種、高島由武、寺田寶利、近藤正宣 高貳尺貳寸 壹面

一、額 鶴原重義、小川義次、村田吉辰(銘) 高貳尺貳寸 壹面

一、額 神光文字(書) 高貳尺貳寸 壹面

一、額 道光乙酉孟冬壬戌會狀 兩元吳廷琛書武林沈埏造敬梓 高貳尺貳寸 壹面

右の外明治三十九年當社大修繕、大正八年四月祝詞殿玉垣修繕記念額などが殿内に掲げらる

歴代神職

歴代神職世系

初代	田中近江有光	後改田中早苗	明治元年六月より	退職及歸國年月不明
兼務初代	八坂神社 <small>祠掌</small> 小西 成則		明治七年五月より	同十八年十一月まで在職拾貳ヶ年
兼務二代	八坂神社 <small>祠掌</small> 小西 孝則		明治三十八年十一月より	同四拾壹年六月まで在職拾壹ヶ年
兼務三代	大浦諏訪神社 <small>々掌</small> 今村 豊安		明治四十一年七月より	同四拾壹年七月まで在職拾壹ヶ年
兼務四代	八坂神社 <small>々掌</small> 小西 丈夫		大正十年十一月より	同十二年十二月まで在職九ヶ年
兼務五代	八幡神社 <small>々掌</small> 伊藤 義博		大正五年一月廿九日より	昭和三十年十月卅日迄在職拾參ヶ年

第十七節 伊良林稻荷神社

祭神 保食大神

相殿 八意思兼神

大宮能賣神

猿田彦神

大國主神

所在

長崎市伊良林町二丁目參拾四番地

維新前は長崎代官支配地明治五年長崎縣第一大區七小區肥前國彼杵郡長崎村伊良林

林郷字次石、明治十一年長崎縣西彼杵郡長崎村同郷、同二十一年同縣同郡上長崎村同郷六百八拾貳、六百八拾參、六百八拾四番合併地、大正九年十月一日長崎市に編入現在の地番となつた。

當社は長崎市の東北風頭山の北面高地で在つて有名なる龜山燒の竈跡は當社の左方である、市民は當社を指して次石社、若宮又は若宮稻荷様と唱へて居る、或は勤王稻荷と稱ふる人もある、二月初午及び十一月八日の祭禮には賽客が雲集する。

沿革 延寶元年出來大工町乙名若杉喜三太淨宣なる者故ありて、その邸内鎮守の若宮稻荷五社大明神を清淨の地に移さんとし、現社家の初代長左衛門と云ふ者が自家に所縁があるので、同人の開發地なる伊良林郷字次石の内の次石と稱する巨巖の傍に社地を卜して神聖をそこに奉遷し、自費を投じて社

若杉氏若宮稻荷社を奉祀す

勤王稻荷

殿を新築し春秋の祭祀や維持等は若杉氏に於て負擔することとし、長左衛門に宮守を託した。此の慣例は、維新後まで繼續された、後若杉家の歴代中には、京都吉田家に入門して神道を講習し神主の資格を得たものもあり、此等は親しく祭典を掌理したものであつた、若宮様と呼ぶのは是より後のことである。是を當社の起原とする。(社傳)然るに伊良林郷民追々に當社を崇敬し、當時郷内には別に鎮座の神社が無かつたから、即ち伊良林郷の鎮守と仰ぐに至つた。

若杉氏邸内の鎮守稻荷は、其の昔若杉氏が河内國錦部郡明治二十九年郡を廢し南河内郡に編入さる五文字村に住居して居た頃より楠公の守護神なりしと傳ふる所の若宮稻荷大明神を一家の鎮守神として邸内に奉祀して居た。寛永元年、當時の戸主若杉八左衛門淨祐故ありて長崎に移住することとなりし折、年來奉仕の縁山棄てがたく、神璽を槍袋に納めて長崎に供奉し、直ちに地を求めて邸宅を構へ即ち邸内に安置し朝夕奉齋を怠らなかつたが、神威を汚瀆し奉らんことを怖れ三代喜三太に至り淨地に奉遷したものであつた。(若杉家々傳)

現社掌松尾家の傳説に依ればその遠祖某氏名不詳年來稻荷社を信奉して居

若杉家と稻荷社との關係

伊良林鎮守社

幾穂大明神

次石社

細井因幡守神殿改築

崇敬者

たが若宮稻荷大明神奉祀に先だち年代不詳長崎村伊良林郷字次石ツキイシなる現在の地に社地を下して保食大神を勸請して幾穂大明神と稱し、朝夕に祭祀を怠らなかつた。仍て附近では是を次石社と呼んで居た。次石社の稱呼は幕府時代を通じて一般に呼ばれて居たが明治に及びて全く世人に忘れられて居る。元文元年三月長崎奉行細井因幡守安明、靈驗に感ずる所ありて新道(現社前より伊良林町に至る道路)を開鑿し従前は禪林寺の左より大窪山の峯に近き細道を傳つたものであつた神殿を改築した。此の時町年寄久松善兵衛等は銀子若干を寄進し、若杉吉郎次淨興當時長崎會所目附工事を督した、工竣るの後諏訪神社大宮司青木若狭守を聘して正遷宮を奉仕した。當社が若宮稻荷社として世間に周知せられたのは此の時代からである。當時因幡守の新築せし神殿は棟板と共に同境内に保存す。安政五年三月四日宮守鹿太郎は神祇伯白川家につき神道傳授を了して祠官に任じ、冠、布齋服、淺着差貫の着用を許可せられ伊賀と改名した。元治元年十月神祇官白川伯玉より正一位若宮少將大明神の號を贈られた。元文以降世々の長崎奉行は、當社を尊崇し時に參拜せしこともあつた。當地唐人屋敷在留の支那人等も名を參拜に藉りて當社境内に一日の清遊を試み

勤王稻荷

伊良林稻荷神社

社

鎮座二百年祭

村社に指定さ

る者も在つて當社は支那人等より定例の寄付銀を受領して居た。(年代及び額不明)
明治維新前後に於て薩、長、土、肥其の他各藩より志士の來往する者絶ゆる事が無かつたが、此等の多くは常に當社に奉養した者で、彼等は勤王稻荷を以て當社を呼んで居た。勤王稻荷の名稱につきては其の由來全く不明であるが是れ全く楠公の守護神であつたと云ふ傳説に因由するものと思はる。

明治元年十二月十五日 長崎裁判所總督澤宜嘉親しく當社に參拜あり社號を伊良林稻荷神社と改稱せられた。此の時社職光興に「世の人のつとむる道はおほけれど誠のほかはあらしとそおもふ」の一首を扇面に揮毫して下賜され、ついで若杉一家及び伊良林郷民之願に依り宮守松尾鹿太郎(改光興)を當社人に命せられ風折鳥帽子淨衣白差貫着用すべく申渡された。

明治六年七月 當社鎮座二百年大祭を執行し從來同社籠所として社人の住宅を兼ねたる建物を擴張したが、此の時所有主若杉家は此の住宅を祠掌に永世貸與した。

明治七年五月五日 社人光興當社祠掌を申付けられた。

明治七年五月八日 社格を長崎村社に指定せられた。

社地擴張

社掌壹人

改築

明治十四年〇月 社地狹隘で參拜者の便宜よろしからざりし爲め五拾四坪を擴張し正殿左側の荒蕪地を築上げ高四間の石垣を新設し新道四拾間を崖下に開鑿した。

明治十六年 社殿所在地が狹隘で、大祭式日に參拜者の集合するのに混雜甚だしく不便が多いので神殿前面及び側面の地四拾坪(横拾貳間、縦五間)を擴張した今の繪馬堂所在地が其の一部分で、此の地は雜木繁茂せる傾斜地であつたから崖を穿ちて地を均らし石壁を築造した。

明治二十八年十一月廿日 當社々掌を一人となすの件其の筋の認可あり。

明治二十九年十一月廿五日 去る廿八年より社殿の全改築境内の大改修を企て汎く經費一萬數千圓を長崎市内外の信徒一般に求めて、社殿の位置を現位置に更め正殿、渡殿、祝詞殿、昇廊下、舞殿、拜殿、末社、神饌所、社務所等を新築し尋いで社域の擴張、外苑の新設等約二ヶ年の歳月を経て三十年十一月工營漸く竣成したのであるが、正殿は此の月落成したので此の日を以て正遷宮を行つた。此に於て境内の輪奐一新した。蓋し舊正殿は今の岩戸社の位置(正殿背後の巨岩を大石と稱す)に在つたので神威尊嚴の維持上高燥なる現在

神幣帛料供進神社に指定

社

社地設定

新築改修

現勢

年中行事

の巨巖上を殿域に撰擇したのであつた。明治四十年七月二十六日上長崎村に於ける神饌幣帛料供進神社に指定せられた。大正三年廻廊を新設し正殿、祝詞殿、昇殿等に屋根替を行つた。大正六年九月一日當社境内は、從來社家松尾氏の私有地であつたので昨年十二月十五日之を當社地に設定編入方を出願して居たが、本日(註)を以て許可せられた即ち左の通りである。

一、宅地八五百拾貳坪
 一、畑壹畝四歩
 一、山林貳畝貳拾貳歩

大正十年十一月、當社一ノ鳥居高貳丈は伊良林町八番地前の街路にあつて前面は急勾配の坂路に直面し且地域狭少なるを以て、交通上の便宜を慮り附近有志の發議により現地位なる伊良林郷次石六百五拾六番地に移轉した。大正十二年十二月二十四日より二十六日まで三日間當社鎮座二百五十年祭を執行した。是より先き昨十一年六月鎮座紀念祭執行の議を決し、此の機

社域擴張

現勢

年中行事

に於て大方の献資を求めて舞殿、屋根替、神饌所、神庫、神符授與所、混疑土境塙の新設境内外の改修參道新設修理等を行ひ大に境内外を整理した。

大正十三年八月三十日 神社境内の威嚴と風致上の必要とより境外地七畝廿四歩(代金七百八拾九圓)山林(龜山の地)壹反八畝貳歩(代金七百參拾五圓)原野貳畝拾貳歩(代金百七拾六圓)を購入して當社境外地に充てた。

昭和二年三月 山林七畝貳拾七歩(代價金五百二十圓)伊良林町二丁目六二三番地を購入して境外地とした。

目下社掌壹名崇敬者千貳百名、毎月壹日、十五日を月次祭とし毎年十月十五日を以て例祭を執行する。毎月午の日、小祭

一月十五日 伊良林郷内安全祈願祭
 三月初午日 初午祭(前日即ち巳の日に巳日祭あり)
 六月十五日 伊良林郷内安全祈願祭

此の日は、當社鎮座の當日なりと傳へ、膨れ餅(麥粉にて製す)を上つるの舊慣がありて今尙ほ之を繼續して居る、此れは現社家の初代の頃家



伊良林稻荷神社の舊圖

に老母があつた、或夜神を祀ると夢みたが翌朝稻荷社を勸請し奉ることとなつたので、夢の告げと符號するまゝ非常に喜び、農家のことゝて上つるべき供物もないので、折しも出来合の膨れ餅を神前に捧げ、是より後稻荷社を祭つて今日に至りしものと傳へられて居る。

十一月八日 吹子祭

等は当社特有の祭禮であらう。

昭和二年度経費豫算收入金貳千圓

社入金壹千四百圓 寄付金參百八拾圓

支出同上

祭典費參百圓 諸給金九百圓等、昭和元年度決算金貳千圓で貳千五百圓の基本金を有して居る。

境内 八百九拾七坪

(無税)

民有地

宅地 五百拾貳坪

畑 壹畝四歩

山林 貳畝貳拾貳歩

境外地 貳百七拾坪 壹合七勺

畑 壹段六歩

山林 貳段五畝貳拾九步

維新以前は全部有租地であつた。即ち左の如し

明治四年八月

社内郷地 四百拾六坪壹合八勺

此年買參斗貳升壹合四勺 長崎村庄屋へ納む

末社地 七拾六坪貳合五勺

此年買米參升 長崎村庄屋へ納む

境内建物

正殿 西北に面す、木造(總檜)柿皮葺、流造 間口壹丈壹尺七寸、入七尺七寸、
八尺、入貳尺で刎勾欄附廻縁を繞らし濱縁間口七尺八寸を備ふ。神殿は間口七尺八寸、
入九尺で楣頭に伊勢神宮大宮司冷泉爲紀の筆なる戩殺の扁額を掲ぐ。

渡殿 木造(總檜)柿皮葺、切妻造 間口六尺七寸、入壹丈四尺五寸

祝詞殿 木造(總檜)柿皮葺、入母屋造 間口壹丈貳尺八寸、入六尺九寸 疊敷

昇廊下 木造、柿皮葺、切妻造 間口六尺八寸、入壹丈七尺

舞殿 木造、瓦葺、切妻造 方壹丈 疊敷

拜殿 木造、瓦葺、入母屋造間口貳丈五尺六寸、入壹丈九尺參寸、向拜無シ。で刎勾欄附廻縁を繞らす、堂内は格天井床板張で正面梁上に伊良林稻荷神社と匾す、太宰府浩瀚の筆である。

以上の内拜殿を除く諸殿は何れも山中に蹠踞せる大磐石上に連り建てられその蜿々たる結構は頗る壯嚴を盡して居る、既に前に述べたる如く當社は最初以上諸殿の右側なる次石(今の岩戸社の地)に社殿を構へたものであるが、元文元年新道を開穿せし以來、社殿は直ちに通路と直接し、且地域狹隘で祭時の混雜甚だしいので明治廿九年時の社掌松尾光俊は廣く信徒の寄付を求めて社殿全部を現在の位置に移轉新築したことは前述の通りである。

繪馬堂 拜殿の右側前面に在り、木造、瓦葺、入母屋造、平屋間口參丈貳尺入壹丈、で一半間口壹丈參尺を神符授與所に充つ。

手水舎 拜殿の左側巨巖の下に在り、木造、瓦葺、切妻造の建物で内に高貳尺壹寸、前巾六尺八寸、入五尺五寸の石盥を置き巖上より滴り落つる清水を受けて居る。社務所 木造、瓦葺、切妻造、平屋間口六間半入五間

鳥居 八基あり伊良林町二丁目街路、當社への昇り口より拜殿前面に至りて凡そ貳町餘の間大小の朱塗木鳥居連続し之を過ぐるに恰も丹霞洞天を往くが如し、石鳥居は此の間に點在する。

石鳥居

花崗石

高壹丈九尺
巾壹丈六尺

壹基

〔伊良林稻荷〕(額) 明治卅三年一月橋本雄造外百五十名發起者伊良林中

右の外明治廿年六月越後寅吉等、嘉永四年九月山口文隆等、文久四年二月山下吉太郎、年次不明森田春房等、嘉永六年八月爲唐船安全日願中、天明四年銀屋町山田久右衛門等奉納するもの計八基あり

常夜燈

安山岩

高壹丈 火袋壹尺九寸
火袋臺以下五尺

壹對

參道口なる當社壁に在りて元治二年乙丑二月吉日建立當村中と銘す、

右の外大正十二年十月井上英雄等、明和九年九月松浦懷忠等、年次不詳明石賢重等、明治三十四年南高來郡串山村本多ユキ等、大正四年十一月橋本清等、癸亥年南高來郡串山村下田重次郎母とめ、年次不詳武陽水野鉉太夫、天保十一年二月小田辰藏寺、元治二年等がある。

靈狐像

黃銅

高貳尺五寸
礎柱參尺

壹基

本殿直前に在り

〔奉明治三十四年八月施主山内善三郎正賢京都國松駒太郎作、山内東京本店、大坂、長崎、新潟各支店々員〕(左) 献文字同前(右) (銘) 右の外和田太兵衛等奉納(二ノ鳥居側)天保三年十一月市中錦屋中奉納(六鳥居側)等がある。

長崎市史地誌編 伊良林稻荷神社

一五八

獅子

石

高壹尺九寸
礎石參尺

岩戸神社側に在り

(無銘)

記念碑

1. 社殿造營碑

銅板高七尺
巾五尺六寸

壹基

拜殿左側の巨巖側面を穿ちて此所に箝着せしめ當社沿革大要及び寄付者人名を鐫つてある。

伊良林稻荷神社造營記

本社の創立は延寶元年に在て享保二十一年長崎奉行細井因幡守の再建に係る爾來賽客肩摩祠域頗る狹隘を覺う志士深く之を憂へ其造營を企圖するもの茲に多年今や時機人意と投合一舉此巨工を起す、社殿の改造苑庭の新營凸處は之を截り凹處は之を填め磴道連延石欄整列嘉木秀で而て奇巖峙ち天造人爲相助て以て其局面を一新し規模往時に十倍す嗚呼神徳の及ぶ所抑亦瞻仰す可き也工を明治二十八年十二月に起し竣りを三十年十一月に告く獻金壹萬數千圓尙ほ其餘金を存す乃ち之を本社の基本財となし遂に維持會を設け永遠に備ふ各委員拮据の力是に於て益々顯る因て委

員及び各翼贊者の姓名を刻し不朽に傳ふと云ふ

明治三十一年十二月穀旦 小曾根星海篆額

社掌 松尾光俊謹記並書

寄付者松田庄三郎外約千貳百名 列記氏名略す

2. 御鎮座式百五拾年奉仕記念碑

高六尺周七尺
礎石四尺

壹基

拜殿の左前面に建ちたる黒島石製の圓柱で、其の周圍に寄付者總人員八百餘名寄付募集委員井上英雄外參拾六名の姓名を録し、圓柱の下部礎石に左の記念文を刻してある。

大正十一年六月十五日集會、伊良林總代より當社御鎮座二百五十年祭奉仕の件發議あり、依て崇敬者總代會議之上寄付募集委員及左記委員を撰び諸般の設備を整ふ、同十二年十月廿四日より廿六日まで三日間記念祝祭を舉行す、感謝極りなし。茲に寄付者芳名を録し永遠に傳ふ。

大正十三年八月

社掌 松尾 融

經理委員 井上英雄

手島 忠造

工事委員 浦川嘉市 高橋 太重

大正庶務委員 荒木 真 粟津菊次郎

大正十一年 工事要目

舞殿屋根修繕、岩戸神社及末社修繕、神饌所及神器庫、

外園地及御手洗所水道改造、境内庭土入及煉塀修繕、

表參道川筋土手新設、裏參道及外園道路改造、

神符授與所設置其他記念碑建設等。

末社

岩戸神社

祭神 保食大神

拜殿の右側舊正殿所在地に在りて西南に面す、木造、瓦葺、

入母屋造

参尺貳寸 入壹丈七尺貳寸

で社頭に大社教管長千家尊愛筆なる岩戸神社の額を掲ぐ、殿内

岩戸神社

次石社

は疊敷で正面に間口七尺餘の壇を設けて祭神を安置す、格天井百八枚の畫圖は畫伯小波魚青及び其の門人等の描く所で、丹青の草花に彩られて居る。勸請年月沿革等不詳なるが往昔現社家の祖先が奉祀せるもので、延寶元年若宮社當地に鎮座の際より同社に合祀し、明治卅年に至りて分社したものである。現在社殿の後方の巨巖は里俗之を次石ツキイシと稱し此の石に依りて所在地に字名を生じ又當社を次石社と呼んだものである。

荒熊社

祭神 保食大神

勸請年月沿革等不詳

岩戸神社の右側に在りて南面す、木造、瓦葺、向切妻造

で前面入参尺を板張拜座とし、神壇には六寶、繁富の二大明神を合祀して居

る、建物は嘉永七年四月吉日の建立、明治三十年及び大正二年に改築し又大

正十二年に塗替へたものである。

故山神社

祭神 保食大神 (故山明神)

長崎市史地誌編 伊良林稻荷神社

故山社

勸請年月沿革不詳

岩戸神社の後方に在り、木造、瓦葺、切妻造、間口六尺六寸、入七尺四寸内拜座四尺参寸、爐柏町舊乙名竹下氏の鎮守であつたが、同家より當社内に奉遷し祭祀は毎年十月十九日今も同家より之を主宰して居る。明治十二年の再建にかゝり明治三十年及び大正十二年に塗替。

正宮社

正宮神社

祭神 保食大神

岩戸神社の後方に接す、参尺八寸、入五尺の木造、瓦葺、向切妻造で當社末三十六社の一である、明治十二年の再建にかゝり明治三十年及び大正十二年に塗替たものである。

末社

右の外維新前より當社三十六社と稱する末社及び維新後私人より託せられ境内に奉齋する末社(何れも小石祠高貳尺巾壹尺内に祀る)を左に列記しやう。
福富大明神 明治三十四年十一月再建 手島榮治
散阜大明神 明治三十四年十一月再建 岩瀬龜之助
行尾大明神 明治三十四年十一月再建 松尾作市外四名

梅本大明神

廣世屋治吉

荒山大明神

荒木伊助

檜宮大明神

佐々清三郎 外四名

武光大明神

江崎龜之助

倉崎大明神

西 周藏

崎嶺大明神

山口喜市

福祐大明神

米屋吉兵衛

浪岡大明神

田原屋店吉助

梅宮大明神

嘉永七年甲寅四月吉日 荒木昌三

光元大明神

江崎興之助

清若大明神

梶林太郎

繁吉大明神

元治元年三月吉日 三木屋兼次郎外一名

綾舟大明神

江崎清兵衛

高倉大明神

高倉氏森氏

吉若大明神

嘉永七年甲寅四月吉日 柏原茂十郎

光宮大明神

文化十四年五月吉日 元九社

森松大明神

山口幸女他一名 喜與若大明神 袋屋與八郎

杉若大明神

目 菊太郎 岩玉大明神 岩永作平治外一名

繁若大明神

嘉永七年甲寅四月吉日 鶴田多三郎外一名

正竹大明神

加悦善輔

豊松大明神

丹羽常助

三島大明神

中川屋良

住倉大明神

伊藤氏